

# 国 史 跡

おおだいやまもと

## 大平山元遺跡保存管理計画

2016（平成28）年3月

青森県東津軽郡外ヶ浜町  
外ヶ浜町教育委員会

# 国史跡「大平山元遺跡」とは

おおだいやまもと

大平山元遺跡は、後期旧石器時代後半期から縄文時代草創期への移り変わりの様相を追うことができる遺跡です。

旧石器時代の特徴としては、主に関東地方や中部地方で見られる石器である「有樋尖頭器」や北海道等で流行した「湧別技法」と呼ばれる特徴的な石器の作り方をういた「細石刃石器群」、関東地方より西の方との関係を示す「野岳・休場型」に分類される「黒曜石製細石刃核」などがみつかっています。これらのような日本列島各地との関係を示す石器が多く見つかる旧石器時代の遺跡は、北日本では他に例がありません。

縄文時代草創期では、「神子柴・長者久保石器群」と呼ばれる石器群とともに無文土器片や石鏃が確認され、その土器が最古段階の土器であることが明らかになりました。

このように史跡大平山元遺跡は、後期旧石器時代後半期から縄文時代草創期への石器群の移り変わり等をたどることができ、土器誕生の背景やその前後の様相を、検討する上で極めて重要な情報を持っている、縄文時代の始まりを示す遺跡です。

遠景 南上空より





神子柴・長者久保石器群と土器片・石鏃



細石刃石器群



有槌尖頭器石器群

# 国 史 跡

おおだいやまもと

## 大平山元遺跡保存管理計画

2016（平成28）年3月

青森県東津軽郡外ヶ浜町  
外ヶ浜町教育委員会



## 序

大平山元遺跡は、後期旧石器時代後半期から縄文時代草創期まで、石器の特徴や生活に関わるものの移り変わりを追うことができる遺跡です。

2013（平成25）年3月に国の史跡の指定を受け、適切に保存し、次世代へ伝えていくための基本方針や関係法令等に基づく保存管理の具体的施策、管理体制の構築、整備・活用の方針等を明らかにするため、本保存管理計画の策定に努めて参りました。これから、本計画の目的を達成できるよう取り組む所存です。

最後になりましたが、本計画書策定にあたり、ご指導、ご協力を賜りました文化庁及び青森県教育委員会、大平山元遺跡等整備活用検討会議の委員長はじめ、委員の方々、関係者の皆様に厚くお礼申し上げますとともに、今後の整備に向けて、引き続きのご支援をお願い申し上げます。

2016（平成28）年3月31日

外ヶ浜町教育委員会

教育長 村 田 長 年

## 例 言

1. 本書は、史跡大平山元遺跡の保存管理計画である。
2. 策定は、2013（平成25）～2015（平成27）年度に実施した。
3. 策定にあたっては、外ヶ浜町大平山元遺跡等整備活用検討会議を設置し助言等をうけた。

# 目 次

国史跡「大平山元遺跡」とは

口絵 大平山元遺跡出土遺物

序

例言

目次

## 第1章 保存管理計画策定の目的と経緯

|   |                 |   |
|---|-----------------|---|
| 1 | 目 的             | 1 |
| 2 | 基本方針            | 1 |
|   | （1）史跡の適切な保存管理   |   |
|   | （2）整備・公開・活用の推進  |   |
|   | （3）管理運営体制の整備と推進 |   |
|   | （4）経過観察の実施      |   |
| 3 | 経緯              | 1 |
|   | （1）計画策定の経緯      |   |
|   | （2）委員会の設置       |   |
|   | （3）審議経過         |   |
| 4 | 計画の位置付け         | 5 |
|   | （1）行政計画との関連及び連携 |   |
|   | （2）計画の実施        |   |

## 第2章 史跡をとりまく環境

|   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 自然環境    | 7 |
|   | （1）地勢   |   |
|   | （2）地質   |   |
|   | （3）地形分類 |   |
|   | （4）蟹田川  |   |

|           |    |
|-----------|----|
| (5) 気候    |    |
| (6) 植物    |    |
| (7) 動物    |    |
| 2 社会環境    | 15 |
| (1) 交通    |    |
| (2) 人口    |    |
| (3) 産業    |    |
| (4) 観光    |    |
| 3 歴史的環境   | 18 |
| (1) 町の来歴  |    |
| (2) 町内の遺跡 |    |
| (3) 文化財   |    |

### 第3章 史跡の概要

|                      |    |
|----------------------|----|
| 1 史跡の位置              | 26 |
| 2 史跡指定に至るまでの発掘調査     | 28 |
| (1) 遺跡の発見及び発掘調査に至る経緯 |    |
| (2) 発掘調査の概要          |    |
| (3) 各遺跡の概要           |    |
| (4) 発掘調査の一覧          |    |
| (5) 発掘調査報告書の一覧       |    |

### 第4章 史跡指定の状況

|                                            |    |
|--------------------------------------------|----|
| 1 史跡指定に至る経緯                                | 43 |
| 2 史跡の指定状況                                  | 47 |
| 3 史跡の本質的価値                                 | 51 |
| (1) 後期旧石器時代後半期から縄文時代草創期への移行の様相を知ることができること  |    |
| (2) 後期旧石器時代後半期における日本列島各地との関係を示す石器が多数出土すること |    |
| (3) それら遺物群がそれぞれまとまって分布し生活と製作の場が特定できること     |    |
| 4 保存管理の現況                                  | 52 |
| (1) 発掘調査区の保存管理                             |    |
| (2) 土地所有、土地利用の現状と保存管理                      |    |
| (3) 法的規制                                   |    |

## 第5章 保存管理

|   |                     |    |
|---|---------------------|----|
| 1 | 構成要素                | 59 |
|   | （1）史跡の本質的価値を構成する諸要素 |    |
|   | （2）その他の諸要素          |    |
| 2 | 保存管理の方法             | 61 |
|   | （1）地区の区分            |    |
| 3 | 現状変更の取扱             | 61 |
|   | （1）現状変更の取扱方針        |    |
|   | （2）現状変更等の許可が不要な行為   |    |
|   | （3）現状変更許可申請等の手続き    |    |
|   | （4）指定地の公有地化         |    |
|   | （5）指定地内の農地の用途変更     |    |
| 4 | 追加指定と公有地化           | 68 |
| 5 | 周辺環境の一体的保全の方法       | 68 |
|   | （1）周辺環境の適切な保存管理     |    |
|   | （2）法的規制             |    |
| 6 | 住民生活との調和            | 69 |
|   | （1）調和に関する考え方        |    |
|   | （2）具体的な施策           |    |

## 第6章 整備公開・活用

|   |             |    |
|---|-------------|----|
| 1 | 基本方針        | 73 |
|   | （1）主題       |    |
|   | （2）基本方針     |    |
| 2 | 整備の課題と方法    | 74 |
|   | （1）第1種地区    |    |
|   | （2）第2種地区    |    |
|   | （3）第3種地区    |    |
|   | （4）第4種地区    |    |
|   | （5）史跡指定地隣接地 |    |
|   | （6）ガイダンス施設  |    |
|   | （7）その他      |    |
| 3 | 活用          | 75 |

## 第7章 運営体制の整備と運営

- 1 保存管理体制の整備と役割分担 . . . . . 76
- 2 地域住民等と行政の連携・協働 . . . . . 76
- 3 地域住民参加の仕組み . . . . . 76
- 4 持続的運営のための定期確認 . . . . . 76

## 第8章 経過観察の実施

- 1 史跡及びその周辺に影響を与える要因と方策 . . . . . 77
  - (1) 本史跡への影響
  - (2) 周辺環境への影響
  - (3) 史跡内外に共通する影響

## 付 章 世界文化遺産と大平山元遺跡

- 1 経緯 . . . . . 79
- 2 資産（プロパティ）と緩衝地帯（バッファゾーン）の範囲設定について . . . . . 79
- 3 管理体制について . . . . . 80

## 引用参考文献 . . . . . 81

## 関係法令 . . . . . 82

## 第1章 保存管理計画策定の目的と経緯

### 1 目的

本保存管理計画は、史跡大平山元遺跡の本質的価値を適切に保存し、次世代へ伝えていくための基本方針や関係法令等に基づく保存管理の具体的施策、管理体制の構築、整備・活用の方針等を明らかにすることを目的とする。

### 2 基本方針

目標を達成させるため、基本方針として次の4つの項目を定める。

#### (1) 史跡の適切な保存管理

史跡の本質的価値を構成する諸要素については、厳密な保護を図る。そのための現状変更の取扱い等については本保存管理計画において整理する。

#### (2) 整備・公開・活用の推進

史跡の保存管理と次世代への継承を確実に図るため、公有地化を図り、整備・公開・活用を進める。本保存管理計画において基本方針を示し、整備基本構想、整備基本計画は、別途策定する。

#### (3) 管理運営体制の整備と推進

史跡の保存管理と次世代への継承を確実に図るため、外ヶ浜町と地域住民との協働を基本とする持続可能な運営体制の整備を進め、本保存管理計画において基本方針を示す。

#### (4) 経過観察の実施

史跡の本質的価値に対して与える負の影響の可能性について検討し、その原因となる可能性のある諸要素について把握を行うとともに、それらに対する継続的な監視と対応を行う。

### 3 経緯

#### (1) 計画策定の経緯

大平山元遺跡の保存に向けた取り組みは、2000（平成12）年度から開始し、2011（平成23）年度にはすべての発掘調査の結果をまとめた総括報告書を刊行した。それらの成果を受け、2012（平成24）年7月26日付け外教社第416号で史跡指定及び管理団体指定の意見具申書を提出したところ、同年11月16日文化審議会長から文部科学大臣へ史跡指定の答申があった。答申を受け、外ヶ浜町では、史跡の適切な保存と活用に向けた取り組みを速やかに行うべく、体制を整備するための準備委員会を2013（平成25）年2月8日に開催し委員から助言を受けた。

2013（平成25）年3月27日、官報告示号外第63号、文部科学省告示第39号により、文化財保護法に基づく史跡に指定された。適正かつ厳格な保護が図られたことを受け、外ヶ浜町では、史跡大平山元遺跡保存管理計画策定本部を立ち上げ、計画策定のための助言等をうけるための外ヶ浜町大平山元遺跡等整備活用検討会議を設置した。

また、保存管理計画策定にあたっては、引き続いて策定する予定の整備基本構想、整備基本計画を念頭におき、整備や活用についても考慮することとした。

(2) 委員会の設置

委員会の設置にあたっては、外ヶ浜町大平山元遺跡等整備活用検討会議設置要綱を定め、学識経験者、自治会関係者、地権者等から委員を選任した。

大平山元遺跡等整備活用検討会議委員名簿

委員長 川 口 潤 (青森県埋蔵文化財調査センター副参事GM)  
副委員長 一町田 工 (三内丸山遺跡応援隊会長)  
稲 田 孝 司 (岡山大学名誉教授)  
岡 村 道 雄 (奈良文化財研究所名誉研究員)  
三 宅 徹 也 (元青森県埋蔵文化財調査センター次長)  
山 口 義 伸 (元青森県立浪岡高等学校教諭)  
三 橋 隆 (外ヶ浜町自治会連絡協議会長) 2013 (平成25) 年度  
野 藤 勝 雄 (外ヶ浜町自治会連絡協議会長) 2014 (平成26) 年度から  
笹 木 耕 一 (外ヶ浜町大平地区区長)  
尾 野 敏 (地権者代表)  
中 野 仁 (外ヶ浜町教育委員会教育委員)  
佐々木 文 武 (外ヶ浜町文化財保護審議会会長)  
鈴 木 進 (外ヶ浜町議会総務文教常任委員会委員長、  
外ヶ浜町議会議長平成2015 (平成27) 年5月6日から)  
宮 本 一 男 (外ヶ浜町役場参事総務課長事務取扱)  
(敬称略)

指導機関

文化庁文化財部記念物課  
青森県教育庁文化財保護課



## 外ヶ浜町大平山元遺跡等整備活用検討会議設置要綱

### (設置)

第1条 大平山元遺跡等を整備・活用するため、「大平山元遺跡等整備活用検討会議」（以下「検討会議」という）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 検討会議は、大平山元遺跡等の整備や活用に関する次のことについて審議し、外ヶ浜町教育委員会に意見を具申する。

- (1) 保存や活用に関すること
- (2) 保存管理計画策定に関すること
- (3) 整備基本構想策定に関すること
- (4) 整備基本計画策定に関すること
- (5) その他必要な事項

### (構成)

第3条 検討会議は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長及び副委員長は委員の互選によって定める。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員は教育委員会が選任する。
- 5 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めるもの

### (会議)

第4条 検討会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

### (任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

### (服務)

第6条 委員は会議において知り得た情報を漏らしてはならない。

### (作業部会)

第7条 検討会議に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、教育委員会社会教育課、同学務課、総務課及び産業観光課、建設課からの若干名で組織する。
- 3 作業部会は、検討会議の所掌事項に関し、必要な調査・検討を行う。

### (庶務)

第8条 検討会議の庶務は、外ヶ浜町教育委員会事務局が担当する。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

## 史跡大平山元遺跡保存活用管理体制

保存管理計画策定本部

構成：町長、副町長、教育長、総務課長

整備基本構想策定本部

構成：町長、副町長、教育長、総務課長

整備基本計画策定本部

構成：町長、副町長、教育長、総務課長

※副町長は、2014（平成26）年1月1日から

作業部会委員

外ヶ浜町教育委員会学務課長

外ヶ浜町役場建設課長、建設担当者

外ヶ浜町役場産業観光課長、観光担当者、林業担当者

外ヶ浜町役場総務課総合計画等担当者、財政担当者

外ヶ浜町役場農業委員会担当者

事務局

外ヶ浜町教育委員会 教育長 村田 長年

外ヶ浜町教育委員会社会教育課 課長 金沢 勝 2013（平成25）年度

沼田 修身 2014（平成26）・2015（平成27）年度

外ヶ浜町教育委員会社会教育課 課長補佐 沼田 修身 2013（平成25）年度調整監

三上 豊 2014（平成26）・2015（平成27）年度

外ヶ浜町教育委員会社会教育課 担当者 駒田 透

（敬称略）

### （3）審議経過

本計画の素案作成にあたり、前述の準備委員会を2013（平成25）年2月8日に開催、意見を集約し指導された事項を取り入れ、大枠の資料作成に入った。事前の作業部会を2013（平成25）年4月11日に開催し、大枠の説明と意見集約を行い、策定の際の留意点等を確認、関係法令についてまとめた。素案が完成し、青森県教育庁文化財保護課と第1回外ヶ浜町大平山元遺跡等整備活用検討会議の進め方等について協議した。各委員へ素案を郵送し事前確認を行った。第1回外ヶ浜町大平山元遺跡等整備活用検討会議を同年6月12日に開催し、川口潤委員長及び一町田工副委員長の選出、素案への指導助言を受けた。翌6月13日委員長と指導助言内容の確認を行った。同時に青森県教育庁文化財保護課とも確認を行っている。

各委員の意見を再度受けて素案を修正し、9月26日委員長及び青森県教育庁文化財保護課と内容の確認を実施し、さらに10月2日及び10月29日委員長と確認を行った。

修正案については、各委員へ郵送し、11月7日に、第2回の外ヶ浜町大平山元遺跡等整備活用検討会議を開催し資料とした。会議において指導助言を受けた内容の確認を委員長と青森県教育庁文化財保護課と行った。第2回目後の修正を繰り返し行い、2014（平成26）年度内に文化庁史跡部門の確認を受けた。同年11月20日、第3回目の会議を開き、2015（平成27）年12月2日第4回目の会議を開催し、会議において指導助言を受けた内容の確認を委員長と青森県教育庁文化財保護課と行い修文した。各委員へ郵送し、確認や修正を受けた後、委員長と最終の確認を行って集約し、策定となった。



外ヶ浜町大平山元遺跡等整備活用検討会議

#### 4 計画の位置付け

##### (1) 行政計画との関連及び連携

本保存管理計画は、史跡大平山元遺跡を適切に保存管理するための具体的な計画であるが、策定にあたっては、町の各行政計画との整合性を図っている。

町では2005（平成17）年の町村合併後、【他に負けない町づくり】をテーマに観光を中心とした施策を展開しており、『総合計画』2006（平成18）～2015（平成27）年度を策定し、「誇りと愛着のあふれるまちづくり（教育・文化の振興）」の章の中「地域文化の醸成」において埋蔵文化財の保護がうたわれている。『総合計画』のもと、具体的な施策を展開する上で、『新しい町づくり計画』や『山村振興計画』等の行政計画を策定し、それらの中でも埋蔵文化財の保存や保護等が施策として位置付けられている。

また、教育委員会で年度毎に策定している「外ヶ浜町の教育」において具体的な事業を展開・実施している。本保存管理計画は、『総合計画』のもと、他の行政計画と連携を図りながら史跡の適切な保存管理を目指すものである。

適切な保存管理の実施と推進体制を整備するため、庁内に保存活用管理体制として、「保存管理計画策定本部」「整備基本構想策定本部」「整備基本計画策定本部」を2013（平成25）年度に立ち上げた。現在、学校教育や社会教育の中では、生徒・児童を対象とした文化財に関する学習及び各種の体験学習を行っている。また、住民による史跡周辺の清掃活動も行われている。今後は、保存と活用に関わる組織の立ち上げや、公民館活動ボランティアグループや婦人会等の町民団体や史跡をもつ他の自治体と連携を深めていく必要がある。

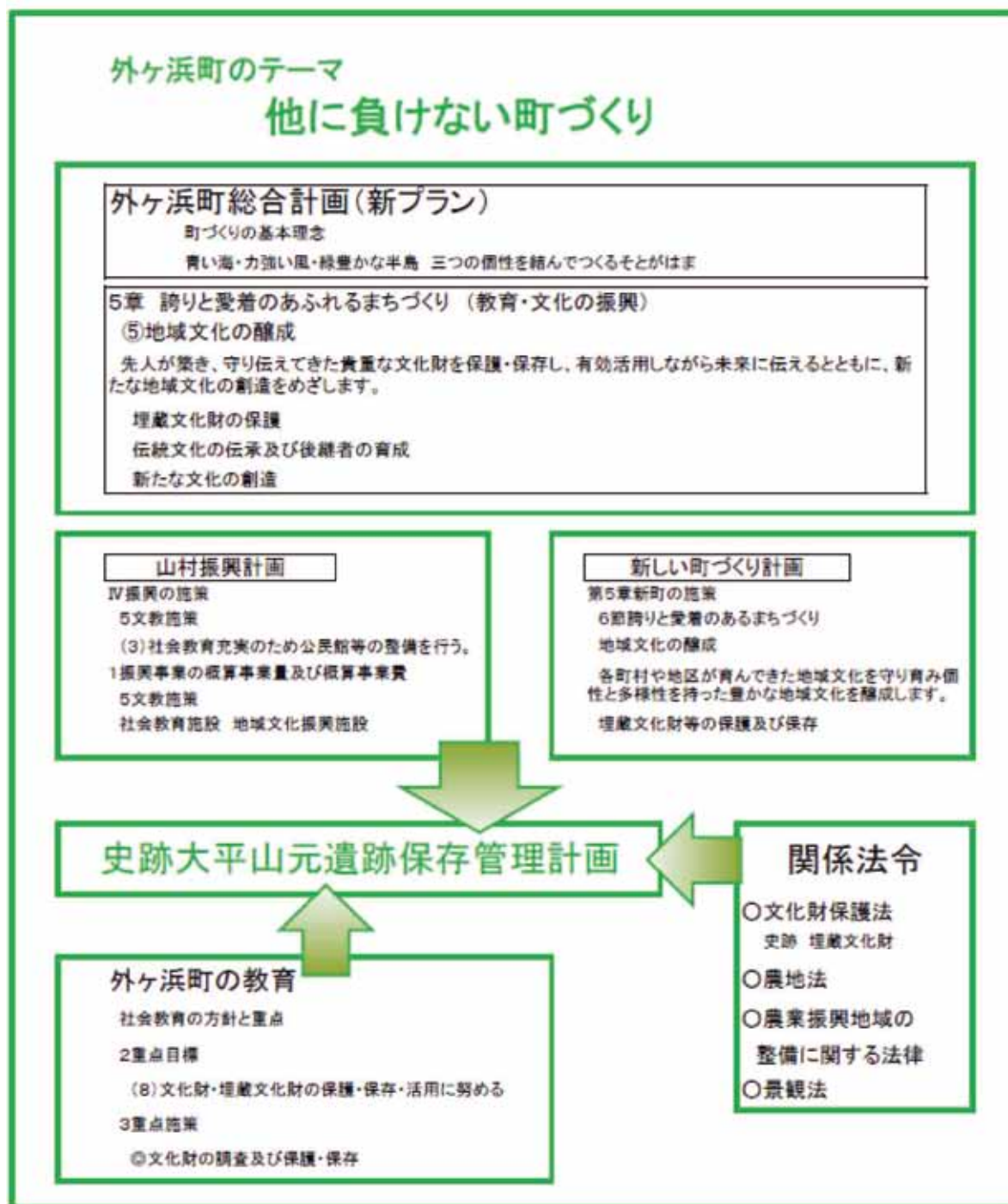


図1 保存管理計画の位置付け

## (2) 計画の実施

本保存管理計画は、2016（平成28）年4月1日をもって実施する。



## 第2章 史跡をとりまく環境

### 1 自然環境

#### (1) 地勢

史跡大平山元遺跡の所在する外ヶ浜町は、陸奥湾に面している東側、津軽海峡（三厩湾）に面している北側を除くほとんどが山地（中山山地、平館山地、梵珠山地）や丘陵地に囲まれている。平野部は、南北にかけて走る海岸沿い、東西に流れる蟹田川流域、三厩地区の今別川流域の一部などの町面積全体の11%ほどで、国有林など山林が町域の大半を占めている。景勝地も多く、龍飛岬周辺及び今別町との町境にあたる平館地区弥蔵釜周辺は、津軽国定公園の指定を受けている。

津軽半島をほぼ南北に縦走する津軽山地は、西の津軽平野と東の陸奥湾に面した青森平野とを二分する脊梁をなしている。脊梁部には半島北端の龍飛崎から増川岳(713.7m)、四ッ滝山(669.6m)、木無岳(587m)、玉清水山(478.9m)、袴腰岳(627.9m)などの山稜が連なり、特に四ッ滝山及び木無岳を中心としてドーム状となる。また、津軽半島北端において平館海峡に面して平館山地があり袴腰岳(707m)、木無岳(686m)、丸屋形岳(718m)などが連なり、同様にドーム状となる。この両山地は、南流し、陸奥湾に注ぐ蟹田川、北流し津軽海峡に注ぐ今別川で隔てられている。

特に、大平山元遺跡が立地する大平付近は両山地の狭間に存在する小規模な盆状凹地であって、津軽山地に発源する砂川沢及び大川目沢と、平館山地に発源する高石股沢との合流点付近に当たり、それらの支流は蟹田川となり、大きく東へ流路をとり陸奥湾へ注いでいる。



図2 津軽半島北部と史跡の位置

## (2) 地質

本史跡周辺の地質を概説すると、この地域は東北地方の、いわゆるグリーンタフ地域に所属している。東西両山地のドーム構造を成す背斜部には基盤岩である新第三紀中新世の地層が堆積し、津軽断層を境にして東側の平館山地の間には第四紀更新世の地層が北北西－南南東の方向に帯状に堆積している。中新世の地層としては冬部層、長根層、小泊層、塩越層等がある。両山地内のドーム中核部には火山礫凝灰岩等の粗粒な火砕岩を主体とする冬部層及び長根層が分布している。津軽断層以西には層理の発達した珪質泥岩を主とする小泊層が広範囲に堆積し、また北東端の平館ドーム外縁にも広く分布している。一方、更新世の蟹田層は未固結の砂岩、砂質シルト岩からなり、向斜部にあたる蟹田川流域や今別川流域に堆積している。つまり、断層東端の沈降部には時代の新しい蟹田層が堆積し、東西両側のドームには古い火砕岩や堆積岩が露出していることを示している。

このことから、津軽山地を刻む大川目沢や砂川沢などの河床からは石材として良質の珪質頁岩礫が転石として十分に採集され、また本史跡近くを流れる蟹田川でも採集することができる。

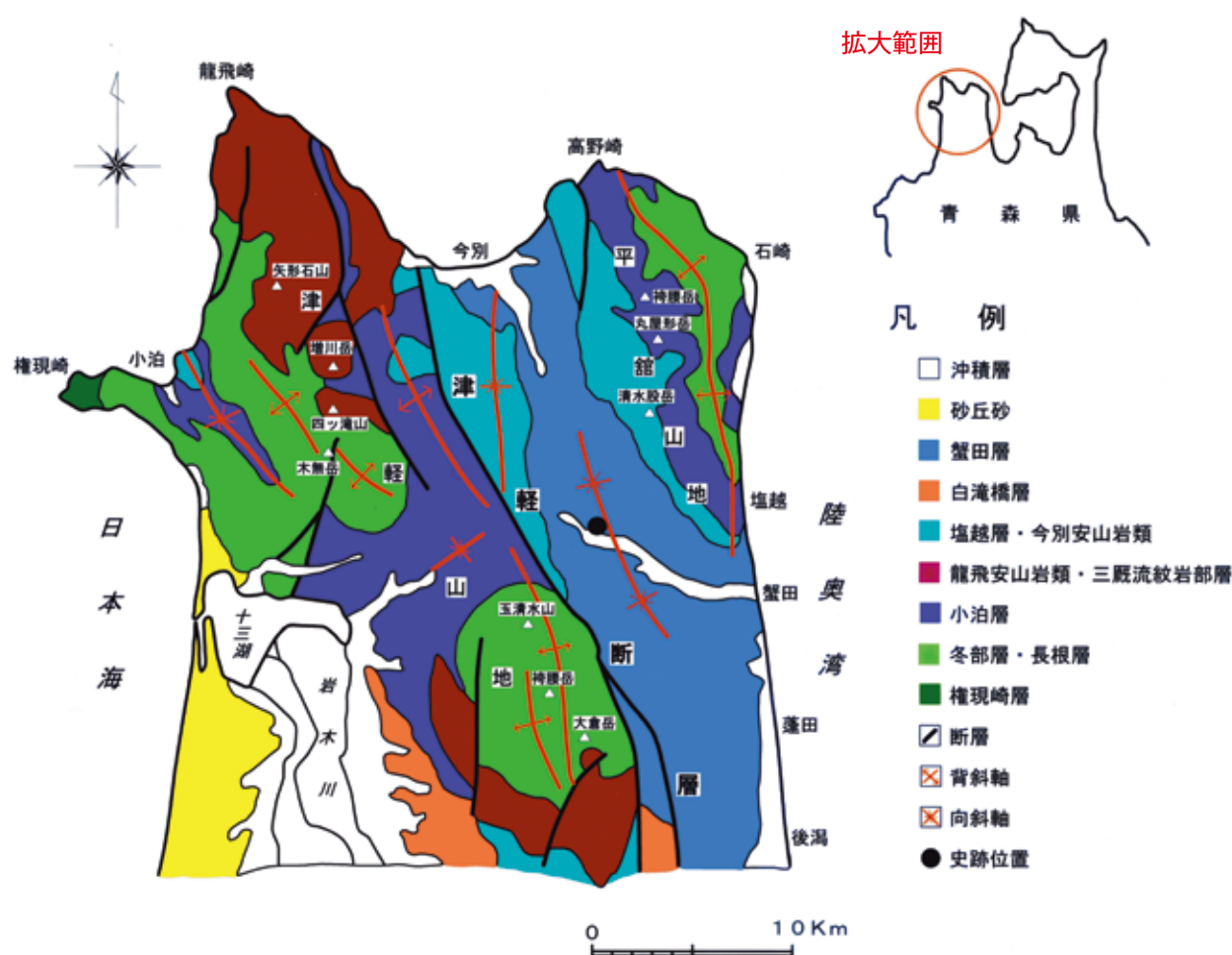


図3 地質図（青森県（1998）を抜粋、簡略化）

ところで、平館山地北端には青森県指定天然記念物である「赤根沢の赤岩」<sup>あかねさわ</sup>が露出している。この赤岩は、小泊層中の泥岩が赤鉄鉱の鉱染を受けたり置換したりした岩塊である。日光東照宮染色顔料に利用されたという記録があるように、古くからその存在は知られており、縄文時代からベンガラと呼ばれるこの赤鉄鉱を大いに利用していたと考えられる。また、平館山地東端の、磯山―塩越間の海岸線には天然アスファルトが産出する場所がある。アスファルトは地表面に岩塊として露出する珪質泥岩の亀裂から滲みだし、乾性に富んでいて、もろく崩れやすい。縄文時代から利用された可能性がある(図4)。

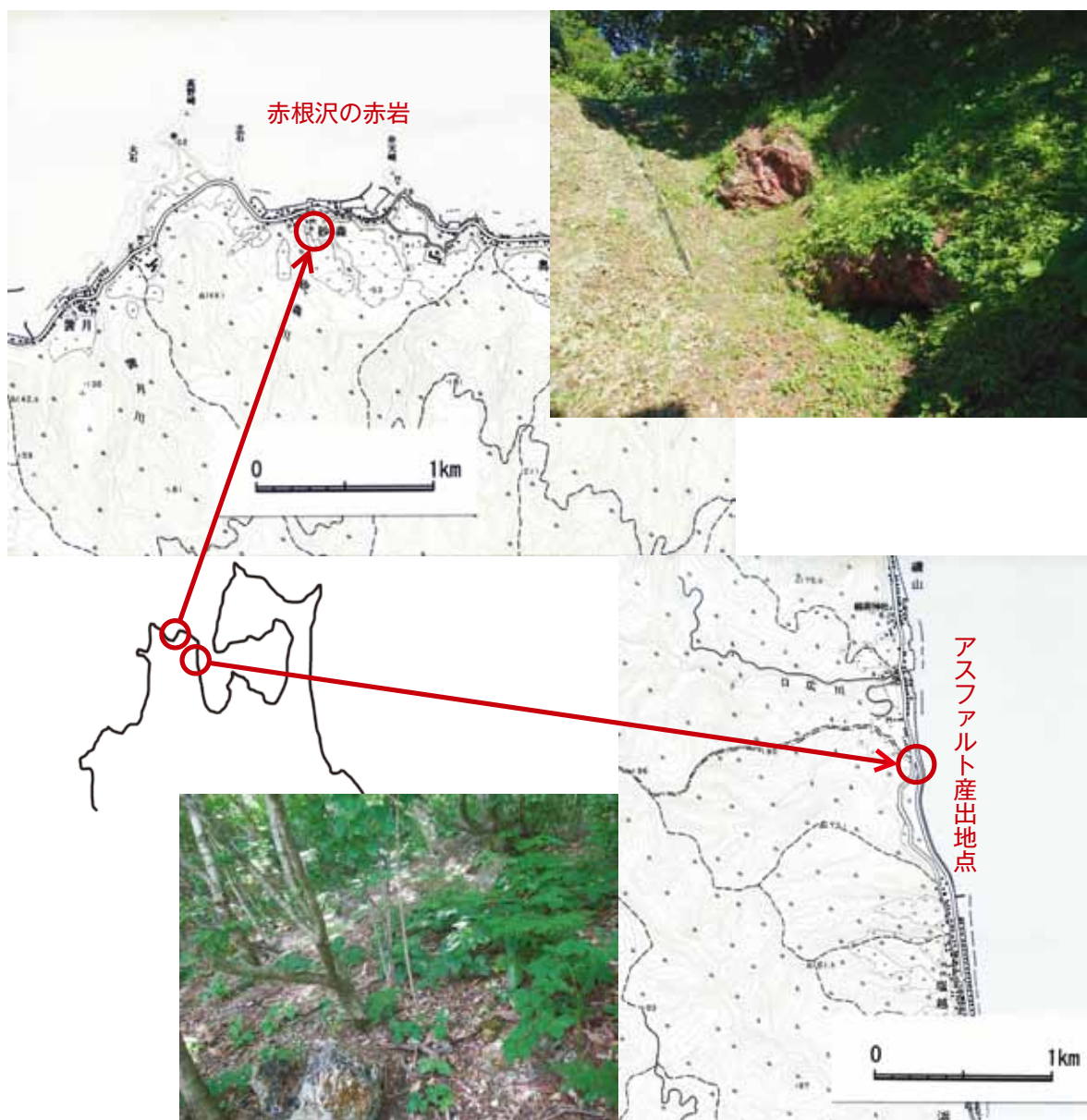


図4 アスファルト産出地点等位置図



## (3) 地形分類

本史跡の位置する高石段沢の左岸の地形を概観する。高位段丘に相当する高石段丘は標高70～130m、開析度が大きく起伏に富み丘陵化している。下位の<sup>たてのさわ</sup>館ノ沢段丘とは30m以上の段丘崖で接し、蟹田層を不整合に覆い、砂礫や成層砂を主体とする段丘砂礫層と粘土質ローム層で構成されている。中位段丘に相当する<sup>おおだい</sup>館ノ沢段丘は標高45～55m、開析度は大きい、頂部はきわめて平坦である。蟹田川北岸では舌状の分布を示し、<sup>おおだい</sup>大平段丘と約15mの段丘崖で接するが、南岸ではやや下流側に広く分布し、河床面と約30mの急峻な段丘崖で接している。段丘構成層としてローム層と砂礫層が認められるが、ローム層下部には風成再堆積の凝灰質ローム層が薄く堆積している。なお段丘面上には、大平墓地公園遺跡が立地する。

大平段丘は標高23～30mの低位段丘であり、高石段沢左岸に分布している。100分の2～3とやや勾配があり、氾濫性堆積物で構成されており、段丘面の開析による起伏のほかに土石流フロントからなる微高地も認められ、扇状地状を呈する段丘上に史跡が立地する。沖積段丘である山本段丘とは約2～3mの傾斜面で接しているが、前縁部は山本段丘の構成層に被覆され、ほぼ連続する箇所もある。しかし、大平段丘は傾斜面であり、山本段丘が平坦面であることから、その境界部は容易に識別できる。本史跡の段丘構成層は発掘調査によると、下部には氾濫によって供給された砂礫が認められ、上部には泥流によるローム質粘土及び粘土質細粒砂が堆積している。最上部にはローム質粘土が堆積するが、地形的凹地では粘土質であったり細粒砂であったりと層相変化が著しく、増水等による再堆積相を示唆している。

山本段丘は蟹田川流域にあって、特に合流点より下流側の左岸に広く分布している。標高18～21mの沖積段丘であって、水田として土地利用されている。河床面とは2～3mの高度差が認められ、構成層として厚さ約2mの砂泥互層とその下位に礫層が堆積している。

以上から、史跡大平山元遺跡が立地する大平の地形を概観すると、河川の度重なる氾濫により砂礫などの氾濫性堆積物が常に供給される環境にあって、特に支流の高石段沢左岸には小規模ながら扇状地として形成されている。

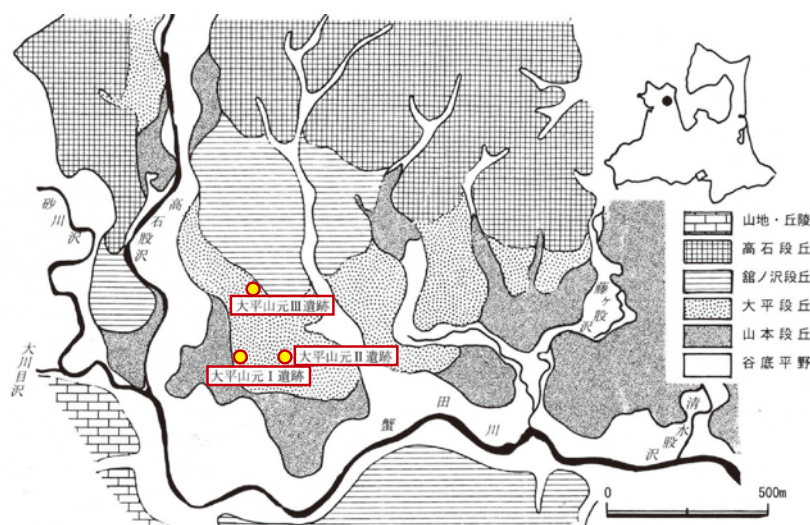


図5 地形分類図



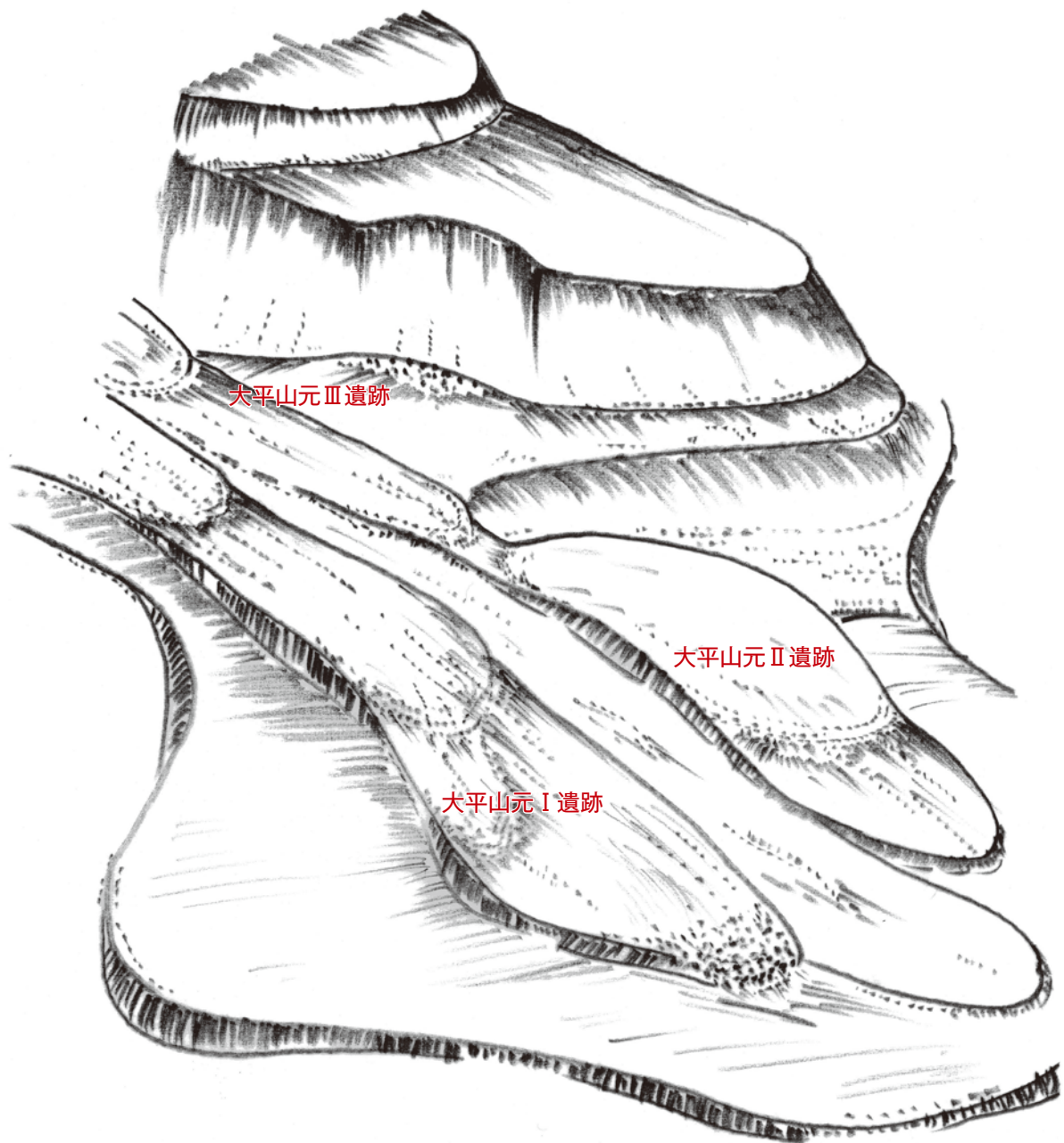


図6 地形想定図（外ヶ浜町教育委員会（2011）地形想定図を改変）

#### (4) 蟹田川

外ヶ浜町蟹田地区の中央部を流れる蟹田川（明治時代までは「中師川」<sup>ちゅうし</sup>）は、津軽山地と平館山地に源流をもつ。支流が多く、平館山地からは、高石股沢<sup>ふじがまた</sup>、藤ヶ股沢<sup>しみずまた</sup>、清水股沢、津軽山地からは、砂川沢および大川目沢<sup>みなみまた</sup>、南股沢などが流下する。両山地からの支流が大平地区で合流して本流を形成し、本史跡から8kmほど東流して陸奥湾に注いでいる。流路延長は21.8km、流域面積は113.4km<sup>2</sup>である。

生息する魚介類は、カワヤツメ、コイ、キンブナ、ウグイ、ワカサギ、アユ、アメマス、マハゼ、ヌマガレイ、スジエビ、モクズガニ等が確認されている。河口付近では、5月頃、産卵のために遡上するハゼ科の「シロウオ」漁が行われており、兩岸に設けられるエリは春の風物詩ともなっている。また、その景観は、農林水産業に関連する文化的景観の重要地域の対象となっている。秋には、サケが遡上するため、河川漁業協同組合が下流域にサケ・マス孵化場を設置していた。町営に移管した後、近年その事業を停止した。本史跡付近でもサケの遡上と産卵が見られる。



蟹田川の上流

上流域の津軽山地北西部に源流がある大川目沢では、良質な珪質頁岩が採取できる。これは、津軽山地北西部や平館山地に主に成層した珪質泥岩からなる小泊層が広く分布していることを反映している。

本史跡では、これら石材が容易に入手できるため活発な石器製作を行っていたことがわかる。



サ ケ



採取した珪質頁岩



シロウオ漁のエリ

### （５）気候

青森県は、夏季が短く冬季が長い積雪寒冷地帯である。当町の位置が県北部にあることもあり、他市町村よりも比較的寒い傾向にあり、2012（平成24）年の年平均気温は9.5℃、最高気温は32.6℃、最低気温は-15.3℃である。降水量は1,345mm、平均風速は3.6m（2004（平成16）年）である（気象のデータは、青森地方気象台による観測地点「蟹田」）。特に5月から9月にかけては、冷涼な東風「ヤマセ」が吹き、低温や霧、下層雲を伴うため、晴天が少なく涼しい。「ヤマセ」は、太平洋側や下北地方の特徴であるが、外ヶ浜を含む上磯地域にも影響を及ぼし、農作物に顕著な被害が及んでいる。

### （６）植物

津軽半島の内陸部において自然植生の現存する地域は概ね標高300mから400m以上の山地で、これはヒノキアスナロの生育限界を越えた位置に相当する。ヒノキアスナロ林は藩政時代から保護育成されてきたが、半島北部の急峻な河谷や沢頭などでは天然のヒノキアスナロ林をみることができる。このような場所ではブナと混交することが多い。この上限はブナ林と接しており、オオバクロモジやオオカメノキ等の低木と混生するが、疎な所にはチシマザサが茂る。これは、ブナ-チシマザサ型の日本海地域の植生を示すものである。比較的高い山岳のブナ帯には部分的にダケカンバが生育する。海岸近くには、ドロイ、シバナ等で構成される塩沼地植生、崩積土壌にはハマナス等の海浜植生、岩石地にはアサツキ、コハマギク等の海岸断崖植生がみられる（青森県立郷土館1982）。

町内を取り囲んでいる低い山地や丘陵の尾根や斜面には、ミズナラやアカマツ、クロマツなどの二次林の森林が発達している。河岸段丘や斜面、丘陵の緩斜面には、広い範囲でスギの植林が行われている。植林された年数の違いで林の様相は異なるが、総じて良好な美林が多い。植林されている場所は、本来ならばサワグルミやヒノキアスナロが生育するところである。そこでは、フキ、ワラビ、ウワバミソウ、ウド、タラノメ等の山菜類や、ナラタケ、ヒラタケ、シメジ、ナメコ等キノコが豊富である。

丘陵の裾や平地に接する部分には、ため池や谷地が多く存在し、ハンノキやヤチダモが生育し、休耕田や湿地にはオノエヤナギが群生する（蟹田町1991）。

史跡周辺の景観をみると、植林されたスギ林が際立っている。



植林されたスギ



ウワバミソウ（ミズ）



### (7) 動物

津軽半島には、多様な動物が生息している。陸の大型獣では、周辺では絶滅したと言われていたツキノワグマの目撃情報が近年相次ぎ、史跡周辺でも足跡が見つかった。また、ニホンザル、ニホンカモシカ（アオシシ）、ノウサギ、ニホンリス、ホンドタヌキ、テン、イタチ等も生息している。史跡周辺では、アナグマ（マミ）をよく見かける。

鳥類では、ツバメ・ホトトギス、オオハクチョウ、マガン等のガン・カモ類等の季節によって見られる種類の他、留鳥のヒヨドリ、ムクドリ、セキレイ、アオサギ、キジ、トビ、ケラ等が見られる。ヤマセの際は、史跡周辺でもカモメ（ゴメ）が飛来する。

両生類・爬虫類は、カエル類やヘビ類が生息している。カナヘビ、アオダイショウ、マムシを見かけることが多い。

昆虫類は、青森県内に2～3万種（『青森県史自然編生物』2003）が生息しているとされるが、史跡周辺で良く見かけるものでは、アキアカネ等のトンボ類（ダンブリ）、クサギカメムシ（クセンコムシやクセンコ）、キアシナガバチ、アブ、ヒグラシ、ガ・チョウ類、カメノコテントウ、コクワガタ等である。

海の大型哺乳類では、クジラやイルカが確認でき、まれにオットセイ、アザラシも確認できる。

陸奥湾の魚介類では、マダイ・アイナメ（アブラメ）・ヒラメ・クロソイ・メバル・スズキ・カレイ・マダラや回遊魚であるアジ・サバ・ブリ等、この他、トゲグリガニ・ムラサキウニ・エゾアワビ・シャコ（ガサエビ）・タコ類も生息している。



オットセイ



ニホンザル



オオハクチョウ



メバル

## 2 社会環境

史跡大平山元遺跡のある外ヶ浜町は、2005（平成17）年3月28日、東津軽郡の蟹田町、平館村、三厩村の三町村が合併して誕生した新しい町であり、本史跡は旧蟹田町に所在する。

### （1）交通

蟹田地区は、青森市より北へ約27km、津軽半島東側のほぼ中央に位置し、西は中泊町と五所川原市に、南は蓬田村に接する。本半島最北端となる三厩地区は、平館地区の間に今別町を挟み、津軽海峡を隔て北海道と対峙している。町域面積は、230.29km<sup>2</sup>（2014（平成26）年10月1日現在）の広がりをもつ。

青森市から海岸線を走る国道280号は、蟹田地区からも海岸線沿いをさらに北上し平館地区に至り、町の境界を越え今別町へ入る。今別町でも海岸に沿って走りながら西へ向かい、三厩地区増川で国道339号と合流し終点となる。国道280号は、藩政時代の松前藩が参勤交代で使った松前街道に沿った道路でもある。国道339号は、三厩地区の海岸線を走り、龍飛では全国唯一の階段国道となっている。

蟹田地区中師で国道280号から分岐する主要地方道鰯ヶ沢蟹田線（県道12号）は、津軽半島を横断した後、南下して鰯ヶ沢町へ向かう。主要地方道今別蟹田線（県道14号）は、本史跡のある大平で県道12号と分岐へ、北上し今別町で先の国道280号と合流する。

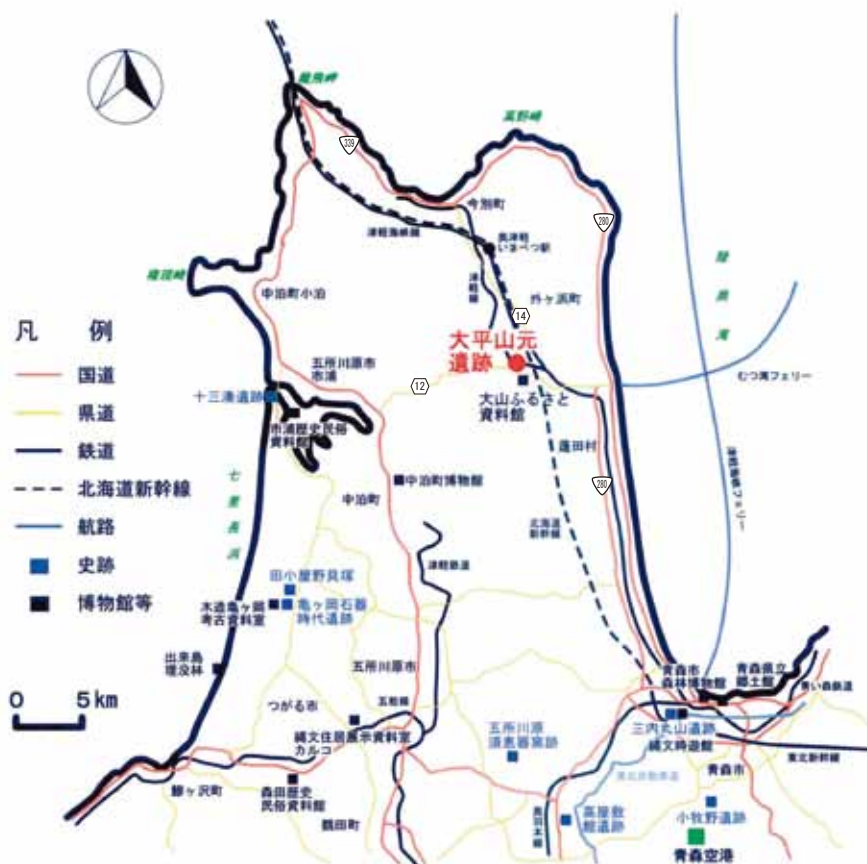


図7 津軽半島の交通網

航路は、蟹田港からむつ市脇野沢港<sup>わきのさわ</sup>を結ぶフェリーが就航している（冬季休航）。かつては、三厩港から北海道の渡島半島の松前郡福島町福島港と結ぶフェリーも就航していたが、現在は休業中である。

鉄道は、J R 東日本の津軽線が青森駅から蟹田駅を経由し三厩駅まで運行し、本史跡の東方500 mには無人の「大平駅」<sup>おおだい</sup>がある。津軽海峡線は、函館駅から蟹田駅を経由し新青森駅まで運行している。常時の停車駅ではないものの、青函トンネル内にある竜飛海底駅は、見学駅として観光名所になっていたが、北海道新幹線建設に伴う工事のため、2013（平成25）年11月10日をもってその役目を終えた。また、津軽海峡線は、大平駅の東方で津軽線から分岐し、中小国駅<sup>なかおぐに</sup>以北はJ R 北海道の管轄となっている。さらには、2016（平成28）年3月26日には北海道新幹線が開通し、当町にも軌道が敷かれている。この開通に伴って、津軽海峡線は貨物専用となる。



階段国道



JR 津軽線

## （2）人口

町内の人口は、町村合併時の2005（平成17）年は8,215人、5年後の2010（平成22）年には8,000人を割り込み7,757人となった。国立社会保障・人口問題研究所によると、2015（平成27）年には7,251人、その10年後の2025（平成37）年には6,190人と人口が推移すると推定している。青森県内でも有数の過疎地であり、老年人口の割合は4割に近く、急激な高齢化が進んでいる。

本史跡のある「大平集落」の人口は、1993（平成5）年は302人、約10年後の2004（平成16）年は253人、さらに約10年後の2013（平成25）年1月現在では205人と20年で100人の減である。2013（平成25）年1月現在の平均年齢55.6歳である。



スギ林と水田



### （3）産業

町の主な産業は、農業、漁業、林業である。農業経営は水稻を基幹作物とし、ソバなどの転作作物、野菜、花き、山菜等の特産林産物を組み合わせた複合経営が主体である。

漁業に関しては、3つの漁業組合があり、陸奥湾に面した蟹田地区と平舘地区はホタテ貝の養殖が盛んである。成員、半成員の総漁数量は全体の8割を占め、重要な産業となっている。三厩地区ではヒラメ、イカ漁やマグロの一本釣りが盛んである。

町の総土地面積のうち約9割が森林面積である。その内、国有林が約9割、民有林が約1割であり、林業は国有林野事業に依存している割合が高い。林種は、植林されたスギを主体としている。民有林の人工林は35年生以下の若い林分が2割を占めている。



本マグロ

### （4）観光

津軽半島の北端、龍飛岬は歌謡曲「津軽海峡冬景色」に歌われたこともあり、歌謡碑が建立され、有名な観光スポットとなっている。晴天時には、北海道を見渡すことができる。また、龍飛は、昭和の大公共事業であった世界最長の海底トンネルの工事拠点でもあり、その偉業を伝える「青函トンネル記念館」も開館している。日本唯一の階段国道も名所となっており歩く人々が絶えない。

作家太宰治は、彼の地を訪れた際「本州の袋小路」と小説『津軽』の中で述べている。その『津軽』の登場人物N君は、当町蟹田の中村貞次郎氏であり、太宰の訪れたN君の実家である旧中貞商店を経由して観瀾山<sup>ていじろう</sup>へ登る散策も人気である。



龍飛岬から北海道を望む



観瀾山

### 3 歴史的環境

#### (1) 町の来歴

町名の「外ヶ浜」というのは、平安末期から室町末期に見える地名に由来する。「外浜」「外ノ浜」とも記した。津軽の3郡（平賀・鼻和・田舎）は12世紀初頭に成立したと推定され、この3郡以外に西海岸と陸奥湾の沿岸の地域には郡が設置されず、「西浜」と「外浜」という地名で呼ばれた。「外浜」の意味については、もともと「率土之浜」であり「詩経」の「普天之下、無非王土、率土之浜、無非王臣」の句から起こったもので、王土の尽きる果てという説がある。他に京都の朝廷の「クニノウチ」の拡大運動が行き着いた限界点という説や津軽と糠部の外なる浜の意という説等がある。西行法師（平安時代末から鎌倉時代のはじめ）の山家集（成立年不詳、1180（治承4）年頃か）に「陸奥の奥ゆかしくぞおもほゆる壺の碑そとの浜風」と詠まれ、平安末期には歌枕の地として知られ、その後多くの歌に詠まれている。したがって、12世紀の前半には都人の間では陸奥のさらに奥に「外の浜」が存在することが知られていた。「曾我物語」（鎌倉末期か）には鎌倉殿の軍事・警察力の及ぶ範囲について述べられており、東の境界は外浜であったという。また、羽柴秀吉も1583（天正11）年の書状に東限を外浜とみていたととれる文言がある。天文年間（1532～1555）の『津軽中名字』には「東ノ卒都ノ浜」とあり、中世には日本の東の境界は、外ヶ浜となっていたことがわかる。

町名となる以前の外ヶ浜の呼称は、主に津軽半島のうち陸奥湾に面した地域を差す。また、青森市油川あたりから龍飛崎までの一帯については、上磯ともいうが、この上磯は、江戸時代前期の遣名に由来し、それは、弘前藩の代官支配地域として、組に先だって設けられた行政区域の1つ「外浜上磯遣」である。津軽郡田舎庄のひとつで津軽半島の東側に位置するとされる。

現在の「外ヶ浜町」は、蟹田町、平館村、三厩村の三町村が2005（平成17）年に合併して発足した。「外ヶ浜町」は、合併にあたり、その協議会が公募を行い決定した町名である。本史跡の所在する「蟹田」は、神似田・神田・蟹多・上田と書かれ、「かんだ」とも言った。水田にカニが多く生息したことに由来する説やアイヌ語の鉄を意味する説等あるが判然としない。藩政期には、藩の留山から切り出されたヒバなどの周辺山林の木材移出港として栄えた。弘前藩より九浦のひとつに指定され、町奉行所や沖横目、湊目付などが置かれた。また、三厩から青森に至る、松前街道（松前道）の宿駅にあたり、水陸両方において交通の要衝として栄えた。1889（明治22）年（市制町村制の施行）にそれまでの蟹田村が、周辺の村（小国・中師・山本・南沢・大平・石浜の一部）を合併し旧村名を引き継ぎ、1941（昭和16）年に蟹田町となる。

「平館」は、鎌倉幕府の命により当地に赴いた源氏の一族「平館貞宗」の姓に由来する。貞宗はその後城を築き付近を開拓し、集落を形成したという。室町期には、「高坂弾正」が平館の陣屋に配属され、一帯を支配したと伝わる。1889（明治22）年にそれまで平館村が、周辺の村（今津・野田・石浜の一部）を合併し旧村名を引き継いだ。

「三厩」は、古くは三馬屋とも書き、その由来は義経北行の伝説やアイヌ語説、水駅による説

などがある。1645（正保2）年の「津軽郡之絵図」に村名は見えないが航路が記され、湊として機能していたことがわかる。松前藩主の参勤交代や幕府巡検の蝦夷地渡海の際の重要な地点であり、木材や蝦夷地の海産物の中継地として栄えた。また、津軽海峡に面した地域には、「狄村」と記されたアイヌの人々と考えられる村があり、和人と隣り合って生活していたことが、検地台帳や藩の日誌に表されている。1889（明治22）年にそれまでの三厩村が周辺の村（増川・宇鉄）を合併し旧村名を引き継いだ。

本史跡のある蟹田地区の「大平<sup>おおだい</sup>」という地名の由来は、当地が山間部から急に開け、広大な平坦地となっているためといわれている。江戸時代後期の国学者菅江真澄は、1798（寛政10）年に弘前から中泊町の今泉を経て蟹田へ至る途中、大平地区を「いとひろう大平という村にわけいで」と「にしきのはま」で表現している。江戸時代にはひとつの村を形成していなかったようで、東側にある「山本集落」の前身「山本村」の一部とみられている。周辺が山に囲まれるためか古くから、良質なヒバ材が産出することで知られていたようで、『弘前藩庁日記（弘前城中の記録）』によると、1722（享保7）年の伊勢神宮の式年遷宮に際し、御献木の村割り当てをうけたことがわかる。林産の面では、村の扱いにされているものの、「旧高旧領」によると、石高は無高とあり、そのためか1869（明治2）年の諸組村寄帳には大平の村名はない。史跡内にある「八幡宮」は、貞享検地（1687年）に、「八幡社二十四歩」とあり、その頃には鎮座していたことがわかる。

1877（明治10）年頃の『陸奥国津軽郡村誌』になると、大平の村名が記されており、戸数14、人口120（男68女52）、税地は田19町4反余、畑9町8反余、宅地2町7反余、まぐさ場33町余、萱野8町4反余とある。1989（明治22）年の合併により、それまでの大平村から蟹田村の大字になった。2014（平成26）年現在の大平集落の人口は、201（男94女107）名、81世帯が生活している。



大平八幡宮の様子



## （2）町内の遺跡

発掘調査された遺跡から歴史を辿ると、本史跡が最も古く、その後縄文時代前期や中期の遺跡や後期の遺跡へと続く。学史的にも著名な遺跡もあり、代表的な遺跡を以下に記す。

縄文時代前期等の中ノ平遺跡（三厩地区）は、1972・73（昭和47・48）年青森県教育委員会によって発掘調査が実施された。土器廃棄場では、縄文時代前期末から中期、後期前葉まで層位的に発掘され、型式編年を体系づけたことで知られている（青森県教育委員会1975）。

縄文時代晩期の今津（<sup>いまづ</sup>1）遺跡（平館地区）は、平館村史編纂に関連して、1972（昭和47）年に村教育委員会によって発掘調査が実施された。縄文時代晩期の粗製土器が多く、製塩土器も出土している（平館村1974）。1984（昭和59）年には、道路改良に伴い県埋蔵文化財調査センターが発掘調査を実施した。縄文時代晩期の遺構は、屋外炉のみであったが、土器や石器、土偶等を含む多量の遺物が密集して出土した。鼎状の三足土器の出土が特筆される（青森県教育委員会1986）。2002（平成14）年には、弘前大学人文学部が、亀ヶ岡文化研究を目的とし学術調査を実施している（弘前大学人文学部日本考古学研究室2005）。



今津遺跡近景 北から



今津遺跡出土の三足土器

縄文時代晩期から弥生時代の宇鉄遺跡（三厩地区）は、1923（大正12）年頃に宇鉄小学校改築工事に伴って出土した土器類により広く知れ渡った。その後、1955（昭和30）年に、慶応義塾大学により発掘調査が実施され、縄文時代晩期の土器類が出土し、その概要は『三厩村誌』に記されている。1975（昭和50）～1977（昭和52）年の

3ヵ年、1987（昭和62）年の、計4次にわたって青森県立郷土館が発掘調査を実施したところ、弥生時代の土壇墓や甕棺、多量の管玉、土器類が多数出土し、その一部は国の重要文化財に指定されている（青森県立郷土館1979）。1982（昭和57）年には道路の改良に伴い、1993（平成5）・1994（平成6）年には学校建設等に伴い、村教育委員会が発掘調査を実施し、縄文時代の晩期を主とす



宇鉄遺跡発掘調査風景（1994（平成5）年）

る竪穴住居跡や土坑墓、祭祀遺構等の数多くの遺構が検出され、土器類や玉、象嵌された土製品等多様な遺物も出土している（三厩村1994・95・96）。

平安時代の遺跡としては、本史跡のある大平集落の隣り、山本集落に山本遺跡がある。蟹田川に沿った中位段丘上に位置し、河川との比高差は約30m、いわゆる環壕集落や防御性集落、区画集落と呼ばれる遺跡である。平坦面に住居、周辺に壕をめぐらす、東西南北で条数が異なり、北は蟹田川に面しては1条、西は3条、南は4条、東は2条である。降下火山灰の分析や出土した遺物から、10世紀後半の遺跡と考えられる（外ヶ浜町教育委員会2012）。



宇鉄遺跡出土土器



山本遺跡 壕と土壘 北から



山本遺跡出土 擦文土器

近世の遺構としては、平館地区に西洋風の平地式台場である「平館台場跡」が良好な状態で遺存しており、県史跡に指定されている。その付近には、台場に勤務した藩士たちの陣屋跡（町指定検討中）が残されており、堀跡などが確認でき、緑地化されている。



陣屋跡（内部）



陣屋跡（堀）



### (3) 文化財

国指定の文化財としては、先に述べた宇鉄遺跡出土品がある。368点の玉類をはじめ土器・石器等559点が1991（平成3）年に国の重要文化財に指定されている。

県指定の文化財としては、三厩地区中浜<sup>なかはま</sup>の義経寺<sup>ぎけいじ</sup>所蔵の観世音菩薩像がある。円空作のもので1963（昭和38）年に県重宝に指定されており1667（寛文7）年の銘がある。彫刻では他に、平館地区平館福昌寺<sup>ふくしょうじ</sup>に、1666（寛文6）年円空作の観音菩薩坐像が、蟹田地区上町<sup>かみまち</sup>にある1855（安政2）年に建てられた専念寺<sup>せんねんじ</sup>の山門1階には、仁王像（明治期）がある（ともに町指定文化財）。町指定文化財については表3のとおりであるが、考古資料や彫刻以外では、懸額や絵馬がある。未指定のものも含め、主なものとしては以下のものがあげられる。

史跡のある大平八幡宮には、武者絵を描いた懸額が奉納されている。極彩色の大型のものが多く、1854～63年の安政から文久年間の年号が見え、その頃に集中している。北陸地方の日本海側で流通した額を購入したものであろう。蟹田地区下町<sup>しもまち</sup>の蟹田八幡宮には、付け合い句という懸額があり、1852（嘉永5）年、1861（文久元）年の年号がある。また、津軽神楽の形態を伝える伝承の神楽のひとつ獅子舞があった。

幕末には、異国船の来航騒ぎが起こり、1847（弘化4）年平館地区平館、同野田、1848（嘉永元）年三厩地区宇鉄に上陸している。その時の様子を描いた絵馬が三厩地区釜野澤<sup>かまのさわ</sup>にある神社に奉納されている（町指定文化財指定を検討中）。藩士たちが、勤番の無事を願い、願掛けをした絵馬が平館神社に残されている（町指定検討中）。



大平八幡宮の武者絵懸額



異国人絵馬



願掛け額

懸額の新しいものでは、蟹田地区<sup>しおこし ふかどまり</sup>塩越の深泊稻荷神社には明治期の漁撈懸額がある。大漁への感謝とより一層の豊漁、安全を願ったものである。

平館台場の周辺には、松前藩が参勤交代に用いた街道に立派な松が並び、海岸と映えた美しい景観がある。その中に樹齢600年を超える「長寿の松」や2本並ぶ古木「夫婦松」もある。樹木では、樹齢200年のサイカチの木が蟹田地区<sup>しも おぐに</sup>下小国の住吉神社のご神木として青々と葉を繁らせている。また、蟹田地区<sup>わに が ぶち</sup>鰐ヶ淵の一本松（鍛冶屋の一本松）は、樹齢500年を超える松の大木である。三厩地区<sup>ふじしま</sup>藤嶋にも、樹齢250年ほどの藤の木がある。

日本海側との交流を示すものとして、石浜の北側の集落、蟹田地区<sup>しおこし</sup>塩越の墓地にある石塔があげられる。これは地元廻船業者の墓と言われ、上方の石材を用いて建碑したものである。

増川<sup>ますかわ</sup>の荒馬<sup>あら ま</sup>と六條間の太刀振<sup>ろくじょうま た ち ふり</sup>は、古い農耕の祭りを物語るものとして、町の無形民俗文化財に指定されている。



観音菩薩座像



鍛冶屋の一本松



藤嶋の藤の木

<sup>あら ま</sup>  
荒馬<sup>た ち ふり</sup>  
太刀振

表1 国指定文化財一覧表

|   | 種 別           | 名 称     | 住 所               | 概 要                                                           |
|---|---------------|---------|-------------------|---------------------------------------------------------------|
| 1 | 記 念 物<br>史 跡  | 大平山元遺跡  | 蟹田大平山元 74-2 他     | 後期旧石器時代後半期から縄文時代草創期への移行の在り方を検討する上で極めて重要                       |
| 2 | 重要文化財<br>考古資料 | 宇鉄遺跡出土品 | 青森県立郷土館蔵<br>青森市本町 | 弥生時代中期の土器 33 点、石器類 160 点、玉類 368 点の計 559 点。碧玉製管玉 366 点が特徴的である。 |



宇鉄遺跡出土 土器



宇鉄遺跡出土 管玉

表2 県指定文化財一覧表

|   | 種 別            | 名 称    | 住 所              | 概 要  |
|---|----------------|--------|------------------|------|
| 1 | 記 念 物<br>県 史 跡 | 平館台場跡  | 平館田の沢            | 嘉永元年 |
| 2 | 県 重 宝<br>彫 刻   | 観世音菩薩像 | 義経寺蔵<br>三厩家ノ上 76 | 円空作  |



平館台場跡



観世音菩薩像



表3 町指定文化財一覧表

|    | 種 別              | 名 称                     | 住 所         | 概 要                          |
|----|------------------|-------------------------|-------------|------------------------------|
| 1  | 有形文化財<br>絵 画     | 武者絵懸額                   | 蟹田大平山元 74-2 | 安政から文久にかけて奉納された              |
| 2  | 有形文化財<br>絵 画     | 付け合い句懸額                 | 蟹田田ノ沢 35-1  | 嘉永、文久年間                      |
| 3  | 有形文化財<br>絵 画     | 漁撈懸額                    | 蟹田塩越 210    | 明治 39 年に遭難した鰯漁乗組員奉納          |
| 4  | 有形文化財<br>建 造 物   | 赤平清兵衛塔                  | 蟹田塩越 82-4   | 江戸末期の廻船業者の墓                  |
| 5  | 記 念 物<br>史 跡     | 蟹田奉行所跡                  | 蟹田上蟹田 39-2  | 寛政年間におかれた奉行所の跡               |
| 6  | 記 念 物<br>史 跡     | 外ヶ浜道跡<br>(あかふら峠)        | 蟹田塩越 427-2  | 松前藩が参勤交代に利用した道跡              |
| 7  | 記 念 物<br>名 勝     | 鍛冶屋の一本松                 | 蟹田鰯ヶ淵 27    | 街道沿いの松並木の一部樹齢五百年             |
| 8  | 記 念 物<br>名 勝     | 皂莢                      | 蟹田小国山崎 79-1 | 住吉神社の御神木、大阪から勧請              |
| 9  | 有形文化財<br>彫 刻     | 専念寺山門と仁王尊像              | 蟹田下蟹田 86    | 山門は安政年間に建造されたもの              |
| 10 | 記 念 物<br>史 跡     | 外ヶ浜道跡<br>(観瀾山下)         | 蟹田中師宮本      | 松前藩が参勤交代に利用した道跡              |
| 11 | 記 念 物<br>史 跡     | 東風留館跡                   | 蟹田塩越 427-2  | 安東氏が館を構えたと伝えられる              |
| 12 | 有形文化財<br>考古資料    | 大平山元 I 遺跡出土土器           | 蟹田大平沢辺 34-3 | 縄文草創期の土器<br>平成 1 0 年出土       |
| 13 | 有形文化財<br>彫 刻     | 観音菩薩坐像                  | 平館門の沢       | 福昌寺 寛文 6 年 円空作               |
| 14 | 記 念 物<br>天然記念物   | 推定樹齢 6 0 0 年の黒松<br>長寿の松 | 平館田の沢       | 松前藩参勤交代道跡沿いの松並木              |
| 15 | 記 念 物<br>天然記念物   | 夫婦松                     | 平館田の沢       | 松前藩参勤交代道跡沿いの松並木              |
| 16 | 記 念 物<br>天然記念物   | 藤鳴の藤                    | 宇鉄藤鳴        | 樹齢 250 年以上 高さ 15m<br>幹周 1.5m |
| 17 | 民俗文化財<br>無形民俗文化財 | 荒馬                      | 三厩増川        | 村中の安全を祈願                     |
| 18 | 民俗文化財<br>無形民俗文化財 | 太刀振                     | 三厩六條間       | 村中の安全を祈願                     |



## 第3章 史跡の概要

### 1 史跡の位置

史跡大平山元遺跡は、周知の埋蔵文化財包蔵地としての大平山元Ⅰ遺跡（青森県遺跡番号307004）の範囲と大平山元Ⅱ遺跡（青森県遺跡番号307005）のほとんどの範囲を含む。蟹田川河口から約8km上流にあって、津軽山地北部のほぼ中央部に位置する。津軽山地からは砂川沢及び大川目沢、平館山地は高石股沢が流下して本史跡付近で合流して蟹田川となり、東へ流路をとって陸奥湾へ注いでいる。高石股沢の左岸に沿うように南北に「大平段丘」が展開し、本史跡はその段丘上に立地している。

本史跡の範囲は、扇状地状を呈し、凹凸が認められる南北の谷地形をはさみ、東西の凸状の微高地状地形を中心にひろがっている。他に同時代の大平山元Ⅲ遺跡、近似する大平山元Ⅳ遺跡が認められ、これらの遺跡も大平段丘上に立地している。

蟹田川や上流の大川目沢からは、石器の材料である良質の珪質頁岩が採取でき、豊富な石材環境がある。また、河川に生息する生物やそれを求め集まる生物等の自然の恵みを受けた生業を想定できる。これが旧石器時代から縄文時代草創期にあって大平段丘を幾度も選択し生活した理由であろう。

旧石器時代の終わりから縄文時代への定住化の始まり、土器の発明や石鏃の始まりもこれら豊かな自然環境が背景になっている。

なお、西へ抜けると日本海、北へ向かうと津軽海峡に通じる要衝地でもある。



図8 史跡の位置 写真東から（赤：史跡の範囲概略 薄緑：大平段丘の概略）  
（2016（平成28）年3月31日現在）

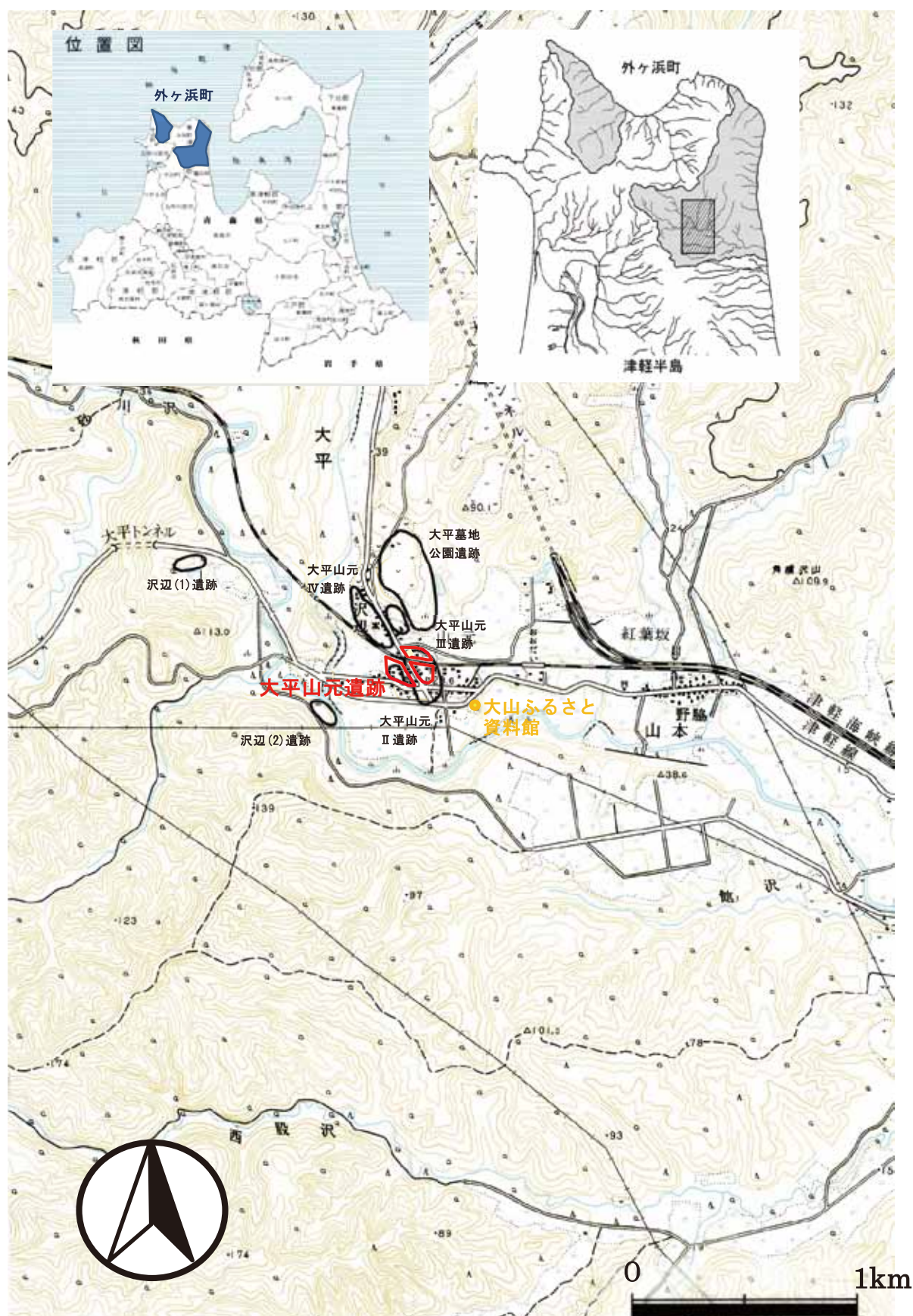


図9 史跡の位置図



## 2 史跡指定に至るまでの発掘調査

### (1) 遺跡の発見及び発掘調査に至る経緯

1971（昭和46）年蟹田町大字大平字山元（現外ヶ浜町字蟹田大平山元）の畑から見つかった1点の局部磨製石斧が契機となり、1975～79（昭和50～54）年、青森県立郷土館により大平山元Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ遺跡の一連の学術調査が実施された。

以来、町教育委員会の保存目的の調査等断続的に発掘調査が実施されてきた。

これらの発掘調査を便宜的に以下の3時期に区分し、指定範囲に含まれなかった区域も含め史跡に関連する発掘調査について概要を述べる。



局部磨製石斧

### (2) 発掘調査の概要

#### ①第1期の調査

1975～79（昭和50～54）年、青森県立郷土館による大平山元Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ遺跡の一連の学術調査である各遺跡は大平段丘と呼称した低位段丘に位置すること、土器の起源などの問題提起、特徴的な石器製作技法として大平山元技法A・Bを提唱し、石器製作の研究に一役を果たした。

#### ②第2期の調査

1989（平成元）年、大平山元Ⅱ遺跡内の大平八幡宮境内の南側にある地区会館の建替えに伴う発掘調査及び1998（平成10）年、大平山元Ⅰ遺跡の調査団による、国庫補助をうけての記録保存の発掘調査である。大平山元Ⅱ遺跡からは湧別技法と考えられる接合資料、大平山元Ⅰ遺跡からは、第1期調査と同様の資料が出土した。出土した無文土器片に付着した炭化物の放射性炭素年代を測定したところ、最古段階の土器であることが裏付けられた。

#### ③第3期の調査

2000～08（平成12～20）年まで、国庫補助事業をうけた町教育委員会による大平山元Ⅰ・Ⅱ遺跡を中心とした保存目的の調査を実施し、大平段丘全体の地形的な特徴や遺物の分布を把握した。この調査により、新たに大平山元Ⅳ遺跡に遺物が確認された。また、第1期、第2期の調査で内容が確認されている大平山元Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ遺跡のうち、Ⅲ遺跡の遺存状態が良好でなかったものの、Ⅰ遺跡、Ⅱ遺跡において遺物が比較的良好な状態で遺存していることとその範囲を把握することができた。

なお、2003～06（平成15～18）年には、道路拡幅に伴う発掘調査も行われたが、鰯ヶ沢蟹田線以南の調査区においては、若干の遺物は出土するものの、本来的な位置を留めたものではないことが確認された。

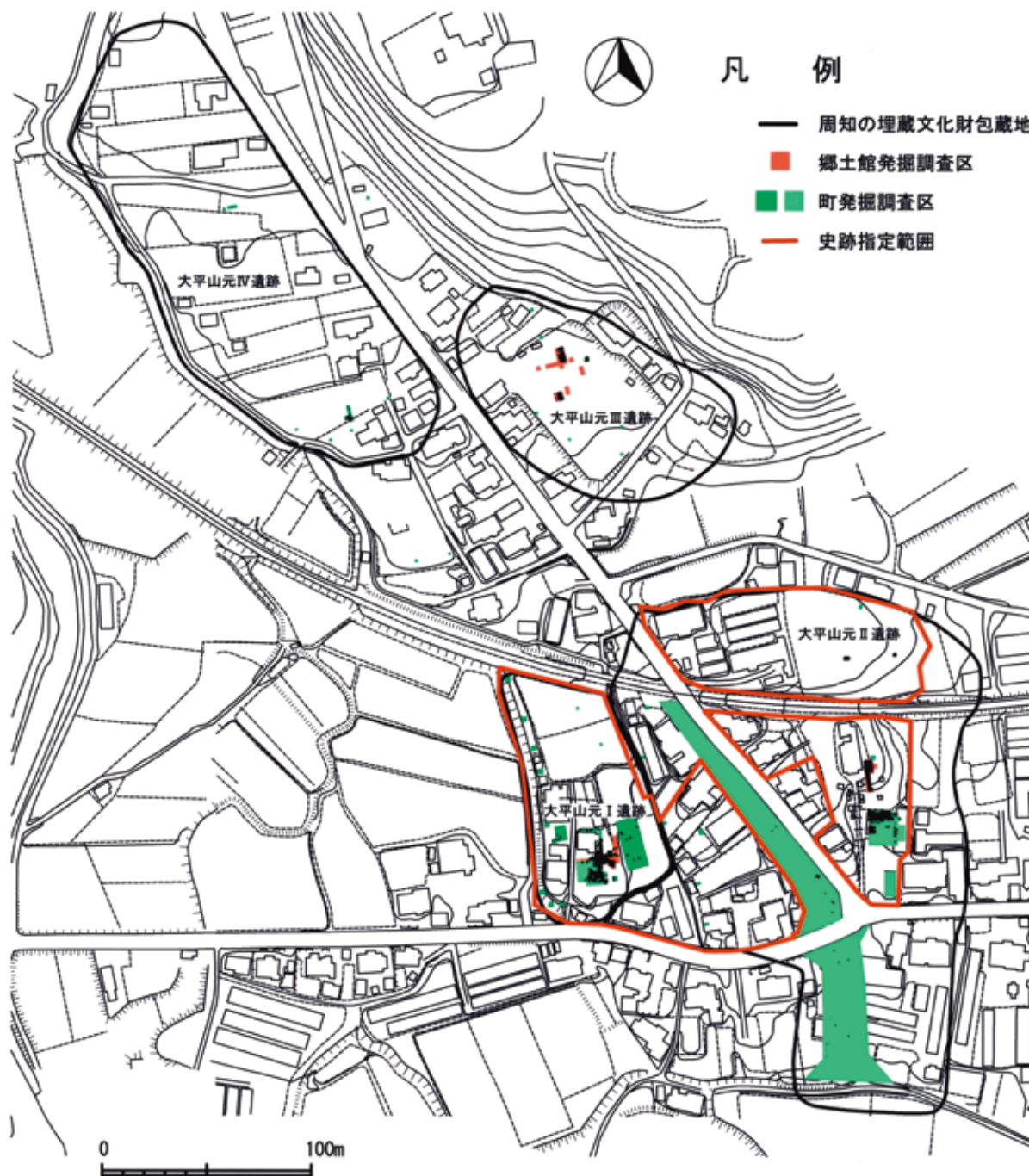


図10 大平山元遺跡全体図（2016（平成28）年3月31日現在）



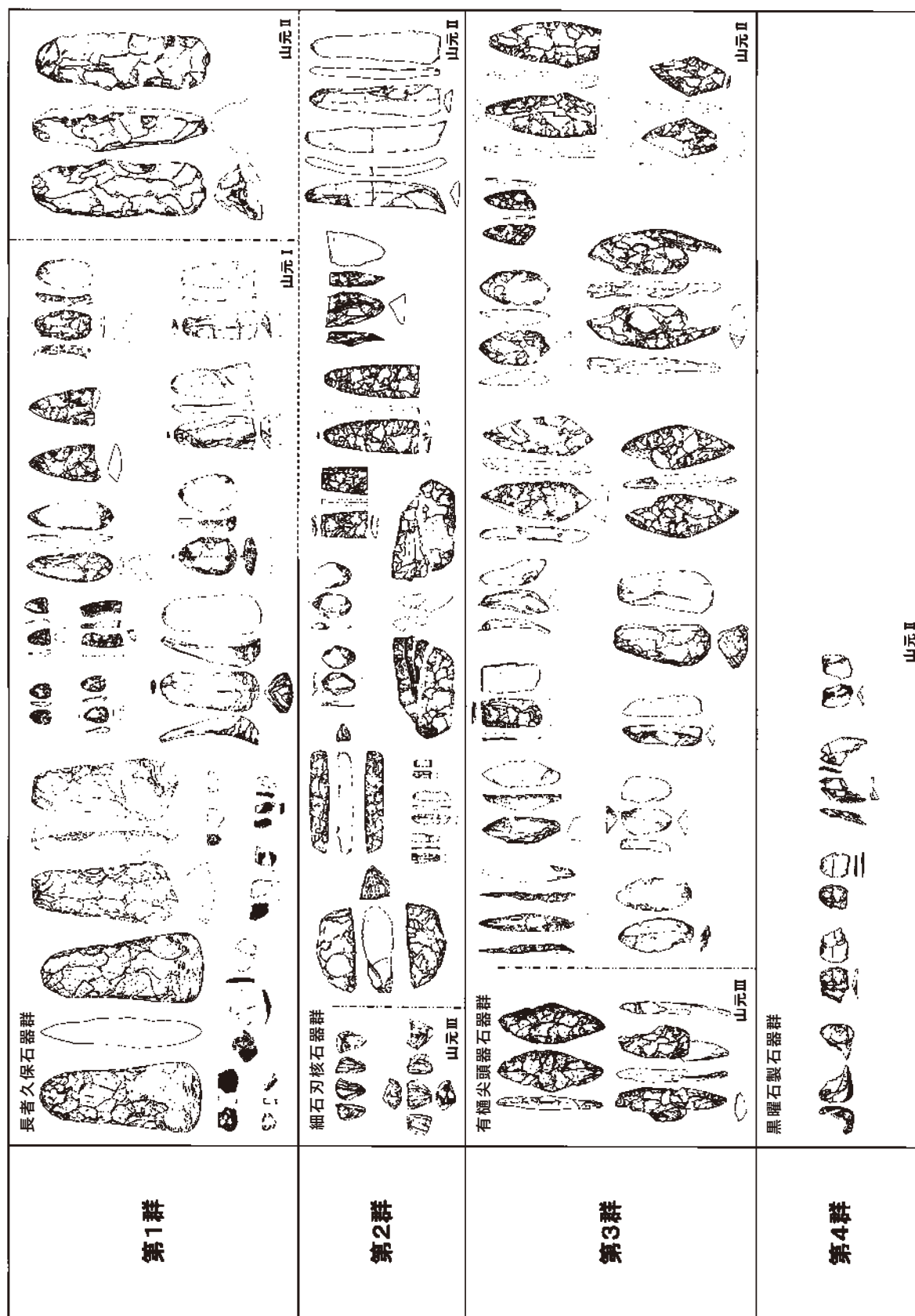


図11 大平山元遺跡出土石器分類図

### （3）各遺跡の概要

第1期～第3期の調査成果を踏まえて、遺跡の遺存状況が良好な大平山元Ⅰ遺跡と大平山元Ⅱ遺跡が「史跡大平山元遺跡」の指定範囲に含まれることとなったが（第4章参照）、ここでは、指定外となった遺跡も含め関連する遺跡の概要を述べることとする。

#### ①大平山元Ⅰ遺跡

遺跡は、津軽山地から流れる砂川沢及び大川目沢と平館山地から流れる高石股沢が合流し蟹田川となって大きく東へ流路をとる左岸に立地している。河岸段丘であるものの、扇状地状を呈し、標高は24～26mである。扇状地状を呈する場所は、水の流れなどによってできた凹凸があり、遺跡はその凸部の微高地状地形に立地する。微高地状の範囲からまとまって遺物が見つかり、集中する部分は、南北26m東西20mの楕円形である。このブロックは、最初に県立郷土館が発掘調査1975（昭和50）・1976（昭和51）年を実施した地点を中心にひろがる。

第1期の発掘調査で出土した遺物は、いわゆる神子柴・長者久保石器群である。石刃核、石刃及び縦長剥片、それらを素材とした削器や搔器及び彫器などの加工具類、両面調整の槍先形尖頭器と局部磨製石斧、石皿、石鏃で組成される。加工具類には、複数の刃部をあわせもつ複合的な石器もある。刃部には使用痕とみられる光沢のあるものもある。こうした石器群に土器が伴う。土器片は、明確な文様はなく無文である。内面と外面に炭化物の付着したものもある。土器片の器厚は一定ではなく、口縁部は円形、底部は隅丸方形の土器と考えられる。個体数は約7個以上と推定される。

第1期の発掘調査の頃は、神子柴・長者久保石器群は、旧石器時代末期に位置づけられ、土器や石鏃を保有するとは考えられていなかったが、県立郷土館の調査によって神子柴・長者久保石器群とともに、縄文時代の特徴である土器と石鏃が出土し、それらを保有していることが判明した。これらのことから旧石器時代から縄文時代への移行、土器の起源等の問題を提起した。その後の第2期の発掘調査1998（平成10）年では、土器片に付着した炭化物の放射性炭素年代の測定を試みられた。その結果（校正年代：14,920calBP～16,520calBP）は、縄文土器の出現とその背景について、ひいては縄文時代の定義そのものについても大きな問題を提起した。また、胎土分析の結果から遺跡周辺で製作された可能性が指摘されている。

第3期の発掘調査では、遺物の分布範囲を確認することができたとともに、遺物集中区域が良好な状態で残っていることが判明した。



遺物出土状況（1976（昭和51）年）



発掘調査風景（1976（昭和51）年）



発掘調査風景（1998（平成10）年）



発掘調査風景（1998（平成10）年）



発掘調査風景（2002（平成14）年）



遺物出土状況（2003（平成15）年）

図12 大平山元Ⅰ遺跡発掘調査の様子



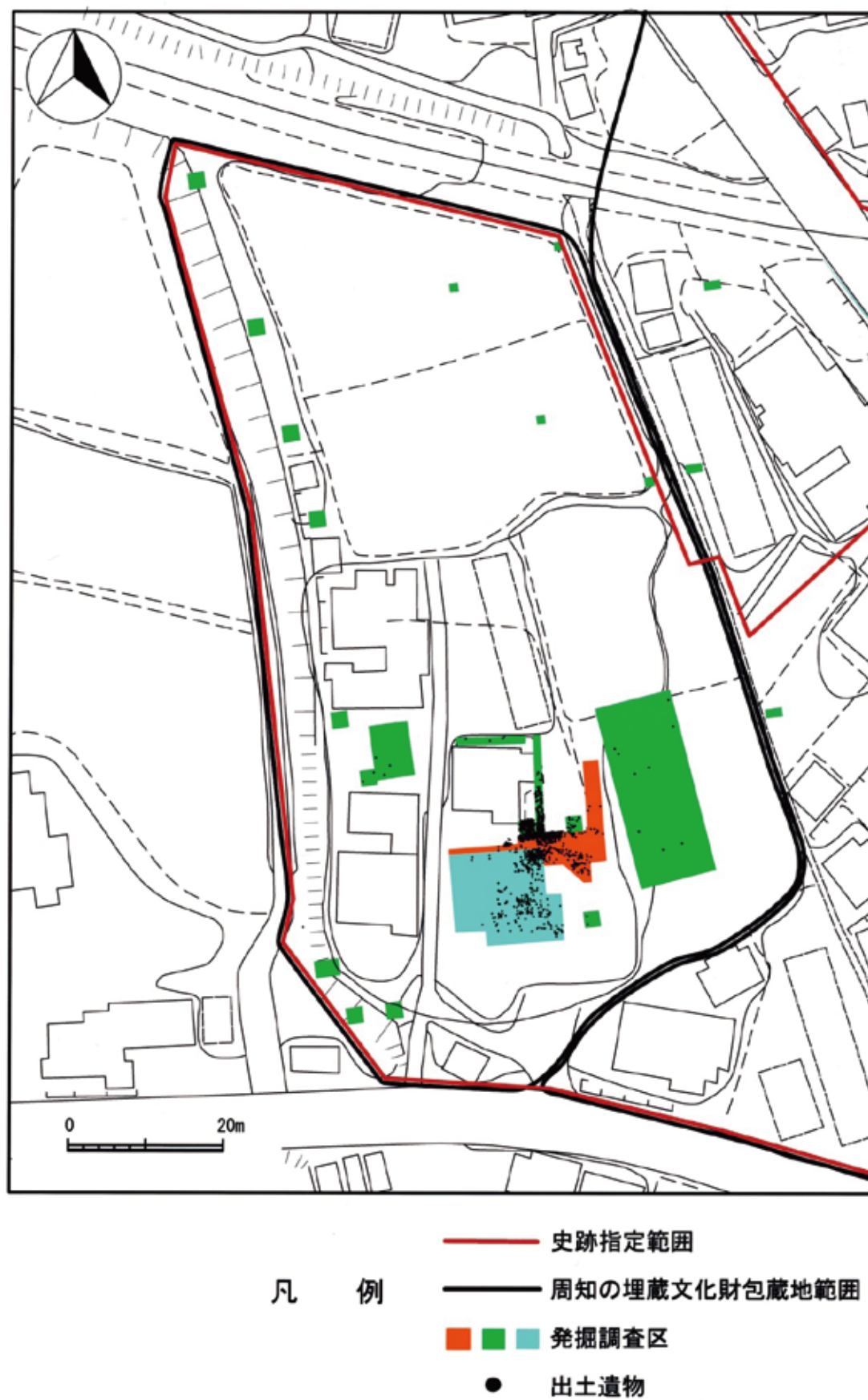


図13 大平山元Ⅰ遺跡





大平山元Ⅰ遺跡出土遺物 青森県立郷土館蔵



大平山元Ⅰ遺跡出土遺物 青森県立郷土館蔵



大平山元Ⅰ遺跡出土遺物  
外ヶ浜町教育委員会蔵  
(小川忠博氏 撮影 谷口康浩氏 提供)



大平山元Ⅰ遺跡出土遺物 外ヶ浜町教育委員会蔵 (小川忠博氏 撮影 谷口康浩氏 提供)

図14 大平山元Ⅰ遺跡出土遺物

※ 『大平山元』2011より

## ②大平山元Ⅱ遺跡

遺跡は、大平山元Ⅰ遺跡と同様の微高地状地形のひとつに立地する。大平山元Ⅰ遺跡から東へ約150mである。この微高地状地形の標高は25mで、大平山元Ⅰ遺跡の微高地より広く、現在は大平八幡宮およびその杉林になっている。

第1期の発掘調査では、この微高地状地形に遺物が濃密に分布し、一部では重なり合うように集中していることが判明した。出土する遺物は、石刃、石刃素材の各種道具、尖頭器、舟底形石器など、多量の石器類である。また、礫群3ヶ所、剥片集中4ヶ所を検出し、石組炉2ヶ所も確認されている。第2期の発掘調査では、石斧の未成品が確認され、神子柴・長者久保石器群に近似するような薄手の両面調整尖頭器や大形石刃の集中地点も検出された。石刃が出土したのは、大平山元Ⅰ遺跡の間の南北の浅い谷から、直径2mの範囲から石屑を伴わずに19本まとまって出土しており、東西の主要な生活の場の周辺に臨時的な作業あるいは保管の場があったことを示している。

多量の石器類を観察すると、複数の時期の石器群が認められ、大別すると4群に分けることができる。第1群では、神子柴・長者久保石器群、第2群は、湧別技法関連や舟底形石器を含む細石刃石器群の段階であり、石刃、石刃素材の各種道具、荒屋型彫器、両面調整の尖頭器、ホロカ型細石刃核、札滑型細石刃核、削片、細石刃が組成する。第3群は、有樋尖頭器主体の段階であり、石刃、石刃素材の各種道具、ナイフ形石器、有樋尖頭器などが組成し、郷土館調査時1977・78（昭和52・53）年に三宅徹也氏は、特徴的な石器製作技法として大平山元技法A・Bを提唱した。また、定型的な石器がないため詳細は不明であるが、第4群として、他の石器群より層位的に下層から黒曜石製の剥片類が出土している。第4群は、第2期の発掘調査で確認されたものである。

本遺跡は、このような複数の時期の石器群の変遷が把握でき、日本列島各地との関係を示す石器が多数出土しており注目される。また、石器製作技術の一端が明らかになり石器製作遺跡としての実態、細石刃文化の展開及び旧石器時代の終末や、土器出現の前段階の様相を把握できる遺跡である。

第3期の発掘調査では、遺物の分布範囲を確認することができたとともに、遺物集中区域が良好な状態で保持されていることが判明した。



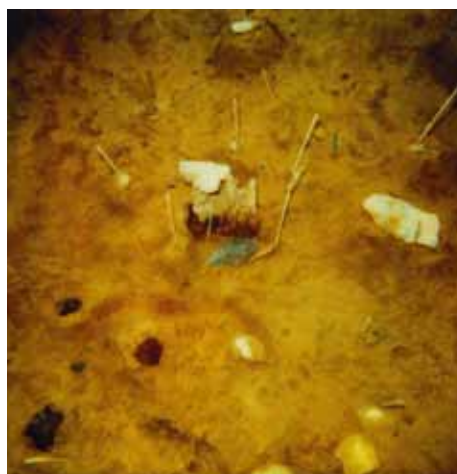
遺物出土状況（1978（昭和53）年）



発掘調査風景（1978（昭和53）年）



遺物出土状況（1978（昭和53）年）



遺物出土状況（1989（平成元）年）



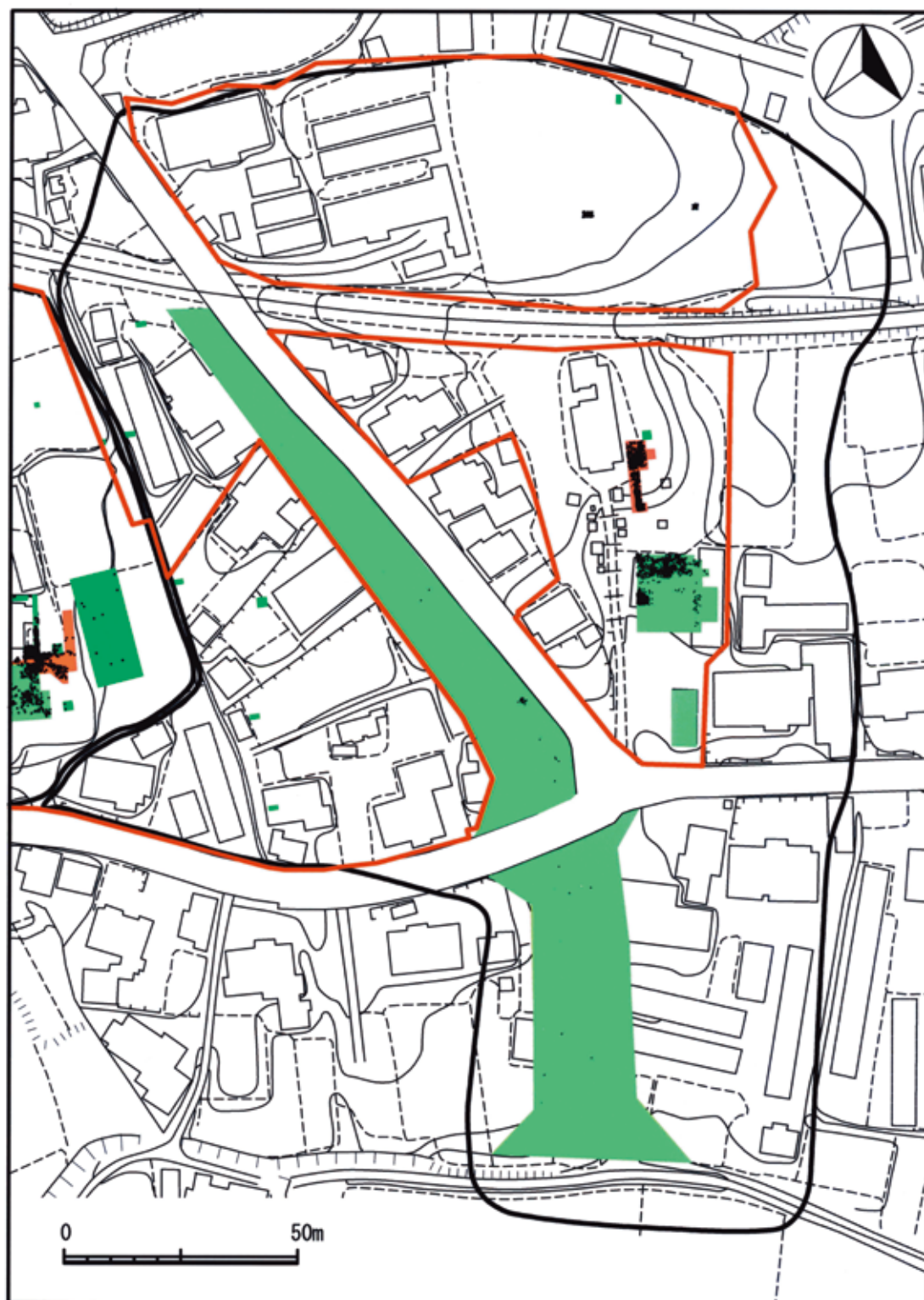
発掘調査風景（1989（平成元）年）



南西端部における石刃の出土状況（2004（平成16）年）

図15 大平山元Ⅱ遺跡発掘調査の様子





- 凡 例
- 史跡指定範囲
  - 周知の埋蔵文化財包蔵地範囲
  - ■ 発掘調査区
  - 出土遺物

図16 大平山元Ⅱ遺跡





大平山元Ⅱ遺跡出土遺物 青森県立郷土館蔵



大平山元Ⅱ遺跡出土遺物 青森県立郷土館蔵



大平山元Ⅱ遺跡出土遺物 外ヶ浜町教育委員会蔵



大平山元Ⅱ遺跡出土遺物 外ヶ浜町教育委員会蔵

※ 『大平山元』2011より

図17 大平山元Ⅱ遺跡出土遺物

## ③大平山元Ⅲ遺跡

遺跡は、前述の大平山元Ⅱ遺跡の北側の東西にひろがる谷地形を挟んだ部分に立地する。微高地状地形上ではなく、上部段丘の裾の部分、扇頂部あたりに位置している。標高は約28mで、大平段丘上でも最も標高の高い地点である。

遺物の分布範囲は、2ヶ所にまとまり、出土する遺物は、石刃、石刃素材の削器等、ナイフ形石器、有樋尖頭器で組成されている。また、細石刃石器群の段階である、野岳・休場型の範疇で捉えられる黒曜石製の細石刃核及び未製品が採集されている。黒曜石製の細石刃核は採集品であるが、西日本の特徴をもつ遺物である点が特筆される。

第3期の発掘調査では、削平等により遺存状態があまり良くないことが確認されたため、本遺跡は史跡指定範囲には含まれていない。

また、第3期の発掘調査では、西側に隣接する大平山元Ⅳ遺跡の発掘調査も行ったが、出土したのは剥片・碎片類が主体であり詳細の把握には至らなかった。



発掘調査風景（1979（昭和54）年）（山元Ⅲ）



発掘調査風景（1979（昭和54）年）（山元Ⅲ）



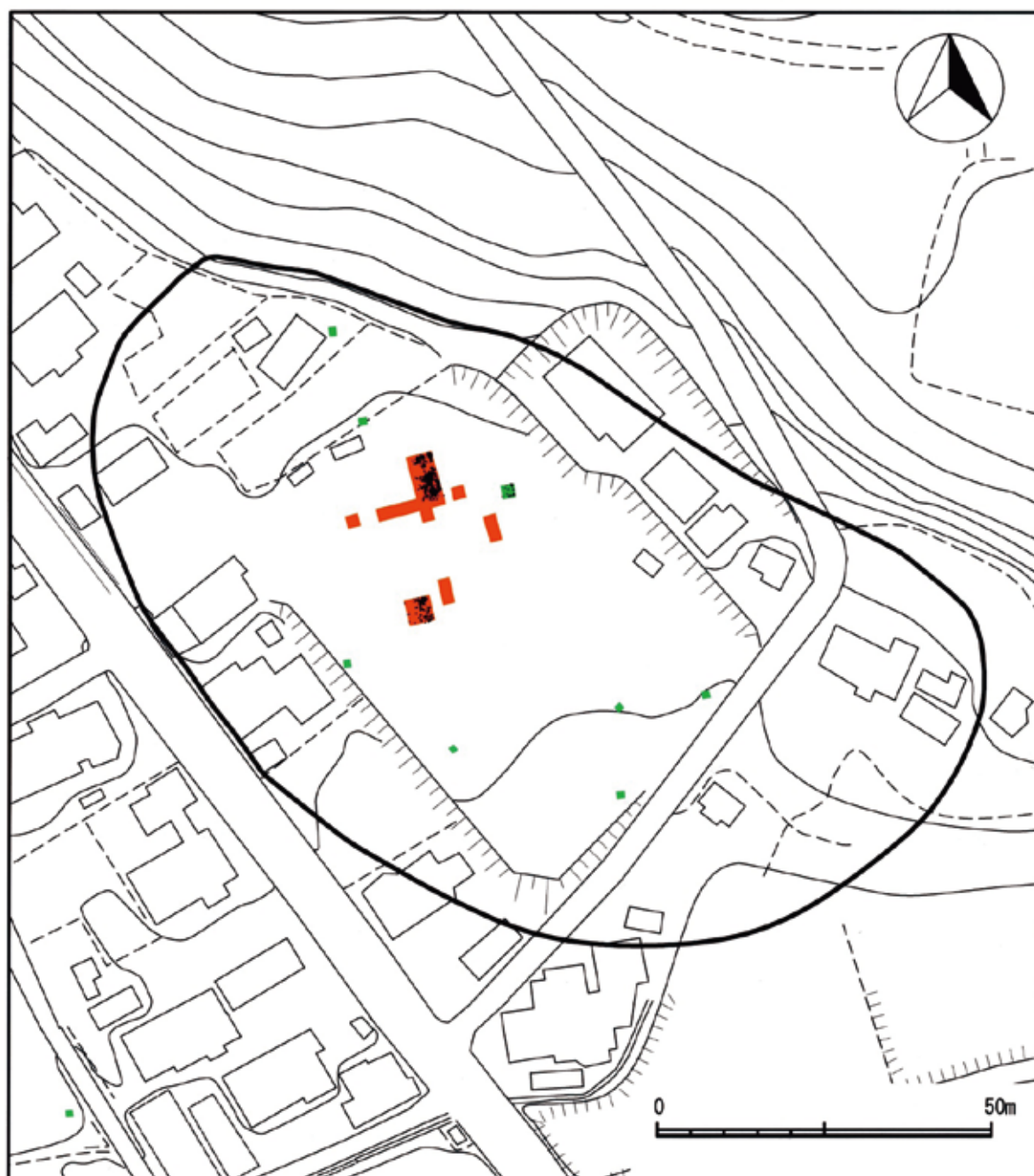
大平山元Ⅲ遺跡出土遺物 青森県立歴史館蔵



大平山元Ⅲ遺跡出土遺物 青森県立歴史館蔵

図18 大平山元Ⅲ遺跡発掘調査の様子と出土遺物

※ 『大平山元』2011より



- 凡 例
- 周知の埋蔵文化財包蔵地範囲
  - ■ 発掘調査区
  - 出土遺物

図19 大平山元Ⅲ遺跡

## (4) 発掘調査の一覧

発掘調査の一覧は以下のとおりである。

なお、出土遺物は、青森県立郷土館の発掘調査に係るものについては同館が、その他の発掘調査に係るものについては、町の大山ふるさと資料館が保管している。

表4 発掘調査一覧

|             | 年 次              | 目 的  | 遺 跡     | 調査主体     | 補助<br>事業 | 文 献 |
|-------------|------------------|------|---------|----------|----------|-----|
| 第<br>1<br>期 | 1975・76(昭和50・51) | 学術   | 大平山元Ⅰ遺跡 | 青森県立郷土館  |          | ①   |
|             | 1977・78(昭和52・53) | 学術   | 大平山元Ⅱ遺跡 | 青森県立郷土館  |          | ②   |
|             | 1979(昭和54)       | 学術   | 大平山元Ⅲ遺跡 | 青森県立郷土館  |          | ③   |
| 第<br>2<br>期 | 1989(平成元)        | 会館建替 | 大平山元Ⅱ遺跡 | 蟹田町教育委員会 |          | ④   |
|             | 1998(平成10)       | 住宅建設 | 大平山元Ⅰ遺跡 | 調査団      | ○        | ⑤⑥  |
| 第<br>3<br>期 | 2000(平成12)       | 保存目的 | 大平山元Ⅰ遺跡 | 町教委      | ○        | ⑦   |
|             | 2001(平成13)       | 保存目的 | 大平山元Ⅰ遺跡 | 町教委      | ○        | ⑧   |
|             | 2002(平成14)       | 保存目的 | 大平山元Ⅰ遺跡 | 町教委      | ○        | ⑨   |
|             | 2003(平成15)       | 保存目的 | 大平山元Ⅰ遺跡 | 町教委      | ○        | ⑩   |
|             | 2003(平成15)       | 道路拡幅 | 大平山元Ⅱ遺跡 | 町教委      |          | ⑪   |
|             | 2003(平成15)       | 道路拡幅 | 大平山元Ⅱ遺跡 | 県教委      |          | ⑭   |
|             | 2004(平成16)       | 保存目的 | 大平山元Ⅰ遺跡 | 町教委      | ○        | ⑫   |
|             | 2004(平成16)       | 道路拡幅 | 大平山元Ⅱ遺跡 | 町教委      |          | ⑬   |
|             | 2005(平成17)       | 道路拡幅 | 大平山元Ⅱ遺跡 | 町教委      |          | ⑯   |
|             | 2006(平成18)       | 保存目的 | 大平山元遺跡  | 町教委      | ○        | ⑱   |
|             | 2006(平成18)       | 道路拡幅 | 大平山元Ⅱ遺跡 | 町教委      |          | ⑰   |
|             | 2007(平成19)       | 保存目的 | 大平山元遺跡  | 町教委      | ○        | ⑲   |
|             | 2008(平成20)       | 保存目的 | 大平山元遺跡  | 町教委      | ○        | ⑳   |



(5) 発掘調査報告書の一覧

発掘調査報告書の一覧は以下のとおりである。

- ①1979（昭和54）年 『大平山元Ⅰ遺跡』 青森県立郷土館
- ②1980（昭和55）年 『大平山元Ⅱ遺跡』 青森県立郷土館
- ③1981（昭和56）年 『大平山元Ⅲ遺跡』 青森県立郷土館
- ④1992（平成4）年 『大平山元Ⅱ遺跡発掘調査報告書』 蟹田町教育委員会
- ⑤1999（平成11）年 『大平山元Ⅰ遺跡—1998年発掘調査—』 蟹田町教育委員会
- ⑥1999（平成11）年 『大平山元Ⅰ遺跡の考古学調査』 大平山元Ⅰ遺跡発掘調査団
- ⑦2001（平成13）年 『大平山元Ⅰ遺跡—2000年発掘調査—』 蟹田町教育委員会
- ⑧2002（平成14）年 『大平山元Ⅰ遺跡—2001年発掘調査—』 蟹田町教育委員会
- ⑨2003（平成15）年 『大平山元Ⅰ遺跡—2002年発掘調査—』 蟹田町教育委員会
- ⑩2004（平成16）年 a 『大平山元Ⅰ遺跡—2003年発掘調査—』 蟹田町教育委員会
- ⑪2004（平成16）年 b 『大平山元Ⅱ遺跡—主要地方道鰺ヶ沢蟹田線道路改良工事に伴う  
発掘調査報告書—』 蟹田町教育委員会
- ⑫2005（平成17）年 a 『大平山元Ⅰ遺跡—2004年発掘調査—』 蟹田町教育委員会
- ⑬2005（平成17）年 b 『大平山元Ⅱ遺跡—主要地方道鰺ヶ沢蟹田線道路改良工事に伴う  
発掘調査報告書Ⅱ—』 蟹田町教育委員会
- ⑭2005（平成17）年 『大平山元Ⅱ遺跡—主要地方道鰺ヶ沢蟹田線(大平工区)道路改良  
工事に伴う発掘調査報告書—』 青森県教育委員会
- ⑮2006（平成18）年 a 『大平山元Ⅰ遺跡—2000～2004年発掘調査—』 外ヶ浜町教育委員会
- ⑯2006（平成18）年 b 『大平山元Ⅱ遺跡—主要地方道鰺ヶ沢蟹田線道路改良工事に伴う  
発掘調査概要報告書—』 外ヶ浜町教育委員会
- ⑰2007（平成19）年 a 『大平山元Ⅱ遺跡—主要地方道鰺ヶ沢蟹田線道路改良工事に伴う  
発掘調査報告書Ⅲ—』 外ヶ浜町教育委員会
- ⑱2007（平成19）年 b 『大平山元遺跡—2006年発掘調査—』 外ヶ浜町教育委員会
- ⑲2008（平成20）年 『大平山元遺跡—2007年発掘調査—』 外ヶ浜町教育委員会
- ⑳2009（平成21）年 『大平山元遺跡—2006～2008年発掘調査—』 外ヶ浜町教育委員会
- ㉑2011（平成23）年 『大平山元 旧石器時代から縄文時代への移行を考える遺跡群』  
外ヶ浜町教育委員会

## 第4章 史跡指定の状況

### 1 史跡指定に至る経緯

1971（昭和46）年に発見された1点の局部磨製石斧を契機に、大平山元Ⅰ遺跡において1975（昭和50）～79（昭和54）年まで青森県立郷土館が発掘調査を実施したところ、長者久保石器群に伴い無文土器が出土し、最古段階の土器である可能性が指摘された。

1998（平成10）年、住宅建設に伴う発掘調査が大平山元Ⅰ遺跡で実施され、県立郷土館の調査と同様の資料群を確認するとともに、出土した土器に付着した炭化物の放射性炭素年代測定が試みられた。その結果、大平山元Ⅰ遺跡出土土器は最古段階の土器であることが数値的にも裏付けられ、土器起源論に大きな一石が投じられた。

蟹田町（現外ヶ浜町）では、遺跡の重要性に鑑みて、史跡として適切に保存活用することを目指して、2000（平成12）～2005（平成17）年にかけて大平山元Ⅰ遺跡の保存目的の発掘調査を行い、その成果を2006（平成18）年に報告書にまとめ刊行した。

さらに大平山元Ⅱ遺跡を始めとした周辺の調査も必要と考えられたことから、改めて2000（平成12）～2008（平成20）年にかけて大平山元Ⅱ・Ⅲ遺跡を含む周辺部の保存目的の発掘調査を実施し、2009（平成21）年に報告書を刊行した。これらの保存目的の発掘調査は国庫補助を受けるとともに文化庁の指導を受けながら実施した。

2011（平成23）年6月に稲田孝司岡山大学名誉教授を招いて検討委員会を開催し、同年11月に、それまでの全ての発掘調査成果をまとめるとともに、委員等の論考を加えた総括報告書を刊行した。

それまでの調査を総括した結果、大平山元Ⅲ遺跡は既に大きく削平を受けているのに対し、大平山元Ⅰ遺跡と大平山元Ⅱ遺跡には比較的良好な遺存状態が保たれている範囲があり、今後も保存を万全なものとする必要があると考えられたことから、外ヶ浜町では文化庁と史跡指定に向けた協議を重ねた。2012（平成24）年2月に文化庁によって組織された「旧石器時代の遺跡等の保存に関する検討会」による遺物の検討、同年5月に現地視察が行われ、6月に保護すべき範囲の具体的な案が整理された。

それに基づき、外ヶ浜町では指定に向けた具体的な作業に取り掛かり、地権者の協力を得て2012（平成24）年7月26日付け外教社第416号で史跡指定及び管理団体指定の意見具申書を提出したところ、同年11月16日、国の文化審議会から文部科学大臣に対し史跡指定の答申があった。

答申を受け、2013（平成25）年3月27日、官報号外第63号、文部科学省告示第39号により、大平山元Ⅰ遺跡と大平山元Ⅱ遺跡を含む範囲が「史跡大平山元遺跡」として指定された。

なお、史跡大平山元遺跡を管理する地方公共団体として、2014（平成26）7月10日、官報第6329号、文化庁告示第31号により外ヶ浜町が指定された。

また、その後、93番地6の土地について指定の条件が整ったことから、2014（平成26）年11月25日付け外教社第744号で追加指定についての意見具申書を提出したところ、翌年の6月19日、国の文化審議会から文部科学大臣に対し追加指定の答申がなされ、2015（平成27）年10月7日、官報号外第230号、文部科学省告示第173号にて指定された。





図21 史跡指定の通知文





図22 管理団体指定の通知文

## 2 史跡の指定状況

史跡大平山元遺跡の概要は次のとおりである。

### ア. 指定名称

大平山元遺跡

オオダイヤマモトイセキ

### イ. 所在地

青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田大平山元73番地2外

### ウ. 指定面積

20,377.87㎡ 追加指定面積 483.05㎡

合計20,860.92㎡

### エ. 種別・指定基準

種別－史跡 指定基準－第一 集落跡

### オ. 史跡指定年月日

2013（平成25）年3月27日

追加指定

2015（平成27）年10月7日

### カ. 指定地域

青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田大平山元73番地2外

### キ. 管理団体

外ヶ浜町（指定年月日 2014（平成26）年7月10日）

### ク. 指定説明

大平山元遺跡は津軽半島の北東部、陸奥湾に注ぐ蟹田川の河口から8キロメートルの左岸に位置し、津軽山地から派生する標高24メートルから26メートルの低位段丘上、南北500メートル、東西200メートルの範囲に立地する後期旧石器時代後半期から縄文時代草創期に至る石材原産地に近接した遺跡である。

この低位段丘の先端部は、更新世には、蟹田川に向かって浅い谷が形成されることで東西に分断され、その西側には大平山元Ⅰ遺跡が、東側には大平山元Ⅱ遺跡が、そして低位段丘の最奥部には大平山元Ⅲ遺跡がそれぞれ営まれた。ただし、大平山元Ⅱ遺跡については、縄文時代草創期にこの谷が埋没したところまで範囲が広がる。なお、この蟹田川のさらに上流3.5キロメートルには、大平山元遺跡の各地点から出土する大部分の石器の素材となった珪質頁岩の産出地が確認されており、大平山元遺跡がこの地に所在する理由になっている。

昭和46年、畑から見つかった1点の局部磨製石斧が契機となり、昭和50年度から昭和54年度にかけて青森県立郷土館が大平山元Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ遺跡の発掘調査を行い、大平山元Ⅰ遺跡からは、縄文時代草創期に属する両面調整の槍先形尖頭器・局部磨製石斧・石鏃をはじめ、石刃素材の削器・搔器・彫器等からなる神子柴・長者久保石器群が出土した。大平山元Ⅱ遺跡からは、大平山元Ⅰ遺跡と同様の神子柴・長者久保石器群のほかに、荒屋型彫器や湧別技法による細石刃石器群

のほかに、後期旧石器時代後半期に属するナイフ形石器や有樋尖頭器からなる石器群も出土した。なお、大平山元Ⅲ遺跡からは、大平山元Ⅱ遺跡と同様の様相を呈するが、細石刃石器群については、野岳・休場型とされる黒曜石製細石刃核も含まれる。

平成10年度には、大平山元Ⅰ遺跡発掘調査団による発掘調査により、大平山元Ⅰ遺跡からはさらに七個体分の無文土器が神子柴・長者久保石器群と共伴して出土するとともに、その土器の付着物から放射性炭素年代測定（未校正）により $12,680 \pm 140$ 年前から $13,780 \pm 170$ 年前という極めて古い年代測定値が得られ注目を集めた。また、平成12年度以降の外ヶ浜町教育委員会（旧蟹田町教育委員会）による継続的な発掘調査では、大平山元遺跡の範囲を確定するとともに、大平山元Ⅱ遺跡の南西端部である低地部において12～16センチメートルの石刃19本がまとまって出土し、縄文時代草創期の特徴とされる石器の埋納状況も確認された。

大平山元遺跡は、石器の素材となる珪質頁岩の産出地に近接する遺跡であり、後期旧石器時代後半期から縄文時代草創期までの各段階の変遷が追える北日本では稀有な遺跡である。中でも、後期旧石器時代後半期では、関東・中部との関係を示す有樋尖頭器、北海道との関係を示す湧別技法による細石刃石器群、関東以西との関係を示す野岳・休場型の黒曜石製細石刃核等、北日本ではほかに例がないほど日本列島各地との関係を示す石器が多数出土して注目される。さらに、縄文時代草創期では、神子柴・長者久保石器群と無文土器との共伴や大型石刃の埋納等、後期旧石器時代後半期から縄文時代草創期への移行の在り方を検討する上で極めて重要な情報を提供している。よって、史跡に指定し保護を図ろうとするものである。

（月刊文化財593号から引用）



図23 史跡指定後の現況航空写真（2013（平成25）年6月26日撮影）赤線は史跡指定範囲の概略（2016（平成28）年3月31日現在）



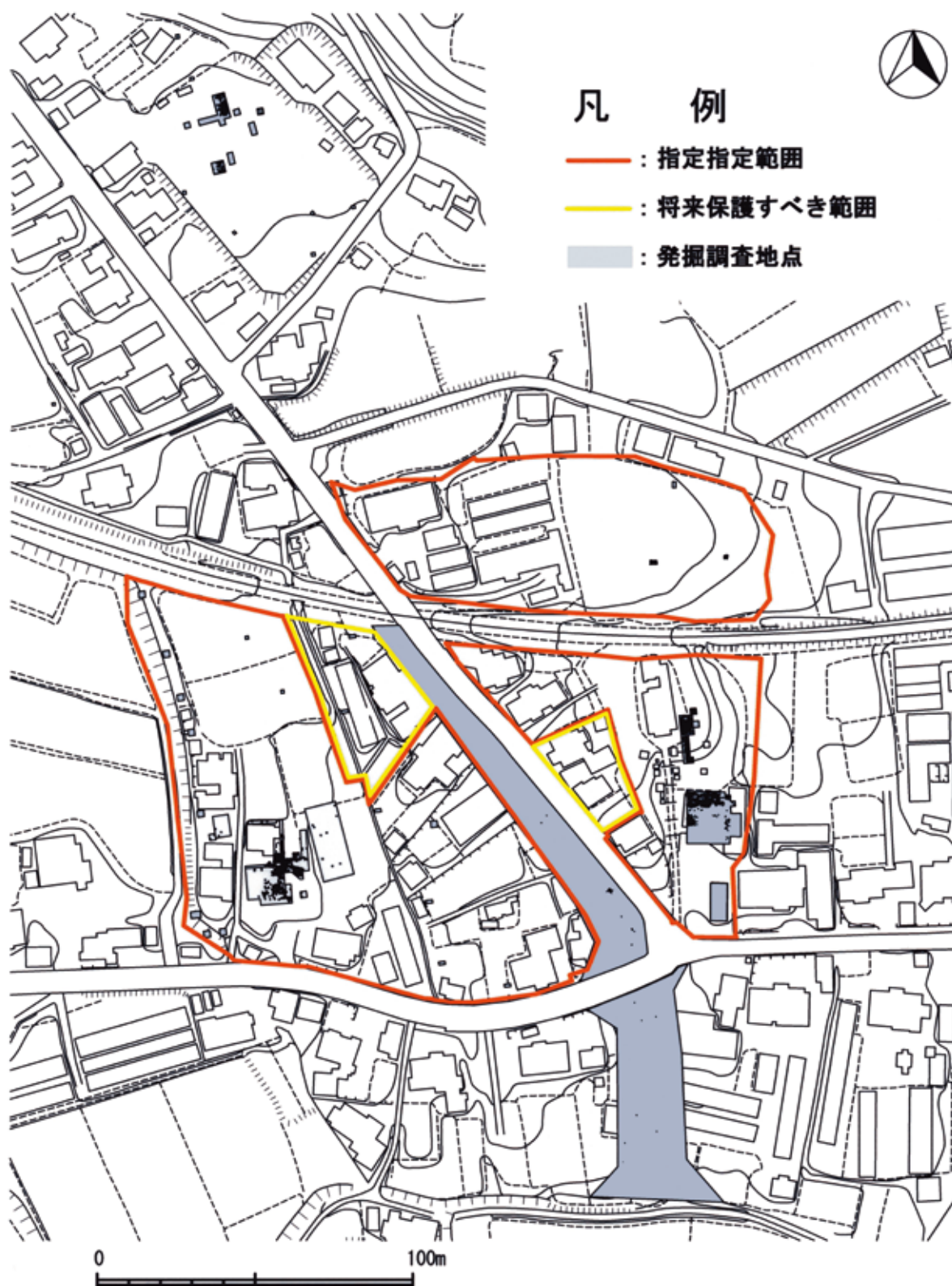


図24 史跡指定範囲（2016（平成28）年3月31日現在）



表5 地籍の状況（2016（平成28）年3月31日現在）

| No | 地番                                                                                  | 面積(㎡)    | 地目  | 所有者   |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------|----------|-----|-------|
| 1  | 青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田大平山元 73 番地 2                                                          | 298.29   | 宅地  | 外ヶ浜町長 |
| 2  | 青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田大平山元 74 番地 1                                                          | 3,090.00 | 境内地 | 八幡宮   |
| 3  | 青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田大平山元 74 番地 2                                                          | 2,705.00 | 境内地 | 八幡宮   |
| 4  | 青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田大平山元 90 番地 1                                                          | 1,534.03 | 宅地  | 個人    |
| 5  | 青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田大平山元 90 番地 2                                                          | 546.43   | 宅地  | 個人    |
| 6  | 青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田大平山元 90 番地 3                                                          | 409.93   | 宅地  | 個人    |
| 7  | 青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田大平山元 90 番地 7                                                          | 536.43   | 宅地  | 個人    |
| 8  | 青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田大平山元 90 番地 9                                                          | 531.77   | 宅地  | 個人    |
| 9  | 青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田大平山元 90 番地 12                                                         | 41.00    | 畑   | 個人    |
| 10 | 青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田大平山元 93 番地 3                                                          | 684.23   | 宅地  | 個人    |
| 11 | 青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田大平山元 93 番地 4                                                          | 677.54   | 宅地  | 個人    |
| 12 | 青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田大平山元 93 番地 6                                                          | 483.05   | 宅地  | 個人    |
| 13 | 青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田大平山元 93 番地 17                                                         | 79.90    | 宅地  | 個人    |
| 14 | 青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田大平山元 94 番地 1                                                          | 243.29   | 宅地  | 個人    |
| 15 | 青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田大平山元 94 番地 3                                                          | 1,063.30 | 宅地  | 個人    |
| 16 | 青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田大平山元 94 番地 4                                                          | 805.75   | 宅地  | 個人    |
| 17 | 青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田大平山元 95 番地 1                                                          | 818.74   | 宅地  | 個人    |
| 18 | 青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田大平山元 95 番地 2                                                          | 40.64    | 宅地  | 個人    |
| 19 | 青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田大平山元 96 番地 1                                                          | 605.49   | 宅地  | 個人    |
| 20 | 青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田大平山元 96 番地 2                                                          | 188.60   | 宅地  | 個人    |
| 21 | 青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田大平山元 96 番地 3                                                          | 204.26   | 宅地  | 個人    |
| 22 | 青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田大平山元 96 番地 4                                                          | 331.33   | 宅地  | 外ヶ浜町長 |
| 23 | 青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田大平山元 96 番地 5                                                          | 188.92   | 宅地  | 外ヶ浜町長 |
| 24 | 青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田大平山元 96 番地 6                                                          | 200.17   | 宅地  | 個人    |
| 25 | 青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田大平山元 97 番地 1                                                          | 1,189.00 | 雑種地 | 個人    |
| 26 | 青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田大平山元 98 番地 1                                                          | 1,701.00 | 田   | 個人    |
| 27 | 青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田大平沢辺 71 番地 2                                                          | 74.93    | 宅地  | 個人    |
| 28 | 字蟹田大平山元 92 番地 2 と同 94 番地 1 に挟まれ、同 94 番地 7 と同 73 番地 2 に西接する道までの水路敷                   | 47.20    | 水   | 外ヶ浜町長 |
| 29 | 字蟹田大平山元 94 番地 1 に東接する水路と同 74 番地 2 及び同 73 番地 2 に囲まれる道路敷                              | 77.50    | 道   | 外ヶ浜町長 |
| 30 | 字蟹田大平山元 98 番地 1 に西接し、同 96 番地 5 と 98 番地 1 に挟まれるまでの水路敷                                | 96.50    | 水   | 外ヶ浜町長 |
| 31 | 字蟹田大平山元 93 番地 1 と同 97 番地 1 に挟まれ、同 95 番地 2 と 93 番地 6 に挟まれるまでの水路敷                     | 197.80   | 水   | 外ヶ浜町長 |
| 32 | 字蟹田大平山元 97 番地 1 と同 96 番地 1 と同 95 番地 1 に囲まれる水路敷                                      | 53.80    | 水   | 外ヶ浜町長 |
| 33 | 字蟹田大平山元 104 番地 1 に東接する水路と同 98 番地 1 に西接する水路に挟まれ、同沢辺 71 番地 1 と同山元 95 番地 3 に挟まれるまでの道路敷 | 945.10   | 道   | 外ヶ浜町長 |
| 34 | 字蟹田大平山元 96 番地 3 と同 96 番地 5 に挟まれ、同 96 番地 6 と同 96 番地 1 に挟まれるまでの道路敷                    | 170.00   | 道   | 外ヶ浜町長 |

### 3 史跡の本質的価値

(1) 後期旧石器時代後半期から縄文時代草創期への移行の様相を知ることができること

史跡大平山元遺跡から出土した多くの石器類から、時代によって移り変わる石器群の特徴がわかる。後期旧石器時代後半期では、ナイフ形石器と有樋尖頭器をもつ石器群、荒屋型彫器や湧別技法等による細石刃石器群等がある。縄文時代草創期では、大型局部磨製石斧等を特徴とする神子柴・長者久保石器群に、最古段階の土器が伴い、旧石器時代から縄文時代への移行の姿を具体的に知ることができる。その理由として石器の材料となる珪質頁岩が採取できる蟹田川の近くにあることがあげられる。

(2) 後期旧石器時代後半期における日本列島各地との関係を示す石器が多数出土すること

出土した後期旧石器時代後半期の石器類の中でも、有樋尖頭器は、関東地方や中部地方に集中して分布するものであり、細石刃石器群は、湧別技法によって作られるものもあり、北海道で流行した削片系技術の南下との関わりを強く示すものである。また、関東以西に特徴的な野岳・休場型の黒曜石製細石刃核もあり、日本列島各地との関係を示す石器が多数出土する。

(3) それら遺物群がそれぞれまとまって分布し、生活と石器製作の場が特定できること

史跡の立地する大平段丘上は、扇状地状を呈し水の流れによって生じた凹凸がある。遺物が広がっているところは、南北の浅い谷によって、東西ふたつに分断された凸部の微高地状地形部分である。西側の微高地状地形には、神子柴・長者久保石器群が楕円形の範囲に分布しており、土器片も出土している。

東側の微高地状地形は、西側よりも大きく南北へ延びており、遺物も濃密に分布している。複数の時期の遺物が重なり合うようにひろがり、ナイフ形石器・有樋尖頭器、細石刃石器群、神子柴・長者久保石器群に近似した両面調整尖頭器等が出土する。

## 4 保存管理の現況

### （1）発掘調査区の保存管理

青森県立郷土館が学術調査を実施した発掘調査区については、調査終了後に排土で埋め戻し、出土品は県立郷土館で保存・活用を図っている。

2000（平成12）年以前に町教育委員会が記録保存の発掘調査を実施した区域については、建築物が設置されている。出土品は町教育委員会で保存・活用を図っている。

2003（平成15）年以降に町教育委員会が実施した保存目的の発掘調査では、出土遺物は確認に止めることを原則とした。出土位置、状態を記録した後、確認面の遺物のみ取り上げ、それより下位の遺物は未掘削のままで保存されている。排土で埋戻しを行い、保護のため盛土している。

### （2）土地所有、土地利用の現状と保存管理

2016（平成28）年3月31日現在における土地所有の状況は図25のとおりであるが、96-4、96-5については、指定後に公有地となったものである。土地利用の状況は図26参照のとおりであり、それぞれ土地所有者により管理されている。

2014（平成26）年7月10日付け官報告示第6329号、文化庁告示第31号で指定地全域について、町が管理団体の指定を受けたことから、以後、災害等の復旧については町が行う。

### （3）法的規制

史跡指定地については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）により現状変更が制限される。また、図10に示したように、指定地周辺は周知の埋蔵文化財包蔵地となっている。指定地内の一部についての水田及び畑地は、農地法及び農業振興地域の整備に関する法律により転用の制限及び権利移動の制限がある。

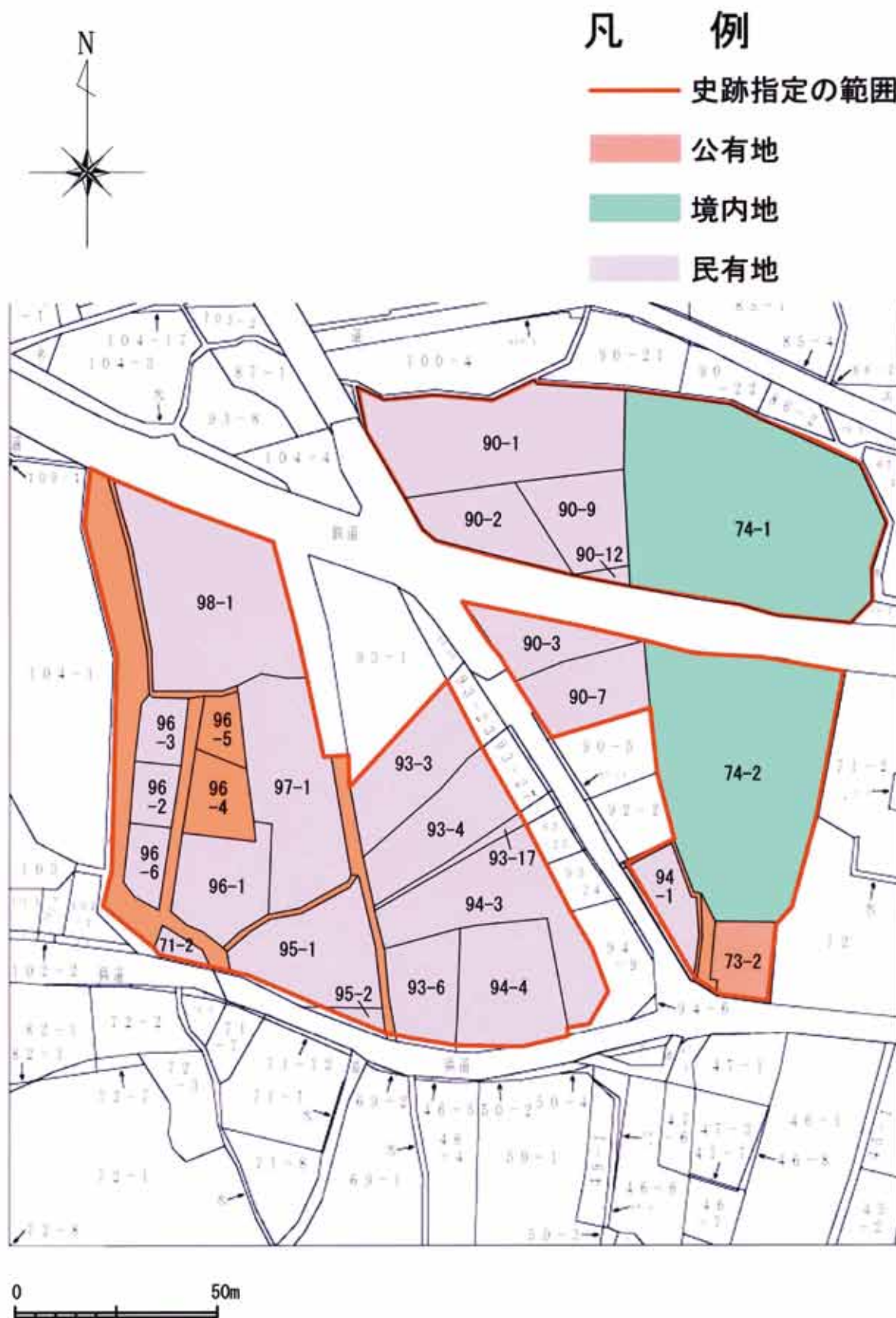


図25 史跡指定範囲地籍と現況（2016（平成28）年3月31日現在）



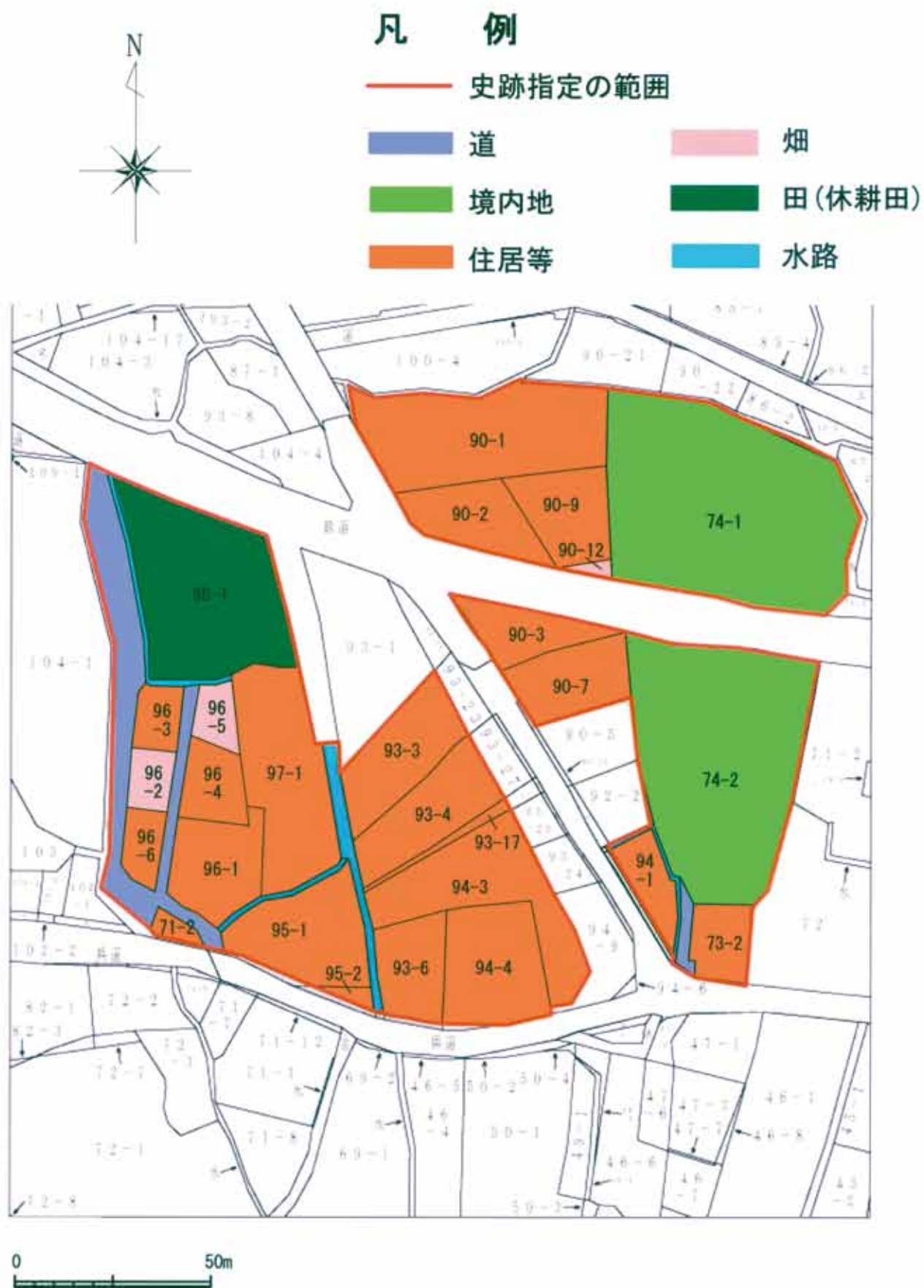


図26 史跡指定範囲地籍と状況（2016（平成28）年3月31日現在）

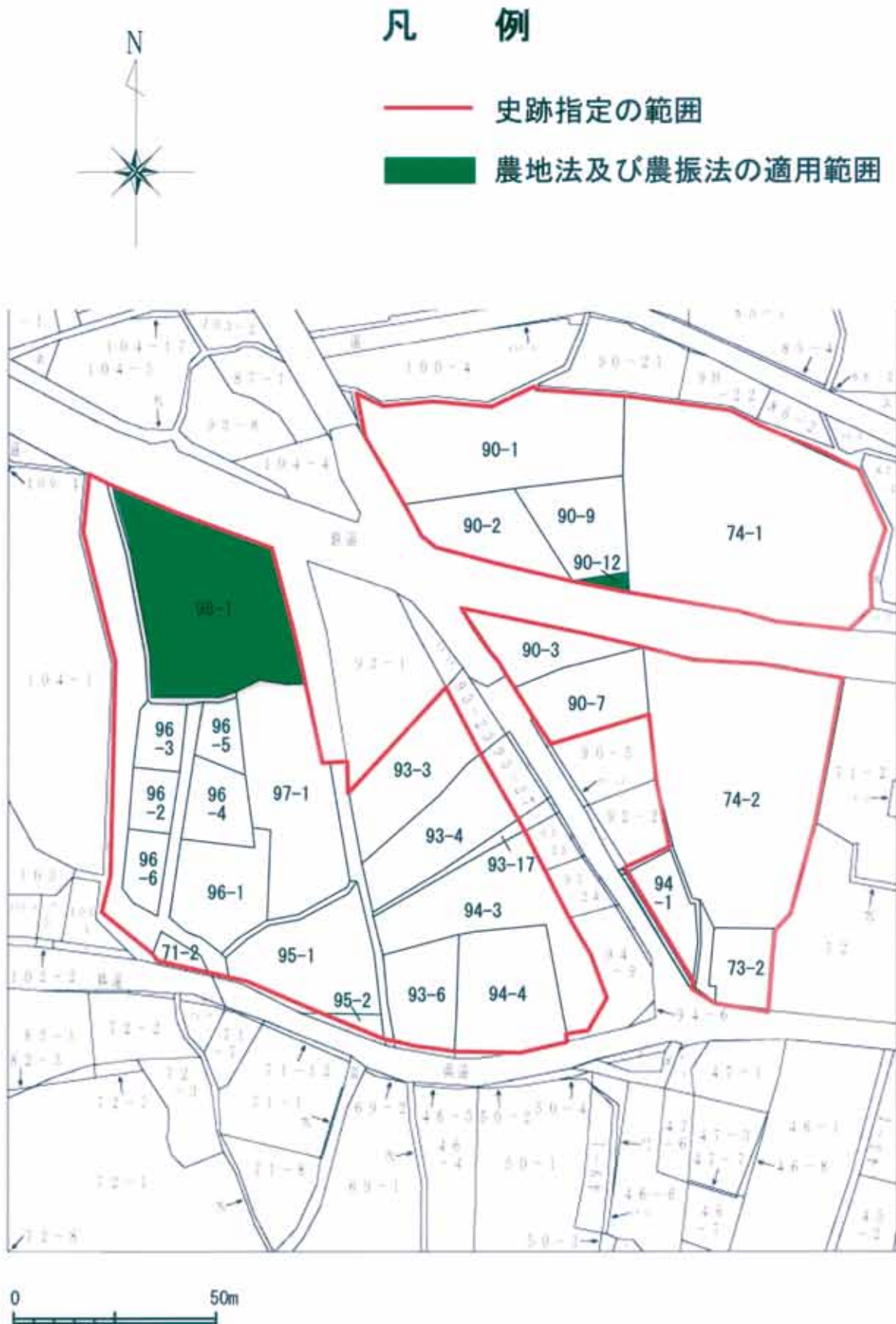


図27 史跡指定範囲の農地法規制状況（2016（平成28）年3月31日現在）



指定時の状況写真



図28 指定時の状況写真 上空より（2013（平成25）年6月26日撮影）



既存建物



既存道



既存建物



既存建物



既存建物



既存耕作地

図29 指定時の状況（大平山元Ⅰ遺跡）





既存建物



既存道



既存耕作地と林



既存建物



現況立木



既存建物

図30 指定時の状況（大平山元Ⅱ遺跡）

## 第5章 保存管理

### 1 構成要素

#### (1) 史跡の本質的価値を構成する諸要素

史跡の本質的な価値は、土地と一体となり構成している遺構、それらに関連して残存する遺物、直接的な関係を有する空間から成る。

本史跡には、地上に表出している遺構はなく、地下に埋蔵されている生活の痕跡である遺物の分布が枢要な要素である。その遺物集中地点のひとつは神子柴・長者久保文化の石器群のもの、もうひとつは、細石刃石器群関連と尖頭器関連等を含む旧石器時代の石器群のものである。これまでの発掘調査で出土した局部磨製石斧、土器片、搔器、削器、彫器など縄文時代草創期の遺物、細石刃核、石刃、有樋尖頭器などの旧石器時代の遺物及び未発掘区域に現状保存されている遺物やその分布状況も本史跡の本質的価値を構成する重要な諸要素である。

また、それらの諸要素を包含する一連の地形、つまり大平段丘も多くの情報を含む重要な諸要素である。

これらは、史跡の本質的価値として適切に保存していかななくてはならない。

#### (2) その他の諸要素

指定地内では、縄文時代前期の遺構・遺物も確認されている。

また、指定地内に所在する「大平八幡宮」神社社殿内には町指定有形文化財の懸額がある。大平八幡宮は、大平集落に鎮座する唯一の神社であり、1675（延宝3）年に再建されたという棟札を保有しているとされ、貞享検地（1687年）の際にも記載があることから、17世紀にはすでに存在していたことがわかる。その頃から住民に大切にされ、他の開発から守られてきた。現在の本殿は、1909（明治42）年に新築された。

これらは史跡の本質的価値を構成する要素ではないが、指定地内に所在するものであり、適切に取り扱う必要がある。

他に指定地内には地域住民生活があり、それに付随する家屋等の建物、小屋、水路、道、駐車場、集会所、電柱、ビニールハウス、畑地、庭、人工林等や、神社の社殿、石造物、鳥居などの宗教関連施設もある。これらは、史跡の本質的な価値を構成する要素とはならないその他の要素に位置づけられるものである。



図31 大平八幡宮境内図

表6 史跡大平山元遺跡の構成要素

|               | 区 分            | 要 素                  | 内 容                             |
|---------------|----------------|----------------------|---------------------------------|
| 本質的価値を構成する諸要素 | 旧石器時代及び縄文時代草創期 | 旧石器時代石器集中地点          | 石器                              |
|               |                | 神子柴・長者久保石器群及び土器の集中地点 | 土器・石器                           |
|               |                | 自然地形                 | 段丘・微高地                          |
| その他の諸要素       | 縄文時代前期の遺構や遺物   | 縄文時代前期の遺構            | 土坑                              |
|               |                | 縄文時代前期の遺物            | 土器・石器                           |
|               | 江戸時代以降         | 指定文化財                | 武者絵懸額                           |
|               |                | 八幡宮                  | 本殿・拝殿・水屋・狛犬・灯籠・祠・庚申塔・神馬・鳥居・集会所等 |
|               | 現代的な利用         | 住民生活                 | 家屋・小屋・水路・道・駐車場・電柱・ビニールハウス等      |
|               | 自然環境           | 植生                   | 草本類                             |
|               |                | 人工林                  | スギ                              |

## 2 保存管理の方法

### (1) 地区の区分

#### ①第1種地区

史跡の本質的な価値を構成する諸要素が良く残されており、現状が宅地、畑地、雑種地、道の地区である。

#### ②第2種地区

史跡の本質的な価値を構成する諸要素が良く残されており、現状が境内地の地区である。

#### ③第3種地区

史跡の本質的な価値を構成する諸要素のうち、遺物が包蔵されている状態が良く保存されている第1種地区、第2種地区に連続する地形が残る地区である。

#### ④第4種地区

第3種区域と同等であるが、指定時において将来保護すべき範囲（追加指定検討対象地）とされた部分を第4種地区とした（指定後は第3種地区へ変更する）。

## 3 現状変更の取扱い

史跡指定地内は、保護法により現状変更の制限があり、その適用範囲は前節第1種～第3種地区に及び、第4種地区についても指定後は同様となる。史跡の本質的な価値を構成する諸要素を保護することを第一義として現状変更の取扱い方針を定める。

### (1) 現状変更の取扱い方針

「文化財保護法」(以下「法」という)第125条の規定に基づき、史跡指定地においては、現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為を行おうとする際には、文化庁長官の許可を得る必要がある。なお、現状変更行為の中で軽微なものについては、文化財保護法施行令第5条の規定に基づき、青森県教育委員会がその事務を行う。許可申請の区分は表8のとおりである。

史跡大平山元遺跡において、当面想定される現状変更行為には、住宅や小屋、物置の改修や増築、公有地化等に伴うそれらの除却。電柱の建替えや除却、ビニールハウス、塀等の工作物の改修や除却。神社本殿や拝殿、狛犬・灯籠等の石碑の改修又は除却。道路・道の舗装もしくは修繕。水路の補修。標識、説明板、境界標、囲い等の設置、改修又は除却。木竹の伐採。これらに伴う、土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更のようなものがあげられる。

これらの想定しうる現状変更等の具体的な取扱いについては、先の保存管理の地区区分毎に取扱基準を定める。その内容は表7（史跡大平山元遺跡における現状変更の取扱い）に示す通りである。

なお、災害、事故等で遺跡や遺跡と一体となった土地等の諸要素に、き損が生じた際に、応急的かつ緊急的に復旧工事を行う場合は、「き損届」（「法」第33条）「復旧届」（「法」第127条）を文化庁長官に届け出ることとなっている。この際、き損以前の状態に復旧する行為以外に改善



等の措置を含めて工事を行う際には現状変更の対象となる。

#### （２）現状変更等の許可が不要な行為

「法」第125条に規定する現状変更等の制限については、ただし書きがあり、以下の①～③については、許可不要行為とされている。

〈「法」第125条のただし書きにある許可不要行為〉

①維持の措置

②非常災害のために必要な応急措置

③保存に影響を及ぼす行為で影響の軽微なもの

また、①の維持の措置については、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則」（以下「規則」という）の第4条に維持の措置の範囲が定められている。この他に、見回り等の点検や清掃、除草等の維持的措置は史跡の適正な保存管理のために不可欠な行為であり、史跡に影響を与えないことから、維持管理を許可不要行為とする。

#### （３）現状変更許可申請等の手続き

史跡指定地内で現状変更を行おうとするものは、許可申請提出前に町教育委員会と協議を行う。

申請書提出後、許可となるまでは一定期間が必要となることから、協議は早い段階に行い、必要な場合は計画変更を要請する。申請者は、規則第1条、第2条に基づき申請書を作成し、町教育委員会は、保護法と保存管理計画の本章を参照し、意見を添えて許可申請を提出する。申請者は文化庁長官あるいは青森県教育委員会の許可を得たのち、許可内容に即して現状変更を実施。現状変更終了後は、規則第3条に基づき、図、写真を添えて遅滞なく報告する。

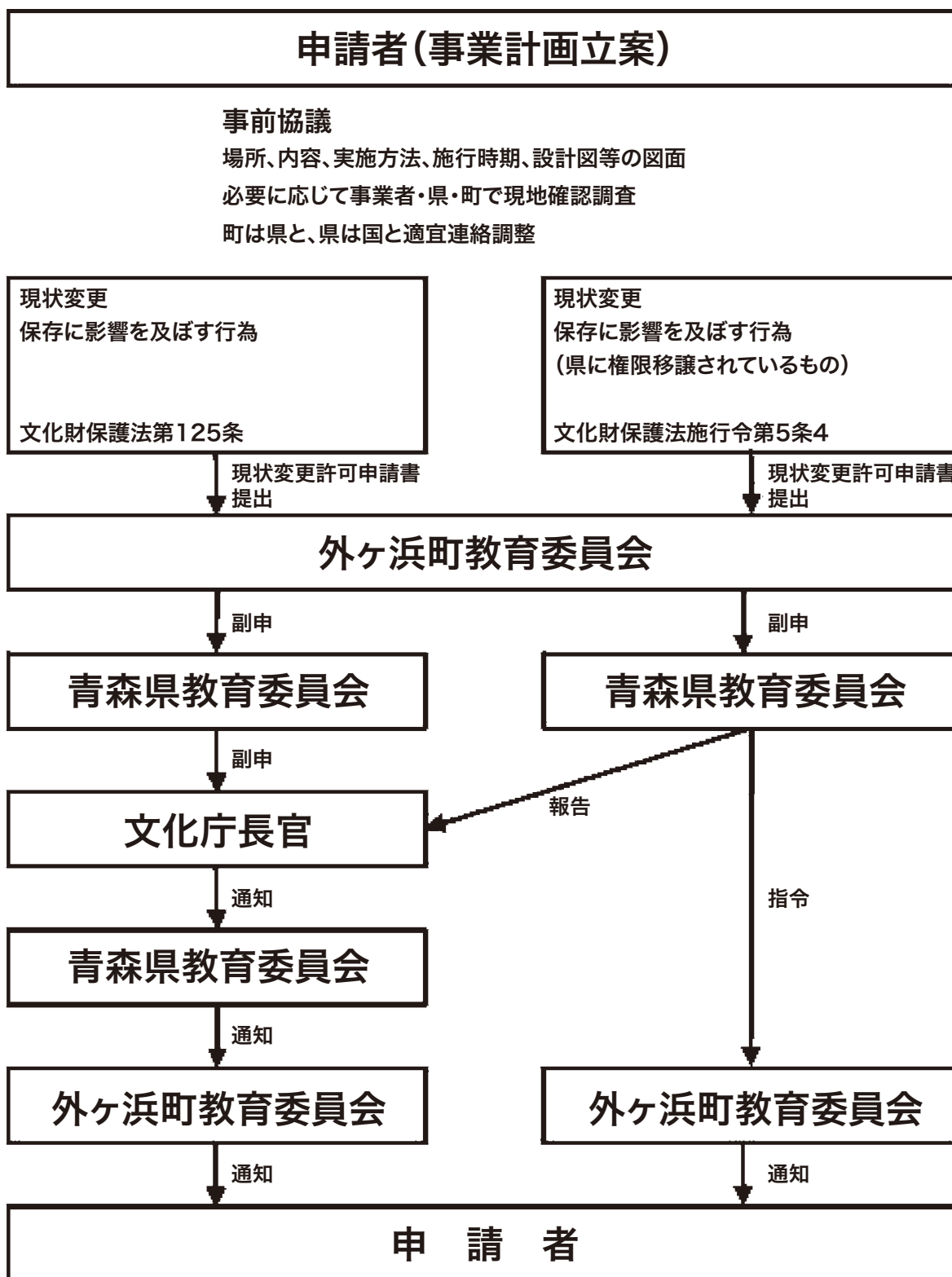
#### （４）指定地の公有地化

史跡指定地の土地所有状況等については、表5に示すとおりである。史跡指定地の大部分は私有地であり、一部に町の土地が所在する。指定当初の町の土地は、法定外公共物の道及び水路である。指定地内の地目は、宅地及び雑種地、田等である。

史跡を適切に保存管理する上では公有地化が必要となることから、第1種地区の公有地化を最優先で行うこととし、2014(平成26)年度から着手した。当面は、第1種地区、続いて第3種地区についても条件が整い次第公有地化を進める。第2種地区は当面境内地として維持する。

#### （５）指定地内の農地の用途変更

指定地内に所在する農地については、公有地化を図る際に農地転用の手続きを行い、史跡の保存と活用ができるように手続きを行う。



※事業者(申請者)は現状変更許可後に事業を実施し、完了後は速やかに写真等を添付した報告書を提出する。

図32 現状変更の手続きフローチャート

## 凡 例

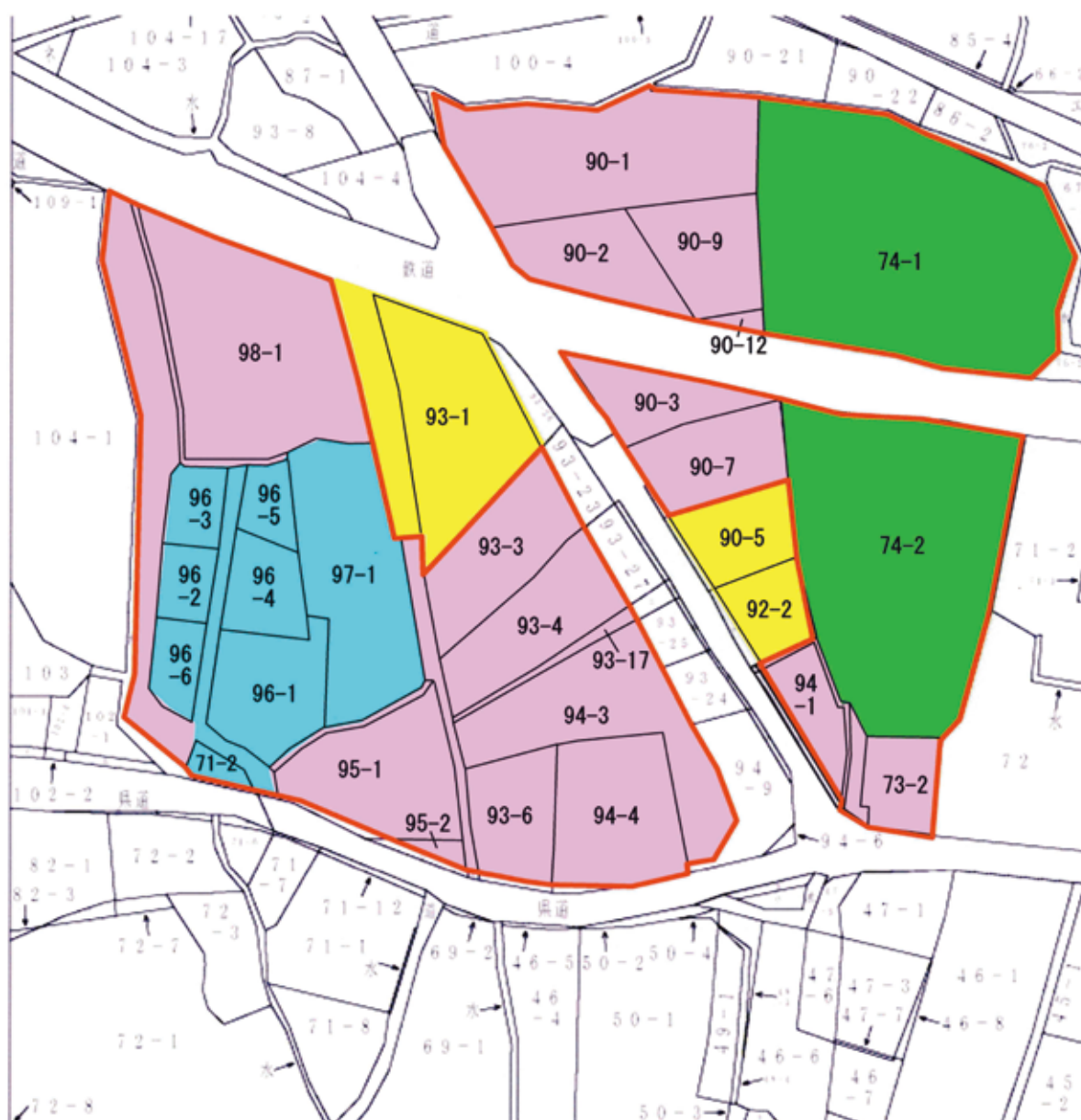
— 史跡指定の範囲

■ 第1種地区

■ 第2種地区

■ 第3種地区

■ 第4種地区



0 50m

図33 史跡指定地における地区区分（2016（平成28）年3月31日現在）

| 区 域 の 概 要             |                                       | 第 1 種 地 区                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 第 2 種 地 区                                                                                                        | 第 3 種 地 区                                                                                             |
|-----------------------|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                       |                                       | 本質的な価値を構成する諸要素が良く残されており、現状が宅地、畑地、雑種地、道の地区                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 本質的な価値を構成する諸要素が良く残されており、現状が境内地の地区                                                                                | 史跡のうち、第1種地区、第2種地区に連続する遺物が包蔵されている状態が良く保存されている地形が残る区域                                                   |
| 現 況                   |                                       | 宅地・畑地等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 境内地                                                                                                              | 宅地・畑地等                                                                                                |
| 保 存 管 理 の 方 針         |                                       | 本質的な価値を構成する要素を現状保存する。<br>本質的な価値に関わらない既存建築物等、その他の諸要素の撤去を進める。<br>新たな工作物等の設置は史跡の保存と活用につながるものに限る。                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 本質的な価値を構成する要素の現状保存する。<br>本質的な価値に関わらない既存建築物等の当面の使用を認める。                                                           | 本質的な価値を構成する要素の現状保存に努める。<br>本質的な価値に関わらない既存建築物等の当面の使用を認める。                                              |
| 現 状 変 更 に 対 す る 取 扱 い | 既存建築物の撤去                              | 認める。基礎の除却が伴わない場合は県に許可申請                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                  |                                                                                                       |
|                       | 建築物の基礎の除却                             | 認める。国に許可申請                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                  |                                                                                                       |
|                       | ビニールハウス等の撤去                           | 該当なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                  | 認める。掘削が伴わない場合は県に許可申請<br>掘削が伴う場合は国に許可申請                                                                |
|                       | 道路・水路等の撤去                             | 認める。国に許可申請                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                  |                                                                                                       |
|                       | 電柱、標識等の除却                             | 認める。掘削が伴わない場合は県に許可申請 掘削が伴う場合は国に許可申請                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                  |                                                                                                       |
|                       | 埋 設 物 の 除 却                           | 認める。国に許可申請 水道管、水路は県へ許可申請                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                  |                                                                                                       |
|                       | 樹 木 の 伐 採                             | 認める。県へ許可申請。抜根が伴う場合は国に許可申請                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                  |                                                                                                       |
|                       | 樹 木 の 伐 根                             | 認める。国に許可申請                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                  |                                                                                                       |
|                       | 建 築 物 の 新 設                           | 原則として認めない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                  |                                                                                                       |
|                       | 建 築 物 の 改 修                           | 原則として認めない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 既存の宗教施設の改修に限る。<br>新たな掘削が伴わない工法とする。<br>国に許可申請                                                                     | 新たな掘削が伴わない工法とする。<br>国に許可申請                                                                            |
|                       | 工 作 物 の 新 設                           | 史跡の保存と活用に係るものに限る。<br>国に許可申請<br>但し、史跡の活用に係るイベント等で使用する一時的な仮設の工作物の設置については許可申請不要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 史跡の保存と活用に係るもの、既存宗教施設に関するものに限る。<br>新たな掘削が伴わない工法とする。<br>国に許可申請<br>但し、史跡の活用に係るイベント、祭礼等に使用する一時的な仮設の工作物の設置については許可申請不要 | 原則として史跡の保存と活用に係るものに限る。<br>新たな掘削が伴わない工法とする。<br>国に許可申請<br>但し、史跡の活用に係るイベント等で使用する一時的な仮設の工作物の設置については許可申請不要 |
|                       | 工 作 物 の 改 修                           | 史跡の保存と活用に係るものに限る。<br>掘削が伴わない場合は県に許可申請<br>掘削が伴う場合は国に許可申請                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 史跡の保存と活用に係るもの、既存宗教施設に関するものに限る。<br>新たな掘削が伴わない工法とする。<br>掘削が伴わない場合は県に許可申請<br>掘削が伴う場合は国に許可申請                         | 新たな掘削が伴わない工法とする。<br>掘削が伴わない場合は県に許可申請<br>掘削が伴う場合は国に許可申請                                                |
|                       | 道路・水路の新設                              | 史跡の保存と活用に係るものに限る。<br>国に許可申請                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 史跡の保存と活用に係るものに限る。<br>国に許可申請                                                                                      | 原則として史跡の保存と活用に係るものに限る。<br>国に許可申請                                                                      |
|                       | 道路・水路の改修                              | 原則として認めない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 史跡の保存と活用に係るもの、既存宗教施設に関するものに限る。<br>国に許可申請                                                                         | 史跡の保存と活用に係るもの、既存施設に関するものに限る。<br>国に許可申請                                                                |
|                       | 田 畑 の 耕 作                             | 原則として認めない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                  | 現状と同等の耕作深度内において認める。<br>その限りにおいては許可申請不要。                                                               |
|                       | 樹 木 の 植 栽                             | 史跡の保存と活用に係るものに限る。国に許可申請                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                  | 現状と同等の植栽深度内において認める。<br>国に許可申請。                                                                        |
|                       | その他の地面の掘削                             | 原則として認めない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                  | 原則として新たな掘削は認めない。<br>既存掘削地の再掘削は国に許可申請。                                                                 |
|                       | 地 形 変 更                               | 史跡の保存と活用に係るものに限る。国に許可申請                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                  |                                                                                                       |
|                       | 開 発 行 為                               | 認めない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                  |                                                                                                       |
|                       | 史跡管理に必要な施設(標識・説明板・境界標・囲柵等)の設置、改修または除却 | 認める。<br>県に許可申請                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                  |                                                                                                       |
|                       | 発 掘 調 査                               | 史跡の保存と活用に係るものに限る。<br>国に許可申請                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 史跡の保存と活用に係る調査、現状変更のための確認調査に限る。国に許可申請                                                                             |                                                                                                       |
| 維 持 管 理               | 土地の形状の変更を伴わない植栽等の維持管理                 | 支障木、枯損木、倒木等の除去、剪定、枝払い、下刈り、病害虫の防除等は許可申請不要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                  |                                                                                                       |
|                       | 土地の形状の変更を伴わない道路等の維持管理                 | 清掃、除草、碎石の補充、舗装の穴埋め等は許可申請不要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                  |                                                                                                       |
|                       | 土地の形状の変更を伴わない工作物等の維持管理                | 外観の変更を伴わない軽微な修繕等は許可申請不要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                  |                                                                                                       |
|                       | 土地の形状の変更を伴わない管理に必要な施設等の維持管理           | 説明板等の清掃、補修は許可申請不要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                  |                                                                                                       |
| 非常災害のための応急措置          |                                       | 現に災害が発生し、またはその発生が明らかに予測される急迫の事態において執られる応急的措置、事故等により緊急的対応が必要な場合に執られる現状に復する行為は許可申請不要。但し、災害、事故等で遺跡や遺跡と一体となった土地等の諸要素に、き損が生じた際に、応急的かつ緊急的に復旧工事を行う場合は、「き損届」(「法」第33条)「復旧届」(「法」第127条)を文化庁長官に届け出る。この際、き損以前の状態に復旧する行為以外に改善等の措置を含めて工事を行う際には国に現状変更許可申請。                                                                                                                                                            |                                                                                                                  |                                                                                                       |
| 維 持 の 措 置             |                                       | 下記については許可申請不要。但し、災害、事故等で遺跡や遺跡と一体となった土地等の諸要素に、き損が生じた際に、応急的かつ緊急的に復旧工事を行う場合は、「き損届」(「法」第33条)「復旧届」(「法」第127条)を文化庁長官に届け出る。この際、き損以前の状態に復旧する行為以外に改善等の措置を含めて工事を行う際には国に現状変更許可申請。<br>・ 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等後の原状)に復するとき、<br>・ 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するための応急的措置をするとき。<br>・ 史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。 |                                                                                                                  |                                                                                                       |

表 7 史跡大平山元遺跡における現状変更の取扱い



表8 現状変更行為に伴う許可申請区分表

| 区 分                            | 行 為 の 内 容                 |                                                                                                   | 備 考 |
|--------------------------------|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 文化庁長官への許可申請が必要(文化財保護法125条)     | 現状変更、又は保存に影響を及ぼす行為        | 小規模の建築物で3ヶ月を超えて設置されることがあらかじめ予想されるものの新築、増築、改築又は除却                                                  |     |
|                                |                           | 3ヶ月以内の期間を限って設置されるが、当該新築等に伴う土地の掘削等の土地の形状の変更が、最小限やむを得ない規模を超える小規模建築物の新築、増築、改築又は除却                    |     |
|                                |                           | 土地の形状の変更を伴う工作物の設置                                                                                 |     |
|                                |                           | 改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超える水管または下水道管等の改修                                                          |     |
|                                |                           | 土地の形状の変更を伴う史跡整備                                                                                   |     |
|                                |                           | 発掘調査                                                                                              |     |
|                                |                           | その他の土地の形状の変更を伴う行為                                                                                 |     |
| 県教育委員会への許可申請が必要(文化財保護法施行令第5条4) | 現状変更、又は保存に影響を及ぼす行為(軽微なもの) | 小規模建築物で3ヶ月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築又は除却                                                           |     |
|                                |                           | 土地の掘削、盛土、切土他の形状の変更を伴わない工作物の設置、改修若しくは除却(改修若しくは除却にあつては、設置の日から50年経過していないもの)又は道路の舗装若しくは修繕             |     |
|                                |                           | 史跡の管理に必要な史跡の設置、改修又は除却                                                                             |     |
|                                |                           | 改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超えない水管又は下水道管等の改修                                                          |     |
|                                |                           | 木竹の伐採(幹の切断、除去)                                                                                    |     |
| 許可申請不要(文化財保護法第5条ただし書)          | 維持の措置                     | 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該原状変更等後の原状)に復するとき |     |
|                                |                           | 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するための応急の措置をするとき                                               |     |
|                                |                           | 史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき                                           |     |
|                                | 非常災害のために必要な措置             | 現に災害が発生し、または、その発生が明らかに予測される急迫の事態に置いて執られる応急的措置                                                     |     |
|                                |                           | 事故等により緊急的対応が必要な場合に執られる原状に復する行為                                                                    |     |
|                                | 保存に及ぼす影響が軽微なもの            | 物件の形状に直接的変化を生ずるものではないが、材質等に化学変化を起こし、又は経年変化を促進させる等保存上何らかの影響を与える行為                                  |     |
|                                |                           | 土地の形状変更を伴わない植栽の維持管理行為                                                                             |     |
|                                |                           | 土地の形状変更を伴わない道路の維持管理行為                                                                             |     |
|                                |                           | 土地の形状変更を伴わない工作物の維持管理行為                                                                            |     |
|                                |                           | 土地の形状変更を伴わない管理に必要な施設の維持管理行為                                                                       |     |

#### 4 追加指定と公有地化

史跡大平山元遺跡の保護を万全なものとするため、指定時において、将来保護すべき範囲とされた部分（図24参照）については、早急に追加指定を目指すこととし、条件が整い次第、史跡指定の意見具申を行う。

2014（平成26）年度は、93番地6について、2014（平成26）年11月25日付外教社744号で追加指定について意見具申し、2015（平成27）年10月7日付官報号外第230号によりて指定の告示がなされた。

指定地については、順次公有地化を図る。

#### 5 周辺環境の一体的保全の方法

##### （1）周辺環境の適切な保存管理

本史跡の保護のため、適切に保全すべき周辺の範囲を定めるとともに、万全な方策を講ずる。適切な保全を図るため、本史跡の所在する大平段丘の範囲、地形が大きく変化する地点、大平段丘が隣接する沖積段丘を考慮し、図34に示した範囲を緩衝地帯として設定した。

##### （2）法的規制

緩衝地帯に係る法的規制を表にまとめた。

史跡指定地については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）により厳重な規制対象地であり、その取扱いについては第4章にまとめた。

指定地は、周知の埋蔵文化財包蔵地と重複する部分が多いが、指定地からはずれた部分については下記のとおり取り扱う。

##### ①周知の埋蔵文化財包蔵地

土木工事等、掘削を伴う行為を行おうとする場合は町教育委員会と現状保存に向けた事前協議を行う。町教育委員会は必要に応じて試掘調査を行い、取り扱いを協議する。現状保存ができない場合、事業者側は文化財保護法第93条、94条の手続きを行う。指定地における本質的価値を構成する諸要素と同等の諸要素が確認された場合は、追加指定を念頭に置いた協議を行う。

##### ②周知の埋蔵文化財包蔵地外

周知の埋蔵文化財包蔵地周辺部については、文化財保護法以外の関係法令で対応する。周知の埋蔵文化財包蔵地とされていない範囲であっても、大平段丘面については未知の埋蔵文化財包蔵地が存在する可能性があることから、開発事業が計画された場合は事業者側に協力を求め、町教育委員会が試掘調査を行い判断する。遺構・遺物が確認された場合は埋蔵文化財包蔵地として新規登録し、周知の埋蔵文化財包蔵地として取り扱う。

##### ③その他

水田及び畑地は、農地法及び農業振興地域の整備に関する法律により転用の制限及び権利移動の制限がある。

緩衝地帯を含む一帯は、景観法及び青森県景観条例により、大規模行為の届出（建築物及び工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更、開発行為その他土地の形質の変更、土石の採取又は鉱物の掘採、屋外における物件の堆積、水面の埋め立て又は干拓、木竹の伐採等を行う場合）をしなければならない。

## 6 住民生活との調和

### （１）調和に関する考え方

本史跡及びその周辺の緩衝地帯に居住する住民生活については、本史跡の保護を前提としつつ、日常の生活を著しく妨げることもないよう調和を図っていく必要がある。そのためには、住民に対して本史跡の価値を十分に伝えることはもとより、本史跡とともに生活するという認識を一層深められるような施策を講じることが必要である。

このため、地元町内会との懇談会や町民を対象とした説明会、講演会を開催し、考え方や史跡の利用、活用に関する意見を募る計画を進める。

### （２）具体的な施策

周辺の区域内の開発等に対して、現行法である文化財保護法、景観法、農地法、農地振興に関する法、道路法等を効果的に活用し保全に努める。



史跡指定記念講演会の様子（2013（平成25）年11月3日）



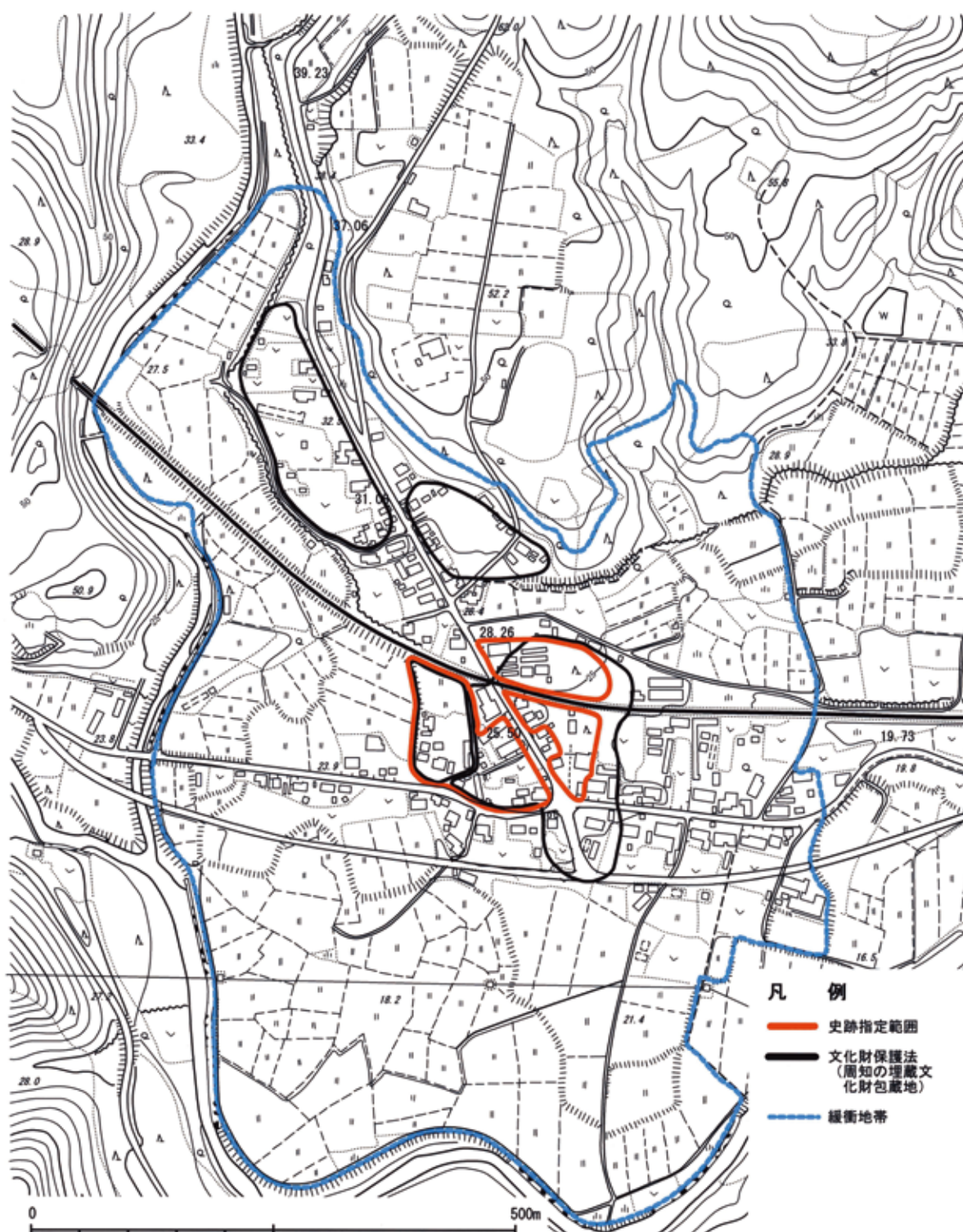


図34 周辺環境図（2016（平成28）年3月31日現在）



表9 周辺環境の関係法令表

| 法令・制度等                  | 制度名・<br>対象区域名         | 内 容                       | 許可等を要する行為等                                                                                                                                               | 許認可<br>権者等                    | 罰則<br>規定                                    |
|-------------------------|-----------------------|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|---------------------------------------------|
| 文化財保護<br>法              | 周知の埋蔵文<br>化財包蔵地       | 土木工事等の<br>ための発掘に<br>関する届出 | 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で発<br>掘しようとする場合には届け出なければならない。                                                                                                        | 県教育委<br>員会教育<br>長             |                                             |
| 景観法                     | 景観計画区域                | 行為の届出及<br>び勧告等            | 建築物及び工作物の新築、増築、改築若しくは移転、<br>外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又<br>は色彩の変更、開発行為その他土地の形質の変更、<br>土石の採取又は鉱物の掘採、屋外における物件の堆<br>積、水面の埋め立て又は干拓、木竹の伐採等を行う<br>場合には、届け出なければならない。 | 景観行政<br>団体の長                  | 懲 役 又<br>は 罰 金<br><br>（ 法 に<br>よ る 罰<br>則 ） |
| 青 森 県 景 観<br>条 例        |                       | 行為の届出                     |                                                                                                                                                          | 知事                            |                                             |
| 農地法                     | 農地                    | 農地等の権利<br>移動の制限           | 所有権移転、使用及び収益を目的とする権利を設<br>定、若しくは移転する場合には許可を受けなければ<br>ならない。                                                                                               | 農 業 委 員<br>会 も し く<br>は 知 事   | 懲 役 又<br>は 罰 金                              |
|                         |                       | 農地転用の制<br>限               | 農地を農地以外のものにする者は許可を受けなけ<br>ればならない。                                                                                                                        | 知 事 も し<br>く は 農 林<br>水 産 大 臣 |                                             |
|                         |                       | 農地転用のた<br>めの権利移動<br>の制限   | 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地<br>を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地<br>について使用及び収益を目的とする権利を設定し、<br>又は移転する場合には、許可を受けなければならない。                                                |                               |                                             |
| 農業振興地<br>域の整備に<br>関する法律 | 農業振興地域<br>（農用地区<br>域） | 農用地区域内<br>における開発<br>行為の制限 | 開発行為（宅地の造成、土石の採取その他の土地の<br>形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築<br>若しくは増築）をしようとする者は、許可を受けな<br>ければならない。                                                                | 知 事                           | 懲 役 又<br>は 罰 金                              |
| 道路法                     | 道路区域                  | 道路管理者以<br>外の者の行う<br>工事の承認 | 道路に関する工事の設計及び実施計画について承<br>認を受けて工事又は維持を行うことができる。                                                                                                          | 道 路 管 理<br>者                  |                                             |
|                         |                       | 道路の占用の<br>許可              | 道路に関する工事の設計及び実施計画について承<br>認を受けて工事又は維持を行うことができる。                                                                                                          |                               | 懲 役 又<br>は 罰 金                              |
|                         |                       | 道路管理者以<br>外の者の行う<br>工事の承認 | 道路に関する工事の設計及び実施計画について承<br>認を受けて工事又は維持を行うことができる。                                                                                                          |                               |                                             |
|                         |                       | 道路管理者以<br>外の者の行う<br>工事の承認 | 道路に関する工事の設計及び実施計画について承<br>認を受けて工事又は維持を行うことができる。                                                                                                          |                               |                                             |
| 森林法                     | 民有林                   | 開発行為                      | 開発行為許可 地域森林計画対象林                                                                                                                                         | 知 事                           |                                             |

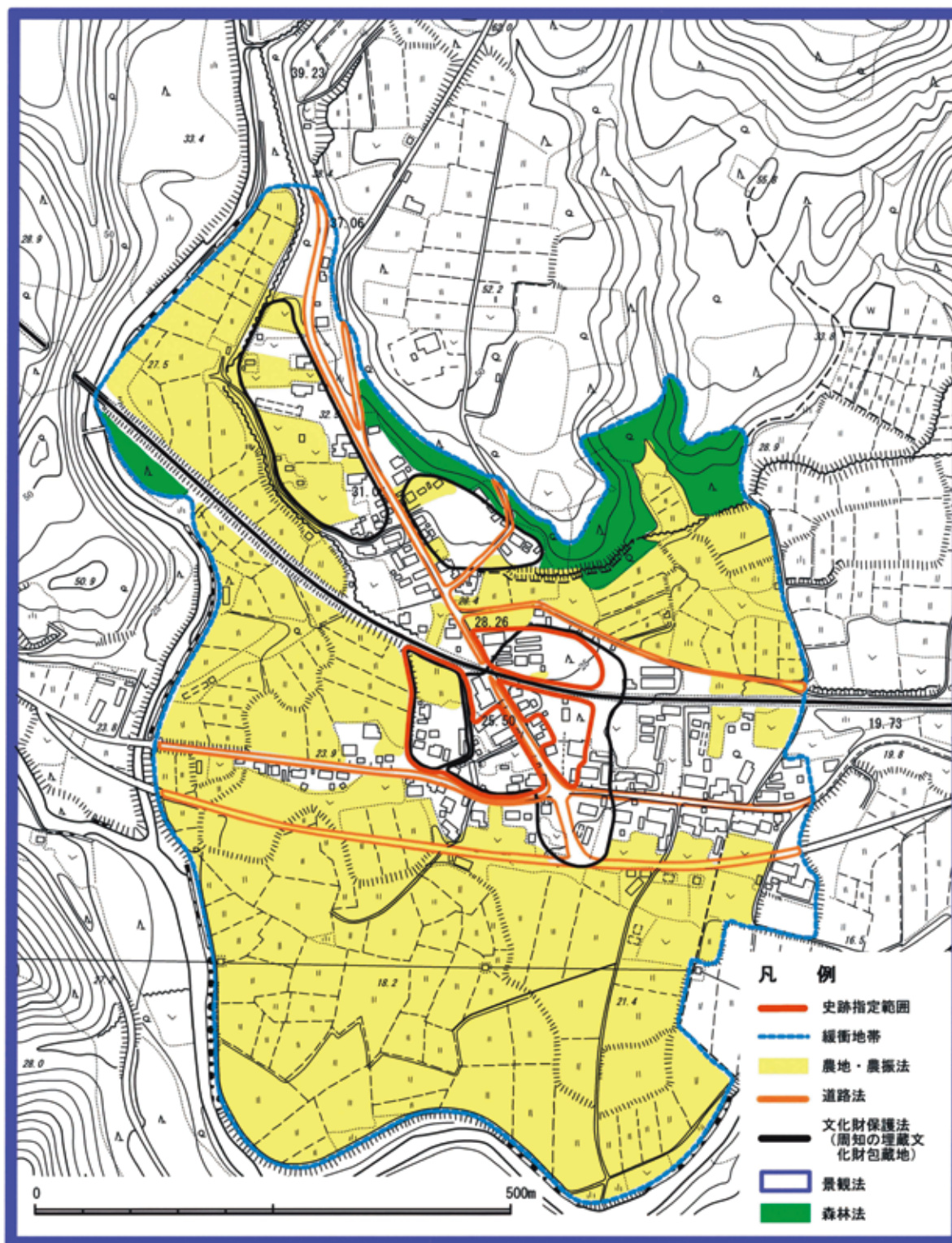


図35 法規制等状況図（2016（平成28）年3月31日現在）

## 第6章 整備公開・活用

本保存管理計画は、史跡大平山元遺跡を適切に保存・管理し、その本質的な価値を損なうことなく後世へ伝えるため不可欠のものである。本質的価値を構成する諸要素については、直接に保存するだけでなく、さらに積極的かつ計画的な公開・活用を図っていく必要がある。

これまでも機会をとらえて講演会を開催し、リーフレットも発行し本史跡の理解を深めるよう努めてきた。今後は、出土品の再整理作業や保存目的の発掘調査も検討している。

整備のアウトラインとしては、史跡ゾーンとガイダンスゾーン及び駐車スペース等の便益ゾーンのようゾーンニングして整備を進めることになるが、

本保存管理計画策定に続けて整備基本構想・整備基本計画を策定し具体化する。本史跡の理解を深めてもらうには、出土した遺物や模型を用いての展示施設が不可欠である。現在は、付近の「外ヶ浜町大山ふるさと資料館」内に展示しているが、規模や設備が整っていないため、本史跡の管理や出土品の展示等の拠点となる施設（仮称：遺跡センター）が必要であり、建設を検討する。具体的な整備にあたっては、委員会で検討するが、これから予定している看板などのサインやベンチ、トイレ、駐車場は景観を考慮しながら、見学者の利便性を図る。

並行して、指定地の公有地化事業を実施しており、計画に沿って順次進めている。公有地化にあたっては、既存建物や基礎の解体・撤去を行い、跡地は適切な本史跡への理解ができるような表現を目指す。

### 1 基本方針

#### （1）主題

整備及び公開・活用は、史跡の本質的な価値を損なうことなく、わかりやすく後世へ伝えることができるものである。

#### （2）基本方針

主題を達成させるため、基本方針は次の4つの項目を定める。

##### ①史跡の適切な保護

史跡の本質的価値を構成する諸要素については、厳格な保護を図る。

##### ②次世代へ継承

史跡の本質的な価値や内容の次世代への継承を確実に図る。

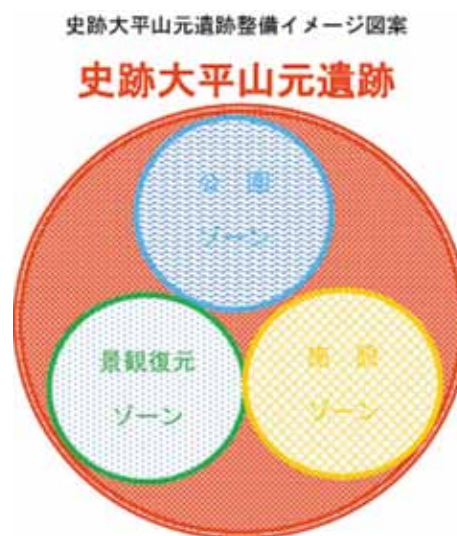


図36 史跡整備イメージ



③追加指定

史跡周辺の状況を把握し条件が整い次第、追加指定を行う。

④公有地化

史跡を適切に保存・活用するため整備ゾーンの公有地化を進める。

⑤整備の方向性

地域住民の憩いの中心地としながら、町の社会教育・観光・防災の拠点とし環境を整備する。

## 2 整備の課題と方法

(1) 第1種地区

既存建物等があることから、最優先で公有地化を図り、史跡の本質的価値を構成する諸要素以外の要素の撤去を進めたのち整備を行う。

(2) 第2種地区

神社境内地であることから、当面は現状のままとするが、整備の際には借地等を考慮する。

(3) 第3種地区

既存建物や畑地等があり、現状は住民が生活していることから当面は現状のままとするが、条件が整い次第公有地化を図り、整備を行う。

(4) 第4種地区

追加指定を検討し、指定後は、第3種と同様に条件が整い次第公有地化を図り、整備を行う。

(5) 史跡指定地隣接地

史跡の保存と活用に適切な場所を確保し、ガイダンスゾーン、駐車ゾーンとしての整備を行う。

(6) ガイダンス施設

既存の公開施設である「外ヶ浜町大山ふるさと資料館」は年間約千人が来館する無料で公開している施設である。この施設は、2001（平成13）年に旧蟹田町立大山小学校の校舎を利用し開館した郷土資料館で、町内で使われた民俗資料や町内の遺跡から出土した考古資料を収蔵・展示している。この一室に史跡大平山元遺跡の出土遺物を展示し、写真パネルやイラストを用いて公開している。出土遺物の保管状況は、調査年度毎に分類し、報告書の記載に沿ってコンテナに収蔵している。遺物の貸出や発掘調査状況の写真データの提供も行っている。なお、青森県立郷土館（青森市本町二丁目8-14）が発掘調査した資料については同館が収蔵・展示している。今後も、県立郷土館と連携し資料の適切な保存と活用に努める。

「外ヶ浜町大山ふるさと資料館」は、施設の老朽化、防火、防災、駐車場不足等の問題があることから、出土品を適切に保存管理し、より利用しやすい施設の整備を検討する。前述の遺跡セ





大山ふるさと資料館外観



展示室見学の様子

遺跡見学者のビジターセンターの役割、住民の交流の場の役割、防災センターの役割、観光的ショップの役割、生涯学習施設の役割を担い、史跡、センター、役場、住民が繋がり一体となる環を目指す。

#### (7) その他

指定地内の整備にあたっては保護層を設ける等、本史跡の本質的価値を構成する諸要素に影響を及ぼさないように努める。

具体的な整備に取り掛かる前に指定範囲を明確にするため境界標や標識、解説板を設置する。



現在の案内看板

### 3 活用

本史跡は現在の集落の中心部付近に位置することから、地域住民に親しまれ、利用しやすい活用方法を探る。

本史跡は交通の要衝に位置することから、県道12号及び14号、陸奥湾フェリー、津軽線、津軽海峡線、北海道新幹線等を利用し、津軽半島を周遊する来訪者の立ち寄り地点として位置づけ、観光客等にも史跡の内容の周知を図る。

町内の他の観光施設や社会教育施設との連携を図る。

津軽半島にある他の資料館や史跡と連携し、史跡保護への理解の促進、活用事業の促進に努める。

「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」(付章参照)の他の構成資産と連携を図る。

活用においては大平集落の地域住民はじめ町民との協働が重要である。活用事業を展開する中で、たくさんの住民が参加できる工夫を図る。

## 第7章 運営体制の整備と運営

### 1 保存管理体制の整備と役割分担

本史跡の管理運営にあたっては、本保存管理計画に基づいて行うものとする。各種事業の実施にあたっては、関係法令に従い、関係機関との調整を図り行なう。

また、管理団体の指定をうけている町（2014（平成26）年7月10日官報告示第31号）が管理主体となり管理運営を行う。

### 2 地域住民等と行政の連携・協働

本史跡の管理運営にあたっては、町と地域住民「大平集落」との協働、集落で行っている草刈りなどの作業との協同を基本とし、本史跡の適切な保存を図る。

### 3 地域住民参加の仕組み

地域住民が気軽に参加できるような事業の継続的な開催を進める。シリーズ化やスタンプラリー的な回数を増やすと本史跡の理解が膨らむような機会をつくる等工夫する。

また、地域住民を中心としたボランティア団体的な集団の組織を目指し、見回りのパトロールや説明等の協力体制の強化を図る。

### 4 持続的運営のための定期確認

本保存管理計画の方針を進めるにあたり、モニタリングを実施し状況の変化に対応していく。今後の調査や研究の進展、整備の具体化、社会状況の変化により、本史跡を取り巻く環境は移り変わるため、定期確認していく。

## 第8章 経過観察の実施

### 1 史跡及びその周辺に影響を与える要因と方策

史跡及びその周辺地域を確実に保護するためには、史跡に負の影響を与える要因について把握し、負の影響が及ばない方策を検討する必要がある。

本史跡に対する負の影響を与える要因は以下のとおりであり、その方策も示す。

#### (1) 本史跡への影響

| 要 因                  | 方 策                                            |
|----------------------|------------------------------------------------|
| 無理解による史跡の破壊や景観の大幅な改変 | 公開活用施設等の各種施設を用いた史跡への理解の促進<br>開発行為の事前把握や届出申請の把握 |
| 来訪者の増大による史跡のき損       | 史跡内のパトロール                                      |

#### (2) 周辺環境への影響

| 要 因                    | 方 策                                          |
|------------------------|----------------------------------------------|
| 看板や店舗の工作物設置等の景観悪化要因の増大 | 開発行為の事前把握及び届出等の早期把握<br>パトロールの実施              |
| 維持管理活動の停滞による史跡環境の悪化    | 計画的な整備事業の実施、各種事業の展開                          |
| 空家や不法投棄の増加等による景観の悪化    | 町担当部局と連携し、住民の転居等の動向や土地所有者の把握と不法投棄防止のパトロールを実施 |
| 騒音や渋滞の環境変化             | 周辺の道路状況を県担当部局と連携し観察                          |
| 地形の改変及び森林の伐採等による影響     | 土地所有者の把握と開発行為の事前把握や届出申請の把握                   |
| 耕作物の変化や放棄地等の耕作地の影響     | 耕作者及び使用者の把握、農業協同組合等の関係機関と連携し調整<br>パトロールの実施   |

(3) 史跡内外に共通する影響

| 要 因                                         | 方 策                   |
|---------------------------------------------|-----------------------|
| 自然災害による斜面地の崩落                               | 既存の気象計等による監視、パトロールの実施 |
| 火災等の影響                                      | 消防車による火災防止の警戒         |
| 温暖化による史跡及び周辺の植生の変化<br>や温度・湿度変化による土壌の乾燥      | パトロールの実施              |
| 自然災害による民家倒壊、斜面地等の崩落<br>及び土石流等の河川形状の変化、山林の倒木 | 既存の気象計等による監視、パトロールの実施 |



大平山元遺跡 上空北より（2013（平成25）年6月26日撮影）



## 付章 世界文化遺産と大平山元遺跡

### 1 経緯

外ヶ浜町では、2007（平成19）年5月、大平山元Ⅰ遺跡について、世界文化遺産登録推進への共同提案に参加を決めた。同年8月、北海道・北東北知事サミットにて、北海道、青森県、秋田県、岩手県の4道県は、「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界文化遺産登録に向けて共同提案することと決定し、12月、4道県の知事が文化庁長官に対し「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産暫定一覧表追加資産に係る提案書を提出した（構成資産は15遺跡）。

2008（平成20）年9月、文化審議会文化財分科会世界文化遺産特別委員会は、「北海道・北東北の縄文遺跡群」を世界遺産暫定一覧表への記載が適当な資産であるとして選定し、翌年、世界遺産暫定一覧表に記載された。

同年6月、外ヶ浜町を含む関係自治体は、縄文遺跡群世界遺産登録推進本部等を設置し、2012（平成24）年12月、構成資産を18遺跡に決定、翌年7月、文化庁長官へ「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」の世界文化遺産登録への推薦書原案を提出した。

2013（平成25）年3月、大平山元Ⅰ遺跡は、大平山元Ⅱ遺跡とともに国史跡に指定され、以後構成資産の名称は大平山元遺跡としている。

2015（平成27）年、縄文遺跡群世界遺産登録推進本部は構成資産を16遺跡で進めることとした。

資産は、狩猟・採集・漁労を生業として定住を達成し、縄文文化の成立・発展を示す考古学的な物証であり、自然環境に適応した文化の顕著な見本である。現在、キウス周堤墓群（北海道千歳市）、入江・高砂貝塚（北海道洞爺湖町）、北黄金貝塚（北海道伊達市）、大船遺跡（北海道函館市）、垣ノ島遺跡（北海道函館市）、大平山元遺跡（青森県外ヶ浜町）、田小屋野貝塚（青森県つがる市）、亀ヶ岡石器時代遺跡（青森県つがる市）、三内丸山遺跡（青森県青森市）、二ツ森貝塚（青森県七戸町）、小牧野遺跡（青森県青森市）、大森勝山遺跡（青森県弘前市）、是川石器時代遺跡（青森県八戸市）、大湯環状列石（秋田県鹿角市）、伊勢堂岱遺跡（秋田県北秋田市）、御所野遺跡（岩手県一戸町）で構成されている。

### 2 資産（プロパティ）と緩衝地帯（バッファゾーン）の範囲設定について

史跡大平山元遺跡においては、世界遺産の構成資産（プロパティ）の範囲は、史跡指定地全域とする。史跡指定地は、文化財保護法によって厳密に保護されており、後期旧石器時代後半期から縄文時代草創期への移行の在り方を知ることができる等、史跡の本質的価値を良く表している。

緩衝地帯（バッファゾーン）は、資産を万全に保護するために、史跡の所在する大平段丘の範囲、段丘崖や段丘被覆面、谷地形等の地形が大きく変化する地点、大平段丘が隣接する沖積段丘を考慮して設定した（第5章保存管理5周辺環境の一体的保全の方法参照）。

### 3 管理体制について

「北海道・北東北の縄文遺跡群」の各資産については、相互の関係性を保全し、全体の価値を継承していくための包括的な保存管理計画を策定中である。推進する組織として、関係自治体等で構成される「縄文遺跡群世界遺産保存活用協議会」を設立するとともに、具体的な活動組織として道県毎にも協議会の設立を予定している。

史跡大平山元遺跡においては、本書にまとめた保存管理計画をもとに適切な管理を行うこととしている。

## 北海道・北東北の縄文遺跡群

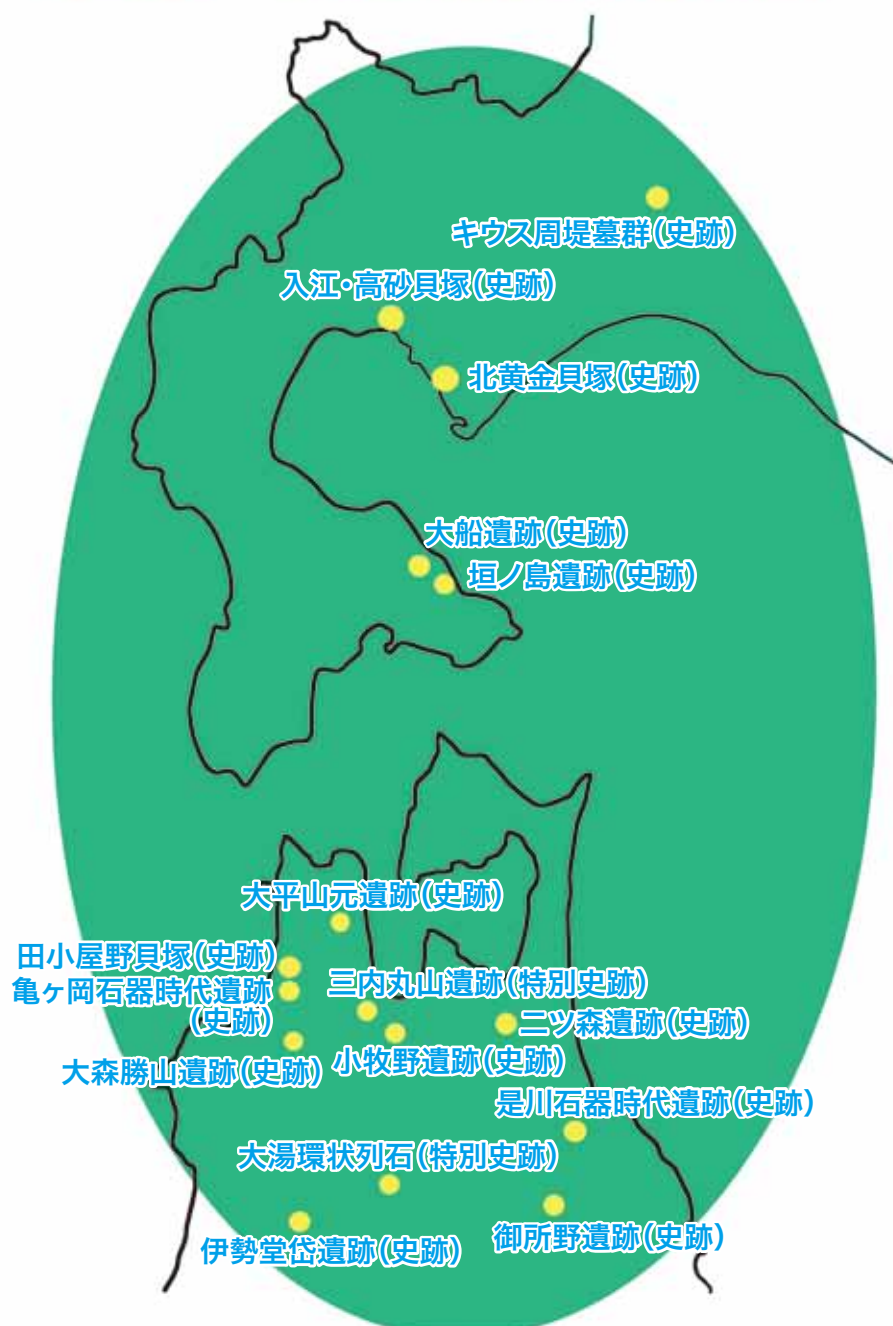


図37 構成資産位置図

主要引用・参考文献（大平山元遺跡の発掘調査報告書は、42ページの発掘調査報告書の一覧を参照）

|                   |       |                                             |
|-------------------|-------|---------------------------------------------|
| 青森県               | 1998年 | 『青森県の地質』 青森県                                |
| 青森県               | 2001年 | 『青森県史 自然編 地学』 青森県                           |
| 青森県               | 2003年 | 『青森県史 自然編 生物』 青森県                           |
| 青森県教育委員会編         | 1998年 | 『青森県遺跡地図』 青森県教育委員会                          |
| 青森県教育委員会          | 1985年 | 『尻高（2）・（3）・（4）遺跡』 青森県教育委員会                  |
| 青森県教育委員会          | 1986年 | 『今津遺跡・間沢遺跡』 青森県教育委員会                        |
| 青森県教育委員会          | 1975年 | 『中の平遺跡発掘調査報告書』 青森県教育委員会                     |
| 青森県地学教育研究会編       | 2003年 | 『青森の自然をたずねて』 築地書館                           |
| 青森県立郷土館           | 1979年 | 『宇鉄Ⅱ遺跡発掘調査報告書』 青森県立郷土館                      |
| 青森県立郷土館           | 1989年 | 『三厩村宇鉄遺跡発掘調査報告書（Ⅱ）<br>一弥生甕棺墓の第4次調査』 青森県立郷土館 |
| 青森県立郷土館           | 1982年 | 「地質」『津軽半島の自然』 青森県立郷土館                       |
| 角川書店              | 1985年 | 『角川地名大辞典2 青森県』 角川書店                         |
| 蟹田町               | 1999年 | 「風しるべ蟹田町」蟹田町勢要覧 蟹田町                         |
| 蟹田町               | 1991年 | 『蟹田町史』 蟹田町                                  |
| 外ヶ浜町教育委員会         | 2012年 | 『山本遺跡』 外ヶ浜教育委員会                             |
| 第一法規              | 2013年 | 『月刊文化財 2月号593号』 第一法規                        |
| 平凡社               | 1982年 | 「青森県の地名」『日本歴史地名大系第2巻』 平凡社                   |
| 平舘村               | 1974年 | 『平舘村史』 平舘村                                  |
| 弘前大学人文学部日本考古学研究室編 | 2005年 | 『青森県東津軽郡平舘村今津遺跡発掘調査報告書』<br>弘前大学人文学部日本考古学研究室 |
| 文化庁文化財部記念物課監修     | 2005年 | 『史跡等整備のてびき』 同成社                             |
| 保育社編              | 1986年 | 『日本の古代遺跡 青森』 保育社                            |
| 三厩村               | 1962年 | 『三厩村史』 三厩村                                  |
| 三厩村教育委員会          | 1983年 | 『宇鉄Ⅲ遺跡発掘調査報告書』 三厩村教育委員会                     |
| 三厩村教育委員会          | 1994年 | 『宇鉄遺跡発掘調査報告書』 三厩村教育委員会                      |
| 三厩村教育委員会          | 1995年 | 『宇鉄遺跡発掘調査報告書』 三厩村教育委員会                      |
| 三厩村教育委員会          | 1996年 | 『宇鉄遺跡発掘調査報告書』 三厩村教育委員会                      |

## 関 係 法 令

|                                          |     |
|------------------------------------------|-----|
| 文化財保護法 抄                                 | 83  |
| 文化財保護法施行令 抄                              | 88  |
| 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則                       | 93  |
| 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則 | 95  |
| 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則  | 97  |
| 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則       | 100 |



## 文化財保護法 抄

### 第七章 史跡名勝天然記念物

#### (指定)

第百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市（特別区を含む。以下同じ。）町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に前項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

#### (仮指定)

第百十条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

#### (所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べるすることができる。

#### (解除)

第百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第百十条第一項の規定による仮指定が適当でないとして認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。

#### (管理団体による管理及び復旧)

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所

有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章及び第十二章において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

（所有者による管理及び復旧）

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第十二章において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）

第百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に

関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

(復旧に関する命令又は勧告)

第二百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)

第二百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)

第二百二十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第百十八条及び第百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第二百五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付けられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第二百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第百八十四条第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第二百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

（環境保全）

第二百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第二百五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（管理団体による買取りの補助）

第二百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

（保存のための調査）

第二百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第二百三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（登録記念物）

第二百三十二条 文部科学大臣は、史跡名勝天然記念物（第一百十条第一項に規定する仮指定を都道府県教育委員会が行つたものを含む。）以外の記念物（第一百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行つてゐるものを除く。）のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2 前項の規定による登録には、第五十七条第二項及び第三項、第九十九条第三項から第五項まで並びに第一百一十一条第一項の規定を準用する。

第二百三十三条 前条の規定により登録された記念物（以下「登録記念物」という。）については、第五十九条第一項から第五項まで、第六十四条、第六十八条、第一百一十一条第二項及び第三項並びに第一百三十三条から第二百十条までの規定を準用する。この場合において、第五十九条第一項中「第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定したとき」とあるのは「第九十九条第一項の規定により史跡名勝天然記念物に指定したとき（第一百十条第一項に規定する仮指定を都道府県教育委員会が行つたときを含む。）」と、同条第四項中「所有者に通知する」とあるのは「所有者及び権原に基づく占有者に通知する。ただし、通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、当該通知に代えて、その通知すべき事項を当該登録記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に当該通知が相手方に到達したものとみなす」と、同条第五項中「抹消には、前条第二項の規定を準用する」とあるのは「抹消は、前項の規定による官報の告示が



あつた日からその効力を生ずる。ただし、当該登録記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、前項の規定による通知が到達した時又は同項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる」と、第百十三条第一項中「不適當であると明らかに認められる場合には」とあるのは「不適當であることが明らかである旨の関係地方公共団体の申出があつた場合には、関係地方公共団体の意見を聴いて」と、第百十八条及び第百二十条中「第三十条、第三十一条第一項」とあるのは「第三十一条第一項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、第三十一条第一項中「並びにこれに基いて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い」とあるのは「及びこれに基づく文部科学省令に従い」と読み替えるものとする」と、第百十八条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項」とあるのは「第四十七条第四項」と、第百二十条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項」とあるのは「第四十七条第四項」と読み替えるものとする。

## 文化財保護法施行令 抄

（昭和五十年九月九日政令第二百六十七号）

最終改正：平成二四年七月二五日政令第二〇二号

内閣は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十七条の三第一項、第八十条の二及び第八十三条の三第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）並びに文化財保護法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第四十九号）附則第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第九十四条第一項の政令で定める法人）

第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第九十四条第一項の政令で定める法人は、九州旅客鉄道株式会社、港務局、四国旅客鉄道株式会社、首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、地方住宅供給公社、地方道路公社、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、土地開発公社、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、西日本電信電話株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本勤労者住宅協会、日本電信電話株式会社、日本放送協会、日本郵便株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、東日本電信電話株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び地方公共団体の全額出資に係る法人で文化庁長官の指定するものとする。

（法第二百二十六条の政令で定める処分等）

第二条 法第二百二十六条の政令で定める処分等は、次の各号に掲げるものとする。

一 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十三条及び第三十三条の五第一項の規定による認可（同項の規定による認可にあつては、岩石採取場の区域の拡張に係るものに限る。）

二 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十六条及び第二十条第一項の規定による認可（同項の規定による認可にあつては、砂利採取場の区域の拡張に係るものに限る。）

2 前項各号に掲げる認可の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者が法第二百二十六条の規定により通知する事項は、次のとおりとする。

一 前項各号に掲げる認可の別

二 当該認可に係る区域

三 当該認可を受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

四 当該認可に係る行為の内容並びにその開始及び終了の時期

（法第四百十一条第二項の規定による協議）

第三条 文化庁長官が法第四百十一条第二項の規定により行うものとされている協議は、同項に規定する勧告又は命令を行うことにより、国土の開発その他の公益を目的とする事業の円滑な実施又は農林水産業その他の地域における産業の振興に影響を及ぼすと認められる場合において、当該事業又は産業を所管する各省各庁の長と行うものとする。

（伝統的建造物群保存地区内における現状変更の規制の基準）

第四条 法第四百十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）内における現状変更の規制の基準に関しては、この条の定めるところによる。

2 保存地区内における次に掲げる行為については、あらかじめ、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（都市計画に定めた保存地区にあつては、市町村の長及び教育委員会とし、以下この条において単に「教育委員会」という。）の許可を受けなければならないものとする。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為及び通常管理行為、軽易な行為その他の行為で条例で定めるものについては、この限りでないものとする。

一 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、増築、改築、移転又は除却

二 建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの

三 宅地の造成その他の土地の形質の変更

四 木竹の伐採

五 土石の類の採取

六 前各号に掲げるもののほか、保存地区の現状を変更する行為で条例で定めるもの

3 教育委員会は、前項の規定により許可を受けることとされている行為で次に定める基準（市町村の長にあつては、第八号に定める基準）に適合しないものについては、許可をしてはならないものとする。

一 伝統的建造物群を構成している建築物等（以下「伝統的建造物」という。）の増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の伝統的建造物の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

二 伝統的建造物の移転（同一保存地区内における当該伝統的建造物の移築を含む。以下この号において同じ。）については、移転後の伝統的建造物の位置及び移転後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

三 伝統的建造物の除却については、除却後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

四 伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の当該建築物等の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

五 前号の建築物等の移転については、移転後の当該建築物等の位置及び移転後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

六 第四号の建築物等の除却については、除却後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

七 前項第三号から第六号までの行為については、それらの行為後の地貌その他の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

八 前各号に定めるほか、当該行為後の建築物等又は土地の用途等が当該伝統的建造物群の保存又は当該保存地区の環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

4 第二項の規定による許可には、保存地区の保存のため必要な限度において条件を付することができるものとする。

5 国又は地方公共団体の機関が行う行為については、第二項の規定による許可を受けることを要しないものとする。この場合において、当該国又は地方公共団体の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、教育委員会に協議しなければならないものとする。

6 次に掲げる行為及びこれらに類する行為で保存地区の保存に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして条例で定めるものについては、第二項の規定による許可を受け、又は前項の規定による協議をすることを要しないものとする。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、教育委員会にその旨を通知しなければならないものとする。

一 都市計画事業の施行として行う行為、国、都道府県、市町村若しくは当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設若しくは市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為、国土保全施設、水資源開発施設、道路交通、船舶交通若しくは航空機の航行の安全のため必要な施設、気象、海象、地象、洪水等の観測若しくは通報の用に供する施設、自然公園の保護若しくは利用のための施設若しくは都市公園若しくはその施設の設置若しくは管理に係る行為、土地改良事業若しくは地方公共団体若しくは農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造若しくは漁業構造の改善に関する事業の施行に係る行為、重要文化財等文部科学大臣の指定に係る文化財の保存に係る行為又は鉱物の掘採に係る行為（当該保存地区の保存に支障があると認めて条例で定めるものを除く。）

二 道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは地方公共団体が行う通信業務、認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百十条第一項 に規定する認定電気通信事業をいう。）、基幹放送（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号 に規定する基幹放送をいう。）若しくは有線テレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われる同条第十八号に規定するテレビジョン放送をいう。）の用に供する線路若しくは空中線系（その支持物を含む。）、水道若しくは下水道又は電気工作物若しくはガス工作物の設置又は管理に係る行為（自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、車庫及び発電の用に供する電気工作物の新設に係るものその他当該保存地区の保存に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めて条例で定めるものを除く。）

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項 の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項 又は第九十七条第一項 の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

一 法第三十五条第三項（法第八十三条、第百十八条、第二百十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第百二十一条第二項（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び第百二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督

二 法第四十三条第四項（法第百二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）

三 法第五十一条第五項（法第五十一条の二（法第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限り。）及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令

四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）

五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市教育委員会）が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等

ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り

二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限り。）

三 法第五十四条（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県教育委員会（第一号イからトまで及びリに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合並びに同号ヌに規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからへまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第百二十五条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で三月以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築、改築又は除却

ロ 小規模建築物の新築、増築、改築又は除却（増築、改築又は除却にあつては、建築の日から五十年を経過していない



小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるものハ工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置、改修若しくは除却(改修又は除却にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)

ニ 法第百十五条第一項(法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却

ホ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修

ヘ 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)

ト 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着

チ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

リ 天然記念物に指定された鳥類の巢で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。)の除却

ヌ イからリまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理のための計画を都道府県の教育委員会(当該計画が町村の区域を対象とする場合に限る。))又は市の教育委員会(当該計画が市の区域を対象とする場合に限る。))が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。)における現状変更等

二 法第百三十条(法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。))及び第百三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからヌまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)

5 文化庁長官は、前項第一号ヌの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

6 第四項第一号ヌの管理のための計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

7 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

(出品された重要文化財等の管理)

第六条 文化庁長官は、法第百八十五条第一項の規定により、法第四十八条(法第八十五条において準用する場合を含む。)の規定により出品された重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理の事務の全部又は一部を当該出品に係る公開を行う施設が存する都道府県の教育委員会(当該施設(都道府県が設置するものを除く。))が指定都市等の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会)が行うこととする場合には、あらかじめ、当該教育委員会が行う事務の範囲を明らかにして、当該教育委員会の同意を求めなければならない。

2 都道府県又は指定都市等の教育委員会は、前項の規定により文化庁長官から同意を求められたときは、その内容について同意をするかどうかを決定し、その旨を文化庁長官に通知するものとする。

(事務の区分)

第七条 第五条第一項(第五号に係る部分を除く。)、第三項(第二号に係る部分を除く。))及び第四項の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号 法定受託事務とする。

## 附 則 抄

(施行期日)

1 この政令は、昭和五十年十月一日から施行する。

(国の貸付金の償還期間等)

2 法附則第七条第二項の政令で定める期間は、五年(二年の据置期間を含む。)とする。

3 前項の期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)第六条第一項の規定による貸付けの決定(以下「貸付決定」という。)ごとに、当該貸付決定に係る法附則第七条第一項の規定による国の貸付金(以下「国の貸付金」という。)の交付を完了した日(その

日が当該貸付決定があつた日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日)の翌日から起算する。

4 国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。

5 国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。

6 法附則第七条第五項の政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行つた場合とする。

(法第九十四条第一項の政令で定める法人に関する経過措置)

7 法第九十四条第一項の政令で定める法人は、独立行政法人環境再生保全機構が行う独立行政法人環境再生保全機構法(平成十五年法律第四十三号)附則第七条第一項第一号に掲げる業務が終了するまでの間、第一条に規定するもののほか、独立行政法人環境再生保全機構とする。

8 法第九十四条第一項の政令で定める法人は、独立行政法人森林総合研究所が行う独立行政法人森林総合研究所法(平成十一年法律第百九十八号)附則第六条第一項、第八条第一項、第九条第一項及び第十一条第一項に規定する業務が終了するまでの間、第一条及び前項に規定するもののほか、独立行政法人森林総合研究所とする。

月一日から施行する。

十六年四月一日から施行する。

## 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則

（昭和二十九年六月二十九日文化財保護委員会規則第七号）

最終改正：平成一七年三月二八日 文部科学省令第一一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第十五条第一項及び第七十二条第一項（同法第七十五条及び第九十五条第五項で準用する場合を含む。）の規定に基づき、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則を次のように定める。

（標識）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百十五条第一項（法第百二十条 及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別（特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。）及び名称

二 文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定を行つた都道府県教育委員会の名称）の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）

三 指定又は仮指定の年月日

四 建設年月日

3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

（説明板）

第二条 法第百十五条第一項 の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称

二 指定又は仮指定の年月日

三 指定又は仮指定の理由

四 説明事項

五 保存上注意すべき事項

六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

（標柱及び注意札）

第三条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

（境界標）

第四条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。

3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）及び文部科学省の文字を彫るものとする。

4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

（標識等の形状等）

第五条 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和

関 係 法 令

するよう設置者が定めるものとする。

（囲いその他の施設）

第六条 法百十五條第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

附 則

- 1 この規則は、昭和二十九年七月一日から施行する。
- 2 史跡名勝天然記念物保存施設規則（昭和二十六年文化財保護委員会規則第二号）は、廃止する。

附 則（平成一二年一〇月三十一日文部省令第五三号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一七年三月二八日文部科学省令第一一号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。



## 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

(昭和二十六年七月十三日文化財保護委員会規則第十号)

最終改正：平成一七年三月二八日文部科学省令第一一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第八十条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。

（許可の申請）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第二百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に提出しなければならない。

一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由

十 現状変更等の内容及び実施の方法

十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期

十三 現状変更等に係る地域の地番

十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴

二 出土品の処置に関する希望

（許可申請書の添附書類等）

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 現状変更等の設計仕様書及び設計図

二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図

三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真

四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書

七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

（終了の報告）

第三条 法第二百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び令第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行つた場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

（維持の措置の範囲）

第四条 法第二百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

（国の機関による現状変更等）

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

2 法第百六十八条第三項で準用する法第二百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

（管理計画）

第六条 令第五条第四項第一号ヌの管理のための計画（以下「管理計画」という。）には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理計画を定めた教育委員会
- 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
- 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
- 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
- 八 その他参考となるべき事項

2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年三月八日文部省令第八号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年三月二八日文部科学省令第一一号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

## 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則

（昭和二十六年三月八日文化財保護委員会規則第八号）

最終改正：平成一七年三月二八日 文部科学省令第一一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十四条第三項で準用する同法第三十一条第三項の規定並びに同法第七十五条で準用する同法第三十二条及び第三十三条の規定に基き、並びに同法第七十五条で準用する同法第三十二条第一項及び第三十三条並びに同法第八十二条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則を次のように定める。

（管理責任者選任の届出書の記載事項）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 管理責任者の氏名及び住所

六 管理責任者の職業及び年令

七 選任の年月日

八 選任の事由

九 その他参考となるべき事項

（管理責任者解任の届出書の記載事項）

第二条 法第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 管理責任者の氏名及び住所

六 解任の年月日

七 解任の事由

八 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項

（所有者変更の届出書の記載事項等）

第三条 法第二百十条で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 旧所有者の氏名又は名称及び住所

五 新所有者の氏名又は名称及び住所

六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積

七 変更の年月日

八 変更の事由

九 その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

（管理責任者変更の届出書の記載事項）

第四条 法第二百十条で準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 旧管理責任者の氏名及び住所
- 六 新管理責任者の氏名及び住所
- 七 新管理責任者の職業及び年令
- 八 変更の年月日
- 九 変更の事由
- 十 その他参考となるべき事項

(所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項)

第五条 法第二百十条で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 五 変更前の氏名若しくは名称又は住所
- 六 変更後の氏名若しくは名称又は住所
- 七 変更の年月日
- 八 その他参考となるべき事項

(史跡、名勝又は天然記念物の滅失、き損等の届出書の記載事項等)

第六条 法第一百八条、第二百十条及び第七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難（以下「滅失、き損等」という。）の事実の生じた日時
- 八 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
- 九 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
- 十 き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物とその保存上受ける影響
- 十一 滅失、き損等の事実を知った日
- 十二 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、滅失、き損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第七条 法第一百五条第二項（法第二百十条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもつて、異動のあつたのち三十日以内に行わなければならない。



2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

（国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等）

第八条 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第百六十七条第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第三条の規定を、法第百六十七条第一項第三号の場合に係るときは第六条の規定を、法第百六十七条第一項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二九年六月二九日文化財保護委員会規則第六号）

この規則は、昭和二十九年七月一日から施行する。

附 則（平成一七年三月二八日文部科学省令第一一号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

## 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則

（昭和二十九年六月二十九日文化財保護委員会規則第九号）

最終改正：平成一七年三月二八日文部科学省令第一一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第八十条の二第一項（同法第九十条第二項で準用する場合を含む。）の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則を次のように定める。

（復旧の届出）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第二百二十七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

八 復旧を必要とする理由

九 復旧の内容及び方法

十 復旧の着手及び終了の予定時期

十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十二 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

一 設計仕様書

二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面

三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基く占有者の意見書

（届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更）

第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

（終了の報告）

第三条 法第二百二十七条第一項の規定により届出を行つた者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

（復旧の届出を要しない場合）

第四条 法第二百二十七条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第一百八条又は第二百十条で準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。

二 法第二百二十二条第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。

三 法第二百五条第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

（国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知）

第五条 法第六十七条第一項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。

2 法第六十七条第一項第五号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を行うとき。

二 法第六十九条第一項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

附 則

この規則は、昭和二十九年七月一日から施行する。

附 則（昭和五〇年九月三〇日文部省令第三三号） 抄

- 1 この省令は、文化財保護法の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十年十月一日）から施行する。

附 則（平成一七年三月二八日文部科学省令第一一号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

# 国 史 跡

おおだいやまもと

## 大平山元遺跡保存管理計画

---

青森県東津軽郡外ヶ浜町  
外ヶ浜町教育委員会

2016（平成28）年3月31日

〒030-1393

青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田高鍋屋44-2  
Tel：0174（31）1233 Fax：0174（31）1234

---